

令和4年3月2日開会

令和4年3月16日閉会

令和4年第1回
和気町議会定例会会議録

和 気 町 議 会

令和4年第1回和気町議会定例会議事日程

1. 会期 3月2日(水)から3月16日(水)までの15日間
2. 日程

日程	月 日	曜日	開議時刻	摘 要
第1日	3月 2日	水	午前9時	本 会 議 1 開 会 2 議事日程の報告 3 会議録署名議員の指名 4 会期の決定 5 諸般の報告、施政方針 6 選任及び選挙 7 諮問の上程、説明、質疑、討論、採決 8 議案の上程、説明(補正予算、条例等、一般会計[当初])
第2日	3月 3日	木	午前9時	本 会 議 1 開 議 2 議案の上程、説明(特別会計[当初]、その他)
第3日	3月 4日	金	午前9時	本 会 議 1 開 議 2 議案質疑、委員会付託 3 陳情の上程、委員会付託
第4日	3月 5日	土		休 会
第5日	3月 6日	日		休 会
第6日	3月 7日	月	午前9時	休 会(本会議) 現地視察 総務文教常任委員会 厚生産業常任委員会
第7日	3月 8日	火	午前9時	休 会(本会議) 和気鵜飼谷温泉事業特別委員会 午前9時～ 議会全員協議会 特別委員会終了後
第8日	3月 9日	水	午前9時	休 会(本会議) 総務文教常任委員会 午前9時～
第9日	3月10日	木	午前9時	休 会(本会議) 厚生産業常任委員会 午前9時～
第10日	3月11日	金		休 会
第11日	3月12日	土		休 会
第12日	3月13日	日		休 会
第13日	3月14日	月	午前9時	本 会 議 1 開 議 2 一般質問

日 程	月 日	曜日	開議時刻	摘 要
第14日	3月15日	火		休 会
第15日	3月16日	水	午前9時	本 会 議 1 開 議 2 委員長報告 3 質 疑 4 討論・採決 5 閉 会

令和4年第1回和気町議会定例会目次

◎第 1 日	3月 2日 (水)	1
◎第 2 日	3月 3日 (木)	23
◎第 3 日	3月 4日 (金)	31
◎第13日	3月14日 (月)	77
◎第15日	3月16日 (水)	111

令和4年第1回和気町議会会議録（第1日目）

1. 招集日時 令和4年3月2日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 令和4年3月2日 午前9時00分開会 午後2時32分散会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名
1番 尾崎 智美 3番 従野 勝 4番 神崎 良一
5番 山本 稔 6番 居樹 豊 7番 万代 哲央
8番 西中 純一 9番 安東 哲矢 10番 当瀬 万享
11番 山本 泰正
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名
なし
7. 説明のため出席した者の職氏名
町 長 草加 信義 副町長 稲山 茂
教育長 徳永 昭伸 民生福祉部長 岡本 芳克
総務課長 永宗 宣之 危機管理室長 河野 憲一
財政課長 海野 均 まち経営課長 寺尾 純一
税務課長 岡本 康彦 生活環境課長 山崎 信行
健康福祉課長 松田 明久 介護保険課長 井上 輝昭
産業振興課長 新田 憲一 都市建設課長 西本 幸司
上下水道課長 田村 正晃 総務事業課長 久永 敏博
会計管理者 清水 洋右 教育次長 万代 明
学校教育課長 國定 智子
8. 職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 則枝 日出樹

9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第 1	会議録署名議員の指名について	3 番 從野 勝 4 番 神崎良一
日程第 2	会期の決定について	15 日間
日程第 3	諸般の報告	議長、町長
日程第 4	選任第 1 号 議会広報編集委員会委員の選任について	選任
日程第 5	選挙第 1 号 東備消防組合議会議員の補欠選挙について	選挙
日程第 6	選挙第 2 号 田原用水組合議会議員の選挙について	選挙
日程第 7	諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦について	適任
日程第 8	議案第 1 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	説明
日程第 9	議案第 2 号 令和 3 年度和気町一般会計補正予算（第 7 号）について	説明
	議案第 3 号 令和 3 年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について	説明
	議案第 4 号 令和 3 年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 4 号）について	説明
	議案第 5 号 令和 3 年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について	説明
	議案第 6 号 令和 3 年度和気町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について	説明
	議案第 7 号 令和 3 年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について	説明
	議案第 8 号 令和 3 年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について	説明
	議案第 9 号 令和 3 年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第 3 号）について	説明
	議案第 10 号 令和 3 年度和気町地域開発事業特別会計補正予算（第 2 号）について	説明
	議案第 11 号 令和 3 年度和気町上水道事業会計補正予算（第 3 号）について	説明
議案第 12 号 令和 3 年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第 4 号）について	説明	
日程第 10	議案第 13 号 和気町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	説明

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
	議案第14号 和気町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 について	説明
	議案第15号 和気町公民館使用条例の一部を改正する条例について	説明
日程第11	議案第16号 和気町農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合 を4分の1以上とすることの同意について	説明
日程第12	議案第17号 令和4年度和気町一般会計予算について	説明

午前9時00分 開会

(開会・開議の宣告)

○議長(山本泰正君) 皆さん、御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、10名です。

したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第1回和気町議会定例会を開会します。

なお、議会中は、感染拡大防止のためマスク着用の奨励をいたしておりますとともに、風邪や発熱の病状がある方は出席を控えていただくようお願いいたします。

また、飛沫防止用のアクリル板を演台に設置しております。登壇されて発言される場合はマスクを外して発言をしていただき、発言が終わりましたらマスクの着用をお願いいたします。

これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(山本泰正君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。御了承を願います。

(日程第1)

○議長(山本泰正君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番 従野 勝君及び4番 神崎良一君を指名します。

(日程第2)

○議長(山本泰正君) 日程第2、会期の決定についてを議題にします。

ここで、去る2月21日、議会運営委員会を開き、今期定例会の運営について協議した結果を委員長から報告を求めます。

議会運営委員長 山本君。

○議会運営委員長(山本 稔君) 皆さん、おはようございます。

それでは、去る2月21日午前9時から本庁舎3階第1会議室において、委員全員、執行部より町長、副町長、担当課長出席の下、令和4年第1回和気町議会定例会の会期、日程等を協議いたしました。その結果を御報告いたします。

まず、会期につきましては、本日3月2日から3月16日までの15日間といたしました。

日程につきましては、第1日目、本日、議案の上程、説明を行い、本会議終了後に議会運営委員会を開催いたします。

なお、一般質問通告期限は、本日の正午でございます。

第2日目、3月3日午前9時から本会議を開催し、1日目に引き続き、議案の上程、説明を行い、本会議終了後に議会広報編集委員会を開催いたします。

第3日目、3月4日午前9時から本会議を開催し、議案の質疑及び委員会付託を行います。また、陳情1件を受理しておりますので、併せて上程及び委員会付託を行います。

第4日目と第5日目は、休会といたします。

第6日目、3月7日、本会議は休会とし、午前9時から総務文教及び厚生産業、両常任委員会合同で現地視察を行います。

第7日目、3月8日、本会議は休会とし、午前9時から和気鶴飼谷温泉事業特別委員会を開催いたします。また、特別委員会終了後、議会全員協議会を開催いたします。

第8日目、3月9日、本会議は休会とし、午前9時から総務文教常任委員会を開催いたします。

第9日目、3月10日も本会議は休会で、午前9時から厚生産業常任委員会を開催いたします。

第10日目から第12日目までは、休会といたします。

第13日目、3月14日午前9時から本会議を開催し、一般質問を行います。本会議終了後、議会運営委員会を開催いたします。

第14日目、3月15日は、一般質問の予備日となっております。

第15日目、3月16日午前9時から本会議を開催し、委員長報告、質疑、討論及び採決を行います。

なお、今定例会に提案されます案件は、選任・選挙3件、諮問1件、条例3件、予算27件、その他4件、及び陳情1件であります。

以上、議会運営委員会の委員長報告といたします。

○議長（山本泰正君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、御苦労さまでした。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月16日までの15日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から3月16日までの15日間に決定しました。

（日程第3）

○議長（山本泰正君） 日程第3、諸般の報告をします。

議長の諸般の報告は、お手元に配付のとおりです。後ほど御一読をお願いします。

次に、町長から諸般の報告と併せ、令和4年度町政執行に当たり施政方針演説がございます。

町長 草加君。

○町長（草加信義君） 本日、ここに令和4年第1回和気町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては早速御参集を賜りありがとうございます。

それでは、令和3年第7回議会定例会以降の諸般の報告を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス関連についてでございますが、今年に入りまして、非常に感染力の強いオミクロン株による感染拡大が続き、本町におきましても、昨年末まで35名の感染者で推移いたしておりましたが、2月末までで152人、それにプラス、昨日10名、感染発表させていただいております。また、本日、11名の感染者の発表をさせていただく予定になっております。合わせますと173名、本日までに感染いたしておることになります。今までに経験したことのないペースで感染者の確認が続いております。このような状況を受けまして、岡山県では2月20日から3月6日まで、まん延防止等重点措置の適用を受け、飲食店等への営業時間の短縮、酒類の提供の制限を設けております。和気町におきましても、2月19日に対策本部会議を開催いたしまして、まん延防止等重点措置の適用期間における公共施設等の利用を午後5時までとする決定をいたしました。ただし、感染状況や感染拡大地域からの利用者等を勘案いたしまして、町外からの乳幼児等の利用が多い子どもひろばにつきましては、終日休館といたしております。また、和気鶴飼谷温泉につきましては、岡山県の要請によりまして、レストラン営業は夜の部を1時間短縮いたしまして、夜8時までの時短営業といたしております。日帰り入浴も営業時間を2時間短縮いたしまして、夜8時までといたしております。なお、酒類の提供は、期間中、全館で中止といたしております。

次に、ワクチン接種の状況でございますが、昨年6月、7月に2回目の接種が終了された方へは、おおむね

7か月が経過した1月の中旬から接種券を送付していましたが、2月からは接種ペースを早めまして、2回目の接種から6か月を経過した方から週ごとに、接種券を送付するようにいたしております。予約につきましても、予約開始日を設けず、接種券がお手元に到着した方から受付ができるようにいたしております。ファイザー社、モデルナ社と、それぞれのワクチンを使用しておりますが、いずれのワクチンでも同様の効果が期待できますので、町民の皆様方には、種類よりも一日でも早い接種をお願いいたします。なお、2月末時点で65歳以上の高齢者の接種率は62.3%となっております。新型コロナウイルスの流行を抑え込むには、ワクチン接種をはじめ、マスクの着用、手指消毒、3密の回避といった基本的な感染症対策の徹底が必須でございますので、引き続き啓発活動を続けてまいりたいと考えております。

次に、子育て世帯臨時特別給付金についてでございますが、昨年12月10日には先行給付分として5万円を、12月27日にはクーポン相当分として現金5万円を給付いたしました。なお、この事業における所得制限により対象外となった児童手当特例給付対象者につきましても、10万円の給付を行っております。

次に、1月4日、和気武道館において、鏡開き式が行われました。町内小・中学校の柔道、剣道愛好者、約50名が参加する中、寒さを吹き飛ばす稽古始めが行われ、技術上達を祈願いたしました。

次に、1月7日、和気町総合福祉センターにおいて、令和4年和気町成人式が、感染対策を十分に講じながら開催されました。今回の対象者160人のうち104人が出席いたしまして、同級生との久しぶりの再会で楽しいひとときを過ごすとともに、決意を新たに大人への第一歩を踏み出しました。

次に、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた地域経済の活性化のために、昨年11月から販売いたしておりました和気町プレミアム付商品券でございますが、本年1月31日をもって販売終了となりました。販売結果でございますが、販売対象者1万3,719人に対しまして販売数が1万2,025冊、率といたしましては87.65%となっております。非常に多くの方に御購入いただきまして、町内での消費喚起と地域経済の活性化につながったものと考えておるところでございます。

次に、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金でございますが、対象者となる約2,000世帯に、2月7日から申請書を送付いたしております。内容を確認いただいた後、役場へ申請をいただくこととなりますが、できるだけ早急に給付ができるよう進めているところでございます。

次に、2月9日、令和3年度第2回岡山都市圏連携協議会が開催され、令和3年度の主な取組の報告や令和4年度の取組の概要案、第2期岡山連携中枢都市圏ビジョンの策定とそれに伴う連携協約の変更等について協議いたしました。令和4年度の取組といたしましては、第2期のビジョンに基づく圏域の経済成長の持続や定住のさらなる推進、圏域内周遊に向けた観光資源の発信など、圏域全体の発展に向けた事業の加速化を確認いたしましたところでございます。

また、協議会終了後、圏域の気候変動対策の取組として、太陽光発電設備等共同購入事業に係る協定の締結式が行われました。本町のほか、岡山市、瀬戸内市、赤磐市、早島町、吉備中央町の6市町が協定を締結いたしました。

次に、2月14日、農林水産省から「田土の棚田」がポスト棚田百選に選定されました。3月25日に、オンラインで認定書の授与式が行われます。ポスト棚田百選は、すばらしい棚田景観の保全活動に取り組む優良な地域や組織を認定するもので、「田土の棚田」は地域を挙げて活動していることから、今回の選定につながっております。

次に、日笠地区公民館及び第三分団機動部機庫新築工事についてでございますが、2月15日に中間検査を実施いたしまして、進捗状況を確認してまいりました。建築については、内装の一部を残して完了しており、外構工事についても、3月中旬の本検査までに全て完了するスケジュールで進んでいることを確認いたしました。

次に、2月17日、国民健康保険運営協議会を開催いたしました。保険税の抑制には医療費の削減が大変重要

であることから、医療費の抑制のために、御自身の健康管理に役立つ健康手帳を配布いたしております。血圧や体重、食事を記入し、日々の生活を見直すことにより、生活習慣病等を予防するとともに、各種疾患の早期発見、早期治療に役立てていただくものでございます。今後、愛育委員とも協力しながら、町民の健康管理を進めてまいります。

次に、2月22日、介護保険事業運営委員会が開催されました。令和3年度の実施状況と第8期介護保険事業計画に沿った取組について御協議いただきました。

また、同日、備前警察署長から令和3年中の犯罪及び交通事故の発生状況について説明がありました。刑法犯の発生状況については、備前警察署管内で対前年度比マイナス4件の120件と減少傾向にありますが、交通事故の発生状況につきましては、備前警察署管内の人身事故は、昨年79件発生いたしております、対前年度比プラス17件と増加いたしております。本町におきましても2件の交通死亡事故が発生いたしております、関係機関と協議を行い、再発防止に向けて対応したところでございます。

次に、小・中学校とにこにこ園の状況でございます。新型コロナウイルス感染症の子供への感染拡大が懸念される中、内容や方法を工夫し、感染対策を徹底しながらの教育活動が続いております。小・中学校では、GIGAスクール構想の実現に向けまして、1人1台のタブレット端末を活用した授業や教育活動が着実に進んでいるところでございます。学校だけでなく、新型コロナウイルス感染症への対応で自宅待機になった場合や平常時の持ち帰り、家庭での活用についても進めております。また、感染が確認された場合は、人権に配慮しつつ、保健所の指導を踏まえ、教育委員会や学校医、園医と連携し対応しているところでございます。まだまだ予断は許されない状況でございますが、進級、進学に向け、1年間のまとめの時期における教育の充実と子供たちの心身の健康に留意しながら、適切に対応を進めてまいります。

次に、宮田分譲住宅地についてでございますが、昨年末に18区画の宅地造成工事が完了いたしまして、若者世代の移住・定住の促進を図ることを目的とする新たな住環境の提供が可能となりました。宅地における優良な住宅建築を誘導するため、建築業者向けに分譲宅地売却に係る公募型プロポーザルを年明けに開始いたしまして、事業提案の審査会を2月17日に開催いたしました。本審査会には、建築業者1社からの事業提案があり、プロポーザル審査基準に基づき、事業計画、地域貢献、事業実績等を勘案いたしまして、優先交渉権者を決定いたしました。和気町といたしましても、契約の締結に向けた協議を進めてまいります。今後は町民及び移住・定住希望者に対し広く募集し、戸建住宅地分譲地の整備が進んでいくことで、和気町への若者世代の移住・定住の促進に寄与するものと考えておるところでございます。

以上、諸般の報告とさせていただきます。

ここで、議長のお許しをいただきましたので、令和4年第1回和気町議会定例会の開会に際しまして、議会に提案いたしております令和4年度一般会計及び特別会計の各予算をはじめ、関係諸議案の審議をお願いするに当たりまして、私の所信の一端と予算編成の基本的事項を申し述べ、議員各位並びに町民各位の御理解を賜りたいと存じます。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の変異株による流行を繰り返し、国内外が混乱と、戦後最悪の経済危機に直面し、今なお継続している状況であります。令和2年度以降、新型コロナウイルスの急激な感染拡大という事態に遭遇し、その対策に一刻の猶予も許されない中、全速力でワクチン接種を進めるとともに、経済支援及び生活支援に向けて、特別定額給付金の給付、子育て世帯及び住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金、町民や事業者に対する支援といたしまして、商品券事業、飲食店感染防止対策事業や水道料金の免除、町独自の事業持続化給付金、就学支援金の給付事業を実施してまいりました。

国の2月の月例経済報告では、景気は、持ち直しの動きが続いているものの、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が残る中で、一部に弱さが見られるとの判断を維持し、先行きについては、感染対策に万全を期

し、経済社会活動を継続していく中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待されるとしながらも、感染拡大による影響や供給面での制約、原材料価格の動向による下振れリスクに十分注意する必要があるとされているところでございます。

今年1月に閣議決定された令和4年度の政府経済見通しにおいて、令和4年度の経済財政運営の基本的態度に基づく経済対策を迅速かつ着実に実施すること等により、令和4年度の実質GDP成長率は3.2%程度、名目GDP成長率は3.6%となり、GDPは過去最高となることを見込まれるとされているところでございます。しかしながら、2月24日の東京商工リサーチの発表によると、新型コロナ関連の経営破綻が全国で累計2,800件に達し、本年2月まで13か月連続で100件を超えたとの報道がなされたほか、有効求人倍率の下落と低迷、完全失業率の悪化など、決して緊張を緩めることができない状況が続いておるところでございます。

こういった中、和気町の財政状況について申し上げます。

令和3年度の決算見込みについてでございますが、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が続く中、国の新型コロナ対応臨時交付金を最大限活用いたしまして、感染症により大きな影響を受けた方々への支援を速やかに行うために必要な感染予防対策や経済対策について、積極的かつ迅速な取組を行ってまいりました。一方で、コロナ禍の中、各種事業が中止となるケースも多方面で生じ、昨年度に引き続き、行政運営については縮小を余儀なくされたところでもあります。このような状況の下、今回提案いたしております一般会計の補正予算後においては、年度当初、財政調整基金からの繰入れ予定額を1億8,000万円といたしました。最終的には財政調整基金からの繰入れなしでの決算を見込んでおります。今後、事業精査による各種交付金等の確定、歳出の不用額により、最終的には昨年度以上に財政調整基金への積立てができるものと考えておるところでございます。私は、さらなる財政基盤の強化を図り、事務事業の効率的な執行とめり張りのある行財政運営を行いまし、町民のニーズに応えるとともに、将来のまちづくりに責任を持って町政のかじ取りを行う決意でございます。

それでは、次に町政運営の基本方針について述べさせていただきます。

今日の地方自治体を取り巻く状況は、急速に進む人口減少と少子・超高齢社会の到来に加えまして、令和元年12月の発生以降、いまだ収束の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症の世界的な流行や地球温暖化に起因する気候変動と、それに連動するかのよう頻発する大規模自然災害、そして南海トラフ地震への危惧など、社会不安が増幅し、人々が生活様式の変容を余儀なくされるなど、厳しさを増し続けております。しかし、どれだけ厳しい状況にあらうとも、私たちは未来を切り開いていくために前を向いて歩を進めていかななくてはなりません。困難を乗り越え、平穏な日常を取り戻していく途上における行政の担うべき責任の重さ、町民の皆様から寄せられる期待を、改めて強く感じておるところでございます。

本町においては、令和3年度からスタートいたしました第2次和気町総合計画で、「人と地域が輝く 晴れの国の 和気あいあいのまち」を10年後の将来像として掲げ、安心して住み続けられる持続可能なまちづくりの実現に向けた各施策を展開いたしております。本町が長年抱えている人口減少問題につきましても、移住・定住施策を積極的に実施してきた結果、過去5年間で500人を超える移住者を迎えることに成功いたしております。

令和3年度は、コロナ禍における緊急事態宣言下での県境をまたぐ移動自粛の影響があり、移住者数は1月末で前年比84.1%とやや減少いたしておりますが、移住相談件数は前年比130.8%と大幅に増加いたしております。コロナ禍や大規模自然災害への危機を契機とした地方移住への流れが加速している現在、東京、大阪への移住キャラバン隊派遣やインターネット媒体を利用した町のPRを、感染状況を見ながら機を逃すことなく実施するとともに、若者や子育て世代をターゲットにした住まいの確保、安定した雇用の創出に向けた取組の強化が必要となっております。総合計画のリーディングプロジェクトとして位置づけ、一体的に策定した第2期ま

ち・ひと・しごと創生総合戦略を進めることで、人口減少の克服と地方創生の達成を目指してまいります。また、安心して住み続け続けられる持続可能なまちづくりとSDGsが掲げる17の目標は深い関連性があり、第2次総合計画における各分野の施策の成果がSDGsの目標達成に直結するものであるため、コロナ禍での新しい生活様式を踏まえた、ICTの活用による利便性の高い行政サービスの提供体制の構築といったデジタル化の推進、再生可能エネルギーの積極的な導入に取り組み、町の持続可能なまちづくりを加速させてまいります。

国においても、新型コロナウイルス感染症への対応に万全を期すとともに、成長と分配の好循環による新しい資本主義の実現に向け、総額107兆6,000億円の令和4年度一般会計予算となる見込みでございます。本町における令和4年度の予算編成では、財政規律を堅持することを前提としながら、第2次和気町総合計画及び和気町まち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえながら、新型コロナウイルス感染症から町民の命と暮らしを守りつつ、「人と地域が輝く 晴れの国の 和気あいあいのまち」の実現に向け、創意と工夫で最大の行政効果が得られますように、英知を結集して全力で取り組むことといたしております。

次に、令和4年度の主要事業の概要については、第2次和気町総合計画の基本構想に掲げている7つの基本目標に沿って述べさせていただきます。

まず、「安全・安心でやすらぎを実感できるまち」についてでございますが、町民の安全を守り、安心して暮らしていける環境づくりは、行政として行うべき最大の使命であると考えております。災害や感染症などの様々なリスクに対応するために、危機管理体制のさらなる充実強化が重要となっております。新型コロナウイルス感染症のような新たな感染症に対応していくために、引き続き感染症予防対策の普及・啓発に取り組むとともに、緊急時に備えた資材の備蓄、県や医療機関との連携強化など、感染症に対する体制強化に取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症対策でございますが、まず第一に、感染拡大の防止でございます。新型コロナウイルスは、変異を繰り返すことにより感染拡大が続いておりまして、今年に入り国内で広がったオミクロン株では、過去に経験のないペースで感染が拡大し、医療体制の逼迫が懸念されました。感染拡大防止に当たり、日頃からのマスクの着用、消毒の徹底、3密の回避といった基本的な感染症予防対策の普及・啓発に取り組んでまいります。

また、感染重症化予防に効果があるワクチン接種を、県・医師会とも調整をしながら計画的に進めてまいります。特にファイザー社製、モデルナ社製にかかわらず、早急にワクチン接種を行い、抗体を獲得することが重要でございますので、しっかりと接種体制を整えて進めてまいります。引き続き新型コロナウイルスの収束に向けた取組、新しい感染症への備え等を行い、感染症に対する管理体制の強化に取り組んでまいります。

また、長引く新型コロナウイルス感染症により影響を受けております町内事業者の事業継続支援と町民の生活支援を目的といたしまして、町内店舗等で使用できる商品券を全町民に交付する地域経済活性化対策商品券事業を、令和4年度のなるべく早い時期に実施をいたしたいと考えております。

次に、防災対策につきましては、平成30年7月の西日本豪雨で避難所を開設した際の課題を基に、トイレの洋式化やテレビの設置など、指定避難所の環境整備を行ってまいりました。今年度は指定避難所への簡易備蓄倉庫の設置、避難所での情報収集手段の確保対策として、避難所へのWi-Fi環境整備に取り組んでおります。

和気町地域防災計画については、国や県の防災計画とも整合性を取りながら、令和2年、3年度での修正を行ってまいりました。3月に防災会議を開催いたしまして、国や県の職員など、専門委員の御意見も伺いながら修正を行ってまいります。

現在、町民の皆さんにお配りいたしております防災ハザードマップは、平成26年度に作成し、作成から7年が経過いたしておりますので、土砂災害特別警戒区域の修正を旧小学校区ごとに行ってまいりましたが、令和4年度では、想定最大規模降雨の浸水想定区域図も含めた修正を行いました。改めて町民の皆様にお配りさせてい

ただきたいと考えております。

また、令和4年5月21日に、和気町原地内の吉井川右岸において、吉井川総合水防演習が開催されることとなりました。国や県、吉井川沿線の市町村の消防団、自衛隊、県警や常備消防など、様々な機関から、約1,500名が参加する大規模な訓練となります。本町も開催地として、消防団をはじめ関係機関と協力をしながら、実りある訓練となるよう取り組んでまいります。

防犯対策につきましては、通学路を中心に防犯灯、防犯カメラの設置を推進し、子供の安全を守ってまいります。

さらに、近年深刻な問題となっております特殊詐欺による被害防止を目的に、65歳以上の高齢者のみの世帯に対し、昨年度から防犯機能付き電話の購入補助を行っております。令和4年2月末時点で、2か年で延べ32件の申請をいただき、補助を行いました。今後は、特殊詐欺等の防止を目指し、備前警察署と協力いたしまして、防犯機能付き電話のさらなる普及を目指してまいります。

さらに、穏やかな暮らしを守る安全・安心な生活環境を整えるため、新年度予算において、日笠上しゅんせつ残土等処分場の調整池等の工事予算を計上いたしております。西日本豪雨を契機に河川整備の重要性が高まっております。中でも和気町内の河川には土砂が堆積している箇所が多数ありまして、国や県がしゅんせつ工事を進めているところですが、東備管内に処分する場所がなく、苦慮していたところでございます。令和3年度、地元区及び地権者の同意と協力をいただきまして、現在、日笠上地区を町、働地区を県で測量設計を進めているところでございます。日笠上につきましては、県道笹目作東線沿いの山間部で面積3.8ヘクタール、受入れ土量20万立米を計画いたしております。町では施工、運営まで行います。働につきましては、和意谷池付近の備前市境の山間部で面積0.6ヘクタール、受入れ土量3万2,000立米を計画いたしております。町で用地を確保し、岡山県が施工、運営を行う協働事業で行うものであります。

次に、岡山県の事業でございますが、佐伯地内、堅町地区の急傾斜崩壊対策事業については、令和3年度に東側斜面の防護柵の工事を行っております。令和4年度は南側斜面の防護柵とのり面の工事が実施される予定であります。

次に、地球温暖化対策の推進と再生可能エネルギーの利活用についてでございますが、令和3年2月、和気町は2050年までに二酸化炭素の排出実質ゼロを目指すことを宣言いたしました。そのため、令和3年度においては、再生可能エネルギーの導入可能性調査等を実施いたしまして、2050年までの二酸化炭素排出量の削減目標を定め、2030年までには二酸化炭素排出量を2013年度比で42%削減することといたしております。導入ポテンシャルのある太陽光発電や木質バイオマスの利用を推進していくことといたしております。その一つとして、令和4年度から、岡山市など6市町で太陽光発電設備等共同購入事業を実施いたしまして、住民にとって、太陽光発電設備などが導入しやすい環境ができることを期待いたしております。再生可能エネルギーの導入を推進していくことは、持続可能な社会を目指す上で重要なウエートを占めるものでございます。また、家庭の省エネルギー化を図り、温室効果ガスの排出を抑制するため、エコキュートなど、家庭への省エネルギー設備の導入について支援する、家庭の省エネ対策加速化事業を引き続き令和4年度も実施してまいります。

次に、町の主要課題であるごみの減量化につきましては、リサイクルの推進、資源ごみの分別収集、生ごみの堆肥化事業を実施いたしております。このような取組により、ごみの排出量は下落傾向にあります。特に生ごみ、剪定枝の堆肥化事業におきましては、月平均約50トンの処理を行っております。また、作成した堆肥につきましては、近隣の業者、店舗での販売や、生ごみ資源化センターでの年1度の町内の希望者への無料配布を実施いたしまして、資源の循環に努めるとともに、ごみ処理事業に係るコストの低減化を図っております。今後も、町民、事業者、行政の3者がそれぞれの責務を認識し、役割を果たしながら協働し、ごみの発生を最小限に抑えるよう努め、資源やエネルギーが繰り返し利用される循環型社会のさらなる形成に取り組んでまいります。

次に、「変化の時代を生き抜く力を育み、共に学び続けるまち」についてでございますが、まず全ての子供たちが安心・安全に過ごせるよう、令和3年3月に策定いたしました学校施設長寿命化計画に基づく学校、園の施設整備に着手いたしております。具体的には、令和4年度から、2か年事業によりトイレの洋式化、床の乾式化等の改修を進めるとともに、バリアフリーに配慮した多目的トイレの新設、改良を行い、障害があるないにかかわらず、全ての子供を包含し教育するインクルーシブ教育や避難所開設に対応してまいります。また、次代を担う子供たちの豊かな心や主体的に学ぶ意欲を伸ばし、未来社会をたくましくしなやかに生きる力を育むため、個別最適化された学び、創造性を育む学びの実現を目指した取組を継続してまいります。具体的には、ALTを活用した園・小・中の英語教育の推進、1人1台のタブレット端末等の効果的な活用に向け、人的支援やICT環境整備、教職員の指導力向上等に努めるとともに業務の効率化を図り、教職員の働き方改革も推進してまいります。

次に、社会教育分野について、老朽化した日笠地区公民館の改築についてでございますが、日笠地区公民館及び消防機庫を複合施設とした再整備に取り組んでまいりまして、効果的で質の高いサービス提供の実現に向けた地域拠点施設の整備を進めてまいりました。3月末までには完成し、4月より講座の開催など、利用促進に努めてまいります。

次に、誰もがいつでも人とつながり、生涯学習やスポーツ、また芸術・文化活動を楽しむことを目指し、多くの町民に御参集いただくためのコンサートや演芸などのホールの自主事業、またニュースポーツ大会やスポーツフェスティバルなどの事業を企画いたしております。

次に、和気閑谷高校が地域の拠点校として持続発展できるよう、魅力化事業に引き続き取り組んでまいります。県外からの入学者に対する支援、地域で学ぶ閑谷学への支援、また和気閑谷高校と連携しながら、地域で英語を学ぶことのできるまちとして、公営塾やオンライン英会話塾などの事業にも引き続き取り組んでまいります。

次に、新たな文化ゾーンの構想についてでございますが、現在、国指定重要文化財旧大國家住宅を保存修理しておりますが、併せて中央公民館や図書館も老朽化が進んでおります。これらも念頭に置きながら、和気駅から旧大國家住宅までの区間を町の文化ゾーンとして整備すべく、研究を始めてまいります。

次に、吉井川かわまちづくりについてでございますが、吉井川右岸側の河川公園付近から上流部において整備を進めております。令和元年度から、国土交通省において親水階段や低水護岸等の整備等を実施いたしました。令和4年2月からは、堤防上の町道から河川公園への坂路、バスの転回場、駐車場及び多目的広場等の整備を予定いたしております。令和3年度をもって国土交通省の整備は完了いたします。令和4年度は、町において河川空間とまち空間の融合を目指した取組として、多目的広場の芝張りや仮設トイレ等の整備を進め、完成後には町民のスポーツや健康づくり、憩いの場として利用促進に努めてまいります。

次に、「だれもが健康ではつらつと暮らせるまち」についてでございますが、全ての町民の健康保持、増進を全力でサポートするため、健康寿命の延伸に向けた健康づくりの推進に取り組むことといたしております。令和3年度に臨時交付金事業で整備した健康手帳、健康測定機器を活用いたしまして、地域の愛育委員と連携をいたしまして、健康づくりの取組を地域へ普及していくよう取り組めます。また、健康づくりに取り組む動機づけとして、各種健康診断、健康イベントや講座の参加等に対しポイントを付与し、賞品と健康を得ることができ健康ポイント事業を試行的に実施してまいります。

子育て支援においては、核家族化やひとり親世帯の増加など、社会環境の変化に伴いまして、子育ての態様も多様化している中、子育て親子を支援できる体制づくりを継続して進めてまいります。子供の健やかな成長をサポートし、0歳から18歳まで、全ての子供とその家庭や妊産婦を対象に、様々な相談に対応し、必要な支援を行ってまいります。また、子供の虐待防止等に向け、児童相談所など、関係機関と連携しながら、必要に応じた

適切な支援につなげるための窓口として、子ども家庭総合支援拠点の設置及び整備を進めてまいります。

子育て支援センターにつきましては、乳幼児期だけでなく、妊娠期からの相談への適切な対応や、利用者にとって利便性が高く、立ち寄りやすい立地条件と相まって、子育て世帯の交流の場としての役割を果たします。佐伯子育て支援センターとともに子育て支援に関するプログラムを実施し、町内のどこに居住していても子育て支援が受けられるよう、和気、佐伯の2か所を拠点として、子育て支援を行います。子育てのしやすいまちづくりを目指してまいります。

また、少子化対策の一つとして、新生児出産祝金事業を実施いたします。出産前後は、出産に伴う入退院に係る費用や新生児に係るおむつ代をはじめ、何かと出費がかさむ時期でございます。これらの費用は子育て世帯にとって大きな負担となっておりますことから、町として祝い金を支給するものでございます。第1子に10万円、第2子に20万円、第3子以降には30万円を支給することとし、新生児の健やかな成長に寄与するとともに、少子化対策、多子世帯支援及び定住化促進に資することを目的として支援を行うものでございます。あわせて、社会福祉協議会を窓口として乳幼児へのおむつ代助成を行い、子育て世帯への経済的負担の軽減を図ってまいります。

介護保険事業につきましては、高齢者が生きがいを持ち、住み慣れた地域で健康で生き生きと自分らしい暮らしを続けていけるまちを引き続き目指してまいります。介護や支援の必要な高齢者を把握し、その人の有する能力に応じた支援やサービスの提供が進められていくよう取り組みます。これらは地域包括支援センターが重要な役割を担っております。介護予防や認知症予防、地域見守り・支え合いネットワークの推進、各関係機関と連携して包括的に事業を推進してまいります。また、第8期介護保険事業計画による施設整備として、特定施設入居者生活介護等事業者を、岡山県が指定する予定となっております。これにより、地域医療介護総合確保基金事業として介護付有料老人ホームが整備され、日常生活全般における支援や介護サービスの提供など、地域の幅広いニーズの選択肢になり得るものと考えております。令和6年度から8年度における第9期介護保険事業計画の基礎資料として不可欠なニーズ調査と計画策定を円滑に実施するために、令和4年度から5年度の期間、債務負担にて一括して業務を実施いたしまして、町民のニーズを適切に計画へ反映させていただきたいと考えております。

次に、「認め合い、支え合い、笑顔あふれる共生のまち」についてでございますが、現在、国際的に人権尊重に向けての取組が進んでおり、近年では互いの人権や尊厳を大切にしつつ、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共につくっていく地域共生社会の実現も重要となってきております。和気町におきましては、以前より人権のまち和気を目指す取組を進めているところでございますが、さらに地域共生社会やSDGsの理念も認知されるよう、人権啓発推進委員会とも協力しながら、研修や啓発を推進してまいります。

また、家族形態やライフスタイルの多様化など、人々の意識や社会の在り方が変化しております。持続可能な地域として発展していくためには、ワーク・ライフ・バランスの重要性も指摘されております。和気町におきましても、働きたいという人が性別に関わりなく能力が発揮できるよう、和気町男女共同参画基本計画に基づいて、啓発や研修を推進してまいります。

次に、「美しい自然と調和した快適で豊かなまち」についてでございますが、若い子育て世代及び移住者の定住化対策である宮田分譲地事業については、現在18区画の宅地造成工事が完了しております。この分譲区画は、交通のアクセスがよい地域で、公共・文教施設や商業施設などにも近く、立地条件のよい土地であります。今後は町民及び移住希望者に対しましても広く販売促進を行い、戸建住宅分譲地の整備が進んでいくことで、和気町への若者世代の移住・定住の促進に寄与するものと考えております。

また、朝日住宅においても、昨年末に企業への売却を行い、今後、民間活力による宅地の分譲販売並びに賃貸住宅の整備が進められることで、和気地域においても若者世代の移住・定住が進むことと考えております。

次に、空家等対策計画策定事業についてでございますが、近年、地域の生活環境に影響を及ぼすおそれのある危険な空き家が問題となっており、その対策の一環として、特定危険空き家を指定し、その物件を解体する場合、国、県、町から補助金を交付することにより所有者の負担の軽減を図り、特定危険空き家を減少させることを目的といたします。令和4年度には空き家等実態調査を行い、空き家の危険度を明確にし、令和5年度に空家等対策計画、補助金制度を策定してまいります。

次に、国・県道を中心とした幹線道の機能強化を重点課題とし、特に南北の国道374号と東西の主要地方道岡山赤穂線、さらに美作岡山道路の整備促進を引き続き進めてまいります。

次に、国道374号線の衣笠交差点からビレッジハウス、旧雇用促進住宅付近までの歩道整備につきましては、全体計画延長390メートルであります。今年度、工事に着手いたしております。令和4年度以降につきましても、引き続き用地買収、物件補償、地元交渉を行いながら、順次施工予定でございます。町としても、早期完成できるよう岡山県に協力するとともに、予算の確保に向けて強く要望してまいります。

次に、田土地内の西の谷川通常砂防事業については、令和3年度に堰堤工を行っており、令和4年度も引き続き堰堤工が実施され、完成する予定であります。

次に、広域営農団地農道整備事業、備前東部2期地区につきましては、引き続き一部工事を実施いたしまして、岸野、寺谷地区で、測量及び設計業務が予定されております。

次に、国の事業についてでございますが、田原上地内、大樋の吉井川最上流右岸の延長400メートルの暫定堤防については、パラペット工法によるかさ上げ工事等を平成30年度に着手し、大樋のゲート部分も含め、今年度完成いたしております。また、原、本地内の吉井川右岸の堤防補強及び側帯盛土を実施し、今後、堤防上町道の舗装を予定いたしております。

また、町内河川の樹木伐採、しゅんせつ事業についてでございますが、令和3年度は、国管理区間の吉井川と金剛川の合流点のしゅんせつを、また尺所地内の金剛川左岸側の樹木伐採等が行われました。県管理区間につきましては、吉井川の矢田地区2か所、日笠川の日笠上地区等で実施されました。また、金剛川につきましても、和意谷川を含め日笠川との合流点までのしゅんせつを県に強く要望いたしております。

水道施設については、老朽化した施設の更新と耐震化に努めてまいります。本年度から田原上配水池の設計に着手いたしました。広域水道企業団の安定した水量を補給し、有事の際には、石生簡易水道、上水道及び南部簡易水道で相互利用できる仕組みを構築するとともに、施設の耐震化も進め、安全で安心できる水を安定的に供給してまいります。

下水道施設については、公共下水道ストックマネジメント計画に基づき施設の更新を行い、適正で安定した汚水処理の維持に努めてまいります。

次に、「交流が生まれ、活力に満ちたまち」についてであります。農業振興につきましては、外食産業を中心とした米需要の減少で令和3年産の米価が大幅に下落する中、主食用米の生産農家の経営安定と水田農業の継続を支援するため、令和4年度の作付に必要な経費の一部を助成する米農家次期作支援事業を実施してまいります。また、持続可能な農業の実現に向け、高付加価値作物の導入支援として、岡山県下における一大産地となった夏秋ナス、振興作物であるぶどうなど、地域の特産品のさらなる産地拡大を図ってまいります。また、持続可能な農業経営につなげるため、地域における農業の将来方針を協議する、人・農地プランの実質化に各地区において取り組んでまいります。農業者の高齢化や後継者不足は重要な課題でありますので、このプランを作成する中で、各地区における現状等を把握し、農地の集約・集積化、農業経営の実現等に係る取組を推進してまいります。また、室原すもも園につきましても、町の特産品として、今後も栽培を継続して行うため、園内を4区画に区切り、4か年計画で樹木の更新と作業効率向上を目指して、改良に取り組めます。2区画目の植栽が3月中旬に完了予定でございます。引き続き改良に取り組んでまいります。

林業振興につきましては、木材資源の有効活用を模索するとともに、森林の計画的な管理運営や新たな林業事業体の育成を促進し、林業の活性化を図ってまいります。昨今、木材利用の衰退等によって管理されずに放置されたままとなっている山林が増加しておりますが、このままでは、景観の悪化だけでなく、洪水や土砂災害、農作物の害獣被害の増加等、町民生活に身近な様々な問題を引き起こすおそれがあります。こうした放置山林の課題を解決するため、町内の森林資源を燃料材として活用する木質バイオマス発電所の誘致に取り組みます。実現すれば、森林の適正な整備が進むだけでなく、地球温暖化の防止や鳥獣被害の軽減、新産業と雇用の創出などが期待できると考えております。

農作物の被害軽減に努めてまいります。中でも被害が増加傾向にある猿の対策については、追い払い花火の講習会も開催するなど、農業者自身による追い払いについても支援を行ってまいります。

観光振興につきましては、地域資源の魅力を最大限に引き出し、効果的な情報発信を行うことで、観光客の増加に努めてまいります。特に昨今のコロナ禍によるアウトドアブームは、豊かな自然環境を有する本町にとっても好機でありますので、アウトドアスポットを活用した観光プログラムの開発やブランド戦略などを推進いたしまして、町内外をはじめ、国内外からも交流人口の増加を図ってまいります。

和気鶴飼谷温泉につきましては、コロナ禍で非常に厳しい状況ではありますが、町民の皆様をはじめ多くの方に安全に安心して御利用いただくため、コロナ対策を徹底いたしまして、引き続き町民福祉発展のため、高齢者の健康研修施設として、世代を超えた交流の場として、末永く愛される施設であるために運営に励んでまいります。

次に、「人口減少社会に対応した、効率的で持続可能な行財政運営」についてであります。ふるさと納税の取組については、地域経済の活性化や本町のPRを目的に、平成27年度から取り組んでおります。寄附額は、制度の浸透や各種プロモーションの成果もあり、増加基調で推移いたしております。昨年度の納税件数は6,333件、金額にして1億2,135万円、そして今年度は、昨年4月から2月21日までで1万922件、金額にして1億8,000万円の御寄附をいただいているところであります。令和4年度も積極的に返礼品の充実に努め、取り組んでまいります。

町の最重要課題の一つである人口減対策の有効な方策として積極的に取り組んでおります移住・定住の促進につきましては、これまで一定以上の成果を上げてきており、移住者の多いまちとしてイメージも定着してきております。長期化している新型コロナウイルス感染症や大規模災害への危惧などの影響で、これまで以上に地方への移住の流れが加速している状況であります。都市部への移住キャラバンによるPRやオンライン移住相談、移住紹介動画の作成等のコロナ禍に対応した相談支援体制の充実、若者世代の移住・定住をより一層積極的に推進してまいります。少子・高齢化の急速な進行による本格的な人口減少社会の到来や、新型コロナウイルス感染症の蔓延などにより、経済の縮小と税収等の減少が見込まれる中であっても、町民のニーズを的確に捉え、町の特性を生かしながら、複雑多様化する諸課題の解決を自らの判断と責任において取り組んでいく必要があります。そのためには、健全な財政状況であることが大前提となります。限られた財源の中で効果的な行財政運営を意識し、常に点検をしていくことで、町民ニーズに対応できる持続可能な財政運営に取り組んでまいります。

以上、令和4年度の財政運営について、私の考えを述べさせていただきました。私たちの町は、幸いにも山紫水明の豊かな自然と先人たちが育み大切に守ってきた文化や伝統とともに、多彩な人材や資源を有しています。新型コロナウイルス感染症をはじめ、かつて経験したことのない社会環境の急速な変化に対応しつつ、試練を乗り越え、これからの和気町が輝かしい未来へと発展するよう、この地域の貴重な資源を最大限活用し、人と地域が輝く和気町の実現を目指して邁進してまいりますので、議会議員皆様をはじめ関係諸団体、さらには町民の皆様のお理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。令和4年度の施政方針とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） ここで暫時休憩といたします。

午前10時06分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（山本泰正君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（日程第4）

○議長（山本泰正君） 日程第4、選任第1号議会広報編集委員会委員の選任についてを議題とします。

この選任は、和気町議会広報編集委員会に関する規程第3条第2項の規定により、現在1名の欠員となっております議会広報編集委員の選任を行うものでございます。

厚生産業常任委員からの議会広報編集委員は、万代哲央君が選出されましたので、報告いたします。

（日程第5）

○議長（山本泰正君） 日程第5、選挙第1号東備消防組合議会議員の補欠選挙を行います。

この選挙は、東備消防組規約第5条第3項の規定により、現在1名の欠員となっております同組合議会議員の補欠選挙を行うものであります。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

それでは、東備消防組合議会議員に万代哲央君を指名します。

お諮りします。

ただいま私が指名しました万代哲央君を東備消防組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがってただいま指名しました万代哲央君が東備消防組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました万代哲央君に、会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

以上で選挙第1号を終わります。

（日程第6）

○議長（山本泰正君） 日程第6、選挙第2号田原用水組合議会議員の選挙を行います。

ここで事務局長に説明いたさせます。

事務局長 則枝君。

○事務局長（則枝日出樹君） 選挙第2号説明した。

○議長（山本泰正君） お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって田原用水組合議会議員の選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議長が指名することに決定しました。

ここで、推薦名簿を配付いたします。しばらく時間をいただきます。

ただいま、お配りの名簿は、石生地区を通じまして町長から西中厚生産業常任委員長へ推薦のあった方々です。

私は、田原用水組合議会議員に、安本光徳君、杉本 巧君、片山安茂君、太漏寛剛君の4名の方を指名いたします。

お諮りします。

ただいま私が指名いたしました安本光徳君、杉本 巧君、片山安茂君、太漏寛剛君の4名の方を田原用水組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがってただいま指名しました安本光徳君、杉本 巧君、片山安茂君、太漏寛剛君の4名の方が田原用水組合議会議員に当選されました。

以上で選挙第2号を終わります。

（日程第7）

○議長（山本泰正君） 日程第7、諮問第1号人権擁護委員の推薦についてを議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 草加君。

○町長（草加信義君） 本日提案いたしております諮問第1号について説明及び朗読を行います。

諮問第1号人権擁護委員の推薦についてでございますが、本年6月30日をもって任期満了となります人権擁護委員、中村俊子氏を引き続き推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

それでは、議案書1ページを朗読いたします。

〔議案朗読〕

なお、参考資料として、中村俊子氏の経歴を裏面に載せておりますので、参考にしていただき、御審議、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本泰正君） これから諮問第1号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

諮問第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって諮問第1号は、委員会付託を省略することに決定しました。

お諮りします。

諮問第1号は、討論を省略し、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認め、これから諮問第1号人権擁護委員の推薦について採決します。

この採決は、起立によって行います。

諮問第1号は、適任とすることに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本泰正君） 起立全員です。

したがって諮問第1号は、適任と答申することに決定しました。

（日程第8）

○議長（山本泰正君） 日程第8、議案第1号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 草加君。

○町長（草加信義君） それでは、議案第1号について提案理由を説明いたします。

議案第1号の辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてでございますが、田原上地区住民等の利便性の向上、地域活性化を図るため、辺地に係る公共的施設に関する総合整備計画を変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長に説明いたさせますので、御審議、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本泰正君） 次に、議案第1号の細部説明を求めます。

まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 議案第1号説明した。

（日程第9）

○議長（山本泰正君） 日程第9、議案第2号から議案第12号までの11件を一括議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 草加君。

○町長（草加信義君） それでは、議案第2号から議案第12号までの11議案について提案理由を御説明申し上げます。

初めに、議案第2号の令和3年度和気町一般会計補正予算（第7号）についてでございますが、既定の予算に2,191万1,000円を追加し、予算の総額を88億2,987万1,000円とするもので、主な内容は、歳入では普通交付税の増額、各種事業費の確定、見込みによる国県支出金、地方債等の補正、ふるさと納税寄附金の増額、財政調整基金繰入金の減額等、歳出では各種事業費の確定、見込みによる減額、減債基金積立金の追加、ふるさと応援費の追加等を行うものであります。

次に、議案第3号の令和3年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。既定の予算から205万4,000円を減額し、予算の総額を19億1,080万3,000円とするもので、主な内容は、歳入では県補助金の減額、国庫補助金の追加、歳出では保健事業費の追加、繰出金の減額等を行うものであります。

次に、議案第4号の令和3年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4号）についてでございます。

が、日笠診療所勘定において、既定の予算から831万3,000円を減額し、予算の総額を3,203万3,000円とするもので、主な内容は、歳入では診療収入、繰入金の減額、歳出では総務費及び医業費の減額等を行うものであります。

次に、議案第5号の令和3年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、既定の予算から1,897万5,000円を減額し、予算の総額を2億4,894万3,000円とするもので、主な内容は、歳入では保険料、繰入金等の減額、歳出では広域連合納付金及び保険料還付金の減額を行うものであります。

次に、議案第6号の令和3年度和気町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、保険事業勘定において、既定の予算から6,462万8,000円を減額し、予算総額を18億2,976万円とするもので、主な内容は、歳入では国県支出金、支払基金交付金及び一般会計繰入金等の減額、歳出では保険給付費及び地域支援事業費等の減額、介護給付費準備基金への積立金を追加し、予備費で調整するものであります。

次に、議案第7号の令和3年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、既定の予算から2,712万4,000円を減額し、予算総額を9億1,458万1,000円とするもので、主な内容は、歳入では国庫補助金確定に伴う減額、一般会計繰入金を減額し、歳出では管渠調査委託料等を減額し、予備費で調整するものでございます。

次に、議案第8号の令和3年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。既定の予算から963万円を減額し、予算総額を2億9,152万9,000円とするもので、主な内容は、歳入では一般会計繰入金を減額し、歳出では消費税額確定に伴う減額、管渠調査委託料を減額し、予備費で調整するものであります。

次に、議案第9号の令和3年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、既定の予算から29万5,000円を減額し、予算の総額を2億9,906万6,000円とするもので、主な内容は、歳入では事業収入の減額、歳出では事業費の人件費、需用費等を減額し、予備費で調整するものであります。

次に、議案第10号の令和3年度和気町地域開発事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、工業団地造成事業勘定では、歳出において地方債利率の確定により公債費を125万6,000円減額し、予備費で調整するものであります。また、宅地用地造成事業勘定では、既定の予算から4,652万円を減額し、予算の総額を612万2,000円とするもので、主な内容は、歳入では分譲地売払収入、地方債等の減額、歳出では朝日分譲地造成事業に係る事業費を減額し、予備で調整するものであります。

次に、議案第11号の令和3年度和気町上水道事業会計補正予算（第3号）についてでございますが、収益的支出では営業外費用を107万3,000円減額し、予算の総額を6,970万2,000円とするもので、内容は消費税額確定に伴い減額するものであります。また、資本的収入では企業債を2,200万円減額し、資本的支出では工事請負費を2,200万円減額するもので、内容は配水管布設工事の設計変更に伴い、年度内完成が見込まれないため減額するものであります。

次に、議案第12号の令和3年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第4号）についてでございますが、収益的支出では営業費用を400万円追加、営業外費用を92万円減額し、予算の総額を1億7,850万5,000円とするもので、内容は修繕費の追加、消費税額確定に伴い減額するものであります。また、資本的収入では工事負担金を1,000万円減額し、資本的支出では工事請負費を1,000万円減額するもので、内容は入田橋配水管支障移転工事の本設工事が翌年度になるため減額するものであります。

以上、御説明を申し上げますが、詳細につきましては担当部長及び担当課長に説明いたさせますので、御審議、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本泰正君） 次に、議案第2号から議案第12号までの11件、順次細部説明を求めます。

財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） 議案第2号説明した。

○議長（山本泰正君） ここで場内の時計が、11時20分まで暫時休憩といたします。

午前11時11分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（山本泰正君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長（岡本芳克君） 議案第3号・議案第4号・議案第5号説明した。

○議長（山本泰正君） 介護保険課長 井上君。

○介護保険課長（井上輝昭君） 議案第6号説明した。

○議長（山本泰正君） 上下水道課長 田村君。

○上下水道課長（田村正晃君） 議案第7号・議案第8号説明した。

○議長（山本泰正君） 産業振興課長 新田君。

○産業振興課長（新田憲一君） 議案第9号説明した。

○議長（山本泰正君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 議案第10号説明した。

○議長（山本泰正君） 上下水道課長 田村君。

○上下水道課長（田村正晃君） 議案第11号・議案第12号説明した。

○議長（山本泰正君） ここで場内の時計が、午後1時まで暫時休憩といたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（山本泰正君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（日程第10）

○議長（山本泰正君） 日程第10、議案第13号から議案第15号までの3件を一括議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 草加君。

○町長（草加信義君） それでは、議案第13号から議案第15号までの3議案について提案理由を説明いたします。

初めに、議案第13号の和気町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、国家公務員について、非常勤職員の育児休業、介護休暇等の取得要件の緩和等の措置が、令和4年4月1日施行予定となっており、地方公務員についても均衡の原則に基づき、国家公務員と同様の措置を講じるものであります。

次に、議案第14号の和気町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、教育委員会委員の報酬について、教育行政、教育施策におけるニーズの提供等、委員に求められる責務が増大しており、職務内容及び勤務態様の事情等を考慮し、教育委員が積極的かつ主体的に活動するための対価として、報酬を改正するものであります。

次に、議案第15号の和気町公民館使用条例の一部を改正する条例についてでございますが、日笠地区公民館の新設に伴い、施設使用料等に変更が生じたため改正するものであります。

以上、御説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長に説明いたさせますので、御審議、御議決賜り

ますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本泰正君） 次に、議案第13号から議案第15号までの3件、順次細部説明を求めます。

総務課長 永宗君。

○総務課長（永宗宣之君） それでは、議案第13号の内容の説明の前に、提出議案の様式変更について御説明をさせていただきます。

これまで条例の一部改正議案につきましては、第何条中何々を何々に改め、第何条中何々の次に何々を加え、あるいは削りなどと、改正部分だけを列記する改め文方式で御提案をまいりました。この改め文方式の議案書だけでは改正箇所が分かりにくいと、この議場にいらっしゃる皆さんには参考資料として新旧対照表を添付しておりましたが、今回からは議案書自体を新旧対照表方式にして提案をさせていただいております。このことによりまして、町民の皆さんにも改正内容を分かりやすくお伝えができるものと考えております。125ページにありますように、公布文から題名、柱書きまでは従前と同様でございますが、その後が新旧対照表となっております。改正箇所にアンダーラインをつけることなどによりまして、改正内容が容易に特定、比較できるものと考えております。

なお、この一部改正議案でありましても、この新旧対照表方式を用いることで返って分かりにくくなる場合もあるかと思っておりますので、その際には従前の改め文方式を適宜採用する場合があるということで御承いただきたいと思っております。

また、条例の新規制定、廃止等につきましては、従前の方式により御提案をしたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

議案第13号・議案第14号説明した。

○議長（山本泰正君） 教育次長 万代君。

○教育次長（万代 明君） 議案第15号説明した。

（日程第11）

○議長（山本泰正君） 日程第11、議案第16号和気町農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とする事の同意についてを議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 草加君。

○町長（草加信義君） それでは、議案第16号について提案理由を説明いたします。

議案第16号の和気町農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とする事の同意についてでございますが、農業委員会委員の任命に当たっては、認定農業者等がその過半数を占めることと法律で規定されているが、区域内の認定農業者数が少ない場合等は、議会の同意を得て認定農業者に準ずる者を含めその割合も4分の1以上に緩和することができるとされています。この例外規定を適用するため、議会の同意を求めるものであります。

以上、御説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長に説明いたさせますので、御審議、御同意賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本泰正君） 次に、議案第16号の細部説明を求めます。

産業振興課長 新田君。

○産業振興課長（新田憲一君） 議案第16号説明した。

（日程第12）

○議長（山本泰正君） 日程第12、議案第17号令和4年度和気町一般会計予算についてを議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 草加君。

○町長（草加信義君） それでは、議案第17号の令和4年度和気町一般会計予算について説明いたします。

まず、令和3年度の決算見込みでございますが、普通交付税の増額、また新型コロナ対応臨時交付金の積極的な活用、あるいは歳出削減の徹底、効率的な事務事業の執行などにより、年度当初に予定いたしておりました財政調整基金の取崩しを行うことなく決算ができる見込みでございます。

そのような中、令和4年度予算においても、コロナ禍の影響が町税をはじめとする財政にどの程度の影響を及ぼすかについて予測が難しい状況ではありますが、健全で持続可能な財政を基本として、第2次和気町総合計画に掲げる基本構想に沿って、人口減少対策や地域活性化への取組を継続しながら、行政の喫緊の課題である防災・減災及び新型コロナウイルス感染症対策について、積極的な取組を行うことといたしております。

歳入の主なものでは、町税が前年度当初比2.6%増の15億340万9,000円、普通交付税においては5.2%増の34億7,000万円を計上いたしております。国庫支出金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億3,468万円を見込んでおります。ふるさと納税寄附金は3億円とし、財政調整基金繰入金は1億円を取り崩すことといたしております。町債においては、交付税の振替である臨時財政対策債や辺地対策事業債が大幅に減額となり、全体で前年度当初比に35.7%減の5億3,680万円を予定いたしております。

次に、歳出では、主な事業といたしまして、地域経済活性化対策商品券事業に1億636万4,000円、米農家次期作支援事業に2,831万6,000円、地域医療介護総合確保基金事業に4,195万円、子ども家庭総合支援拠点事業に543万3,000円、新生児出産祝金支給事業に1,070万円、河川しゅんせつ残土処分場整備事業に1億8,200万円、学校施設長寿命化計画トイレ改修事業に9,400万5,000円、吉井川河川公園グラウンド芝生広場整備事業に2,107万円等の主要事業に併せ、従来からの地方創生、人口減少対策に関する事業等についても継続事業として計上いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、詳細につきましては財政課長に説明いたさせますので、御審議、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本泰正君） 次に、議案第17号の細部説明を求めます。

財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） 議案第17号説明した。

○議長（山本泰正君） ここで場内の時計が、午後2時20分まで暫時休憩といたします。

午後2時00分 休憩

午後2時20分 再開

○議長（山本泰正君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） 議案第17号説明した。

○議長（山本泰正君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

明日は、午前9時から本会議を再開しますので、出席方よろしくお願いいたします。

本日は、これにて散会します。

御苦労さまでした。

午後2時32分 散会

令和4年第1回和気町議会会議録（第2日目）

1. 招集日時 令和4年3月3日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 令和4年3月3日 午前9時00分開議 午前11時50分散会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名
1番 尾崎 智美 3番 従野 勝 4番 神崎 良一
5番 山本 稔 6番 居樹 豊 7番 万代 哲央
8番 西中 純一 9番 安東 哲矢 10番 当瀬 万享
11番 山本 泰正
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名
なし
7. 説明のため出席した者の職氏名
町長 草加 信義 副町長 稲山 茂
教育長 徳永 昭伸 民生福祉部長 岡本 芳克
総務課長 永宗 宣之 危機管理室長 河野 憲一
財政課長 海野 均 まち経営課長 寺尾 純一
税務課長 岡本 康彦 生活環境課長 山崎 信行
健康福祉課長 松田 明久 介護保険課長 井上 輝昭
産業振興課長 新田 憲一 都市建設課長 西本 幸司
上下水道課長 田村 正晃 総務事業課長 久永 敏博
会計管理者 清水 洋右 教育次長 万代 明
学校教育課長 國定 智子
8. 職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 則枝 日出樹

9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第 1	議案第 18 号 令和 4 年度和気町国民健康保険特別会計予算について	説明
	議案第 19 号 令和 4 年度和気町国民健康保険診療所特別会計予算について	説明
	議案第 20 号 令和 4 年度和気町後期高齢者医療特別会計予算について	説明
	議案第 21 号 令和 4 年度和気町介護保険特別会計予算について	説明
	議案第 22 号 令和 4 年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計予算について	説明
	議案第 23 号 令和 4 年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について	説明
	議案第 24 号 令和 4 年度和気町農業集落排水事業特別会計予算について	説明
	議案第 25 号 令和 4 年度和気町駐車場事業特別会計予算について	説明
	議案第 26 号 令和 4 年度和気町公共下水道事業特別会計予算について	説明
	議案第 27 号 令和 4 年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について	説明
	議案第 28 号 令和 4 年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計予算について	説明
	議案第 29 号 令和 4 年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計予算について	説明
	議案第 30 号 令和 4 年度和気町地域開発事業特別会計予算について	説明
	議案第 31 号 令和 4 年度和気町上水道事業会計予算について	説明
議案第 32 号 令和 4 年度和気町簡易水道事業会計予算について	説明	
日程第 2	議案第 33 号 岡山市及び和気町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部変更について	説明
日程第 3	議案第 34 号 町道路線の認定について	説明

午前9時00分 開議

(開議の宣告)

○議長(山本泰正君) 皆さん、御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、10名です。

したがって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

ここで町長から報告がございます。

町長 草加君。

○町長(草加信義君) おはようございます。

それでは、議員の皆様にご報告をさせていただきます。

令和3年第3回和気町議会臨時会において議会の同意をいただき和気町教育委員に就任をしていただいております林 泰子委員でございますが、病気のため令和4年2月8日に御逝去なされました。謹んでお悔やみ申し上げますとともに御冥福をお祈りし、御報告とさせていただきます。

(議事日程の報告)

○議長(山本泰正君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。御了承を願います。

ここで、3月2日、議会運営委員会を開き、協議した結果について委員長から報告を求めます。

議会運営委員長 山本君。

○議会運営委員長(山本 稔君) 皆さん、おはようございます。

それでは、昨日、本会議終了後に本庁舎3階第1会議室において、委員全員、執行部より町長、副町長、総務課長出席の下、議会運営委員会を開催いたしました。その結果を御報告いたします。

今回の一般質問については、通告者が5名ございました。よって、第13日目の3月14日午前9時から5名行い、第14日目の15日は休会といたします。

以上、議会運営委員会の委員長報告とさせていただきます。

○議長(山本泰正君) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(山本泰正君) 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、御苦労さまでした。

(日程第1)

○議長(山本泰正君) 日程第1、議案第18号から議案第32号までの15件を一括議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 草加君。

○町長(草加信義君) それでは、議案第18号から議案第32号までの15議案について提案理由を説明いたします。

まず、議案第18号の令和4年度和気町国民健康保険特別会計予算についてでございますが、予算の総額を19億6,450万円と定め、対前年度比6%、1億1,050万円の増額といたしております。歳入では、保険税2億4,499万8,000円、県支出金15億257万5,000円等を見込み、歳出では、保険給付費14億5,976万円、納付金3億5,277万4,000円等を計上いたしております。

次に、議案第19号の令和4年度和気町国民健康保険診療所特別会計予算についてでございますが、日笠診療所勘定では、予算の総額を3,110万円と定め、対前年度比28%、680万円の増額といたしております。歳入では、診療収入1,570万円、繰入金1,455万3,000円等を見込み、歳出では、医師派遣事務負

担金1,239万3,000円、医業費801万7,000円等を計上いたしております。塩田診療所勘定では、予算の総額を220万円と定め、対前年度比8.3%、20万円の減額といたしております。歳入では、診療収入118万4,000円、一般会計繰入金66万円等を見込み、歳出では、医師派遣事務負担金87万9,000円、医業費28万円等を計上いたしております。

次に、議案第20号の令和4年度和気町後期高齢者医療特別会計予算についてでございますが、予算の総額を2億7,710万円と定め、対前年度比4.3%、1,130万円の増額といたしております。歳入では、保険料1億9,052万円、一般会計繰入金7,951万1,000円等を見込み、歳出では、広域連合納付金2億6,583万3,000円等を計上いたしております。

次に、議案第21号の令和4年度和気町介護保険特別会計予算についてでございますが、保険事業勘定では、予算の総額を18億3,590万円と定め、対前年度比0.3%、540万円の増額といたしております。歳入では、介護保険料3億6,317万3,000円、国県支出金及び支払基金交付金で11億5,134万9,000円、一般会計繰入金2億9,461万6,000円等を見込み、歳出では、総務費として5,130万9,000円、保険給付費16億5,609万3,000円、地域支援事業費7,851万4,000円等を計上いたしております。また、サービス事業勘定では、予算の総額を1,140万円と定め、対前年度比18.6%、260万円の減額といたしております。歳入では、介護予防サービス計画費収入614万4,000円、一般会計繰入金525万3,000円等を見込み、歳出では、介護予防支援事業費で人件費等1,131万円等を計上いたしております。

次に、議案第22号の令和4年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計予算についてでございますが、予算の総額を460万円と定め、総額の増減はございません。歳入では、使用料45万6,000円、一般会計繰入金400万円等を見込み、歳出では、管理費264万5,000円、公債費183万7,000円等を計上いたしております。

次に、議案第23号の令和4年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてでございますが、予算の総額を170万円と定め、対前年度比30.8%、40万円の増額といたしております。歳入では、県補助金23万7,000円、貸付金元利収入41万4,000円等を見込み、歳出では、貸付金収納事務費31万7,000円等を計上いたしております。

次に、議案第24号の令和4年度和気町農業集落排水事業特別会計予算についてでございますが、予算の総額を7,900万円とし、対前年度比4.5%、340万円の増額となっております。歳入では、使用料1,019万7,000円、一般会計繰入金5,500万円、町債920万円等を見込み、歳出では、処理場・管渠維持管理費2,639万2,000円、公債費5,182万4,000円等を計上いたしております。

次に、議案第25号の令和4年度和気町駐車場事業特別会計予算についてでございますが、予算の総額を1,490万円と定め、対前年度比26.3%、310万円の増額としております。歳入では、使用料719万円等を見込み、歳出では、施設管理費894万9,000円等を計上いたしております。

次に、議案第26号の令和4年度和気町公共下水道事業特別会計予算についてでございますが、予算の総額を10億6,600万円と定め、対前年度比17%、1億5,520万円の増額といたしております。歳入では、使用料2億334万4,000円、一般会計繰入金4億9,200万円、町債2億9,610万円等を見込み、歳出では、施設管理費1億7,797万円、事業費3億6,993万5,000円、公債費5億1,604万3,000円等を計上いたしております。

次に、議案第27号の令和4年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算についてでございますが、予算の総額を2億9,200万円と定め、対前年度比0.9%、260万円の減額といたしております。歳入では、使用料5,343万2,000円、一般会計繰入金1億7,900万円、町債5,720万円等を見込み、

歳出では、施設管理費6,644万4,000円、公債費2億2,352万3,000円等を計上いたしております。

次に、議案第28号の令和4年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計予算についてでございますが、予算の総額を3億5,790万円と定め、対前年度比1.4%、480万円の増額といたしております。歳入では、宿泊料等の使用料2億8,919万7,000円、売店売上等諸収入5,478万1,000円等を見込み、歳出では、管理運営費3億4,444万3,000円等を計上いたしております。

次に、議案第29号の令和4年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計予算についてでございますが、予算の総額を2億3,650万円と定め、対前年度比2.7%、650万円の減額といたしております。歳入では、繰越金2億2,975万4,000円等を見込み、歳出では、調査費等管理事業費401万4,000円、公債費963万6,000円等を計上いたしております。

次に、議案第30号の令和4年度和気町地域開発事業特別会計予算についてでございますが、工業団地造成事業勘定では、予算の総額を4億7,560万円と定め、対前年度比1,000.9%、4億3,240万円の増額といたしております。歳入では、矢田工業団地売払収入4億5,200万円等を見込み、歳出では公債費2,319万8,000円等を計上いたしております。また、宅地用地造成事業勘定では、予算の総額を6,610万円と定め、対前年度比25.9%、1,360万円の増額といたしております。歳入では、分譲地売払収入6,493万8,000円、一般会計繰入金29万1,000円、前年度繰越金87万1,000円を見込み、歳出では、公債費29万1,000円等を計上いたしております。

次に、議案第31号の令和4年度和気町上水道事業会計予算についてでございますが、給水戸数2,205戸、年間総給水量68万1,998立方メートルで算定し、収益的収入予定額は9,698万4,000円、収益的支出予定額は7,861万2,000円といたしております。また、資本的支出予算では、企業債償還金で369万2,000円を計上しております。これらの財源として、工事負担金を充当し、不足分の285万4,000円については過年度留保資金で補填いたしております。

次に、議案第32号の令和4年度和気町簡易水道事業会計予算についてでございますが、給水戸数3,940戸、年間総給水量104万7,791立方メートルで算定し、収益的収入予定額は1億6,927万5,000円、収益的支出予定額は1億8,626万7,000円といたしております。また、資本的支出予算では、建設改良費、企業債償還金で9,425万3,000円を計上いたしております。これらの財源として、企業債、工事負担金等を充当し、不足分の2,628万8,000円については過年度留保資金で補填いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、詳細につきましては担当部長及び担当課長に説明いたさせますので、御審議、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本泰正君） 次に、議案第18号から議案第32号までの15件、順次細部説明を求めます。

民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長（岡本芳克君） 議案第18号・議案第19号・議案第20号説明した。

○議長（山本泰正君） 介護保険課長 井上君。

○介護保険課長（井上輝昭君） 議案第21号説明した。

○議長（山本泰正君） 上下水道課長 田村君。

○上下水道課長（田村正晃君） 議案第22号説明した。

○議長（山本泰正君） ここで場内の時計が、10時20分まで暫時休憩いたします。

午前 9時59分 休憩

午前10時20分 再開

○議長（山本泰正君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

総務課長 永宗君。

- 総務課長（永宗宣之君） 議案第23号説明した。
- 議長（山本泰正君） 上下水道課長 田村君。
- 上下水道課長（田村正晃君） 議案第24号説明した。
- 議長（山本泰正君） 都市建設課長 西本君。
- 都市建設課長（西本幸司君） 議案第25号説明した。
- 議長（山本泰正君） 上下水道課長 田村君。
- 上下水道課長（田村正晃君） 議案第26号・議案第27号説明した。
- 議長（山本泰正君） 産業振興課長 新田君。
- 産業振興課長（新田憲一君） 議案第28号説明した。
- 議長（山本泰正君） 生活環境課長 山崎君。
- 生活環境課長（山崎信行君） 議案第29号説明した。
- 議長（山本泰正君） ここで場内の時計が、11時15分まで暫時休憩といたします。

午前11時02分 休憩

午前11時15分 再開

- 議長（山本泰正君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

都市建設課長 西本君。

- 都市建設課長（西本幸司君） 議案第30号説明した。
- 議長（山本泰正君） 上下水道課長 田村君。
- 上下水道課長（田村正晃君） 議案第31号・議案第32号説明した。

（日程第2）

- 議長（山本泰正君） 日程第2、議案第33号岡山市及び和気町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部変更についてを議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 草加君。

- 町長（草加信義君） それでは、議案第33号について提案理由を説明いたします。

議案第33号の岡山市及び和気町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部変更についてでございますが、岡山連携中枢都市圏の第2期ビジョンの策定に伴う連携協約の変更について、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長に説明いたさせますので、御審議、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

- 議長（山本泰正君） 次に、議案第33号の細部説明を求めます。

まち経営課長 寺尾君。

- まち経営課長（寺尾純一君） 議案第33号説明した。

（日程第3）

- 議長（山本泰正君） 日程第3、議案第34号町道路線の認定についてを議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 草加君。

- 町長（草加信義君） それでは、議案第34号について提案理由を説明いたします。

議案第34号の町道路線の認定についてでございますが、道路法第8条第1項の規定により、下馬11号線ほか3路線を新規認定いたしたく、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長に説明いたさせますので、御審議、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長（山本泰正君） 次に、議案第34号の細部説明を求めます。

都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 議案第34号説明した。

○議長（山本泰正君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

明日は、午前9時から本会議を開催いたしますので、出席方よろしくお願いいたします。

本日は、これにて散会します。

午前11時50分 散会

令和4年第1回和気町議会会議録（第3日目）

1. 招集日時 令和4年3月4日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 令和4年3月4日 午前9時00分開議 午後2時04分散会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名
1番 尾崎 智美 3番 従野 勝 4番 神崎 良一
5番 山本 稔 6番 居樹 豊 7番 万代 哲央
8番 西中 純一 9番 安東 哲矢 10番 当瀬 万享
11番 山本 泰正
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名
なし
7. 説明のため出席した者の職氏名
町 長 草加 信義 副町長 稲山 茂
教育長 徳永 昭伸 民生福祉部長 岡本 芳克
総務課長 永宗 宣之 危機管理室長 河野 憲一
財政課長 海野 均 まち経営課長 寺尾 純一
税務課長 岡本 康彦 生活環境課長 山崎 信行
健康福祉課長 松田 明久 介護保険課長 井上 輝昭
産業振興課長 新田 憲一 都市建設課長 西本 幸司
上下水道課長 田村 正晃 総務事業課長 久永 敏博
会計管理者 清水 洋右 教育次長 万代 明
学校教育課長 國定 智子
8. 職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 則枝 日出樹

9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第 1	議案第 1 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	委員会付託
日程第 2	議案第 2 号 令和 3 年度和気町一般会計補正予算（第 7 号）について	委員会付託
日程第 3	議案第 3 号 令和 3 年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について	委員会付託
	議案第 4 号 令和 3 年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 4 号）について	委員会付託
	議案第 5 号 令和 3 年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について	委員会付託
	議案第 6 号 令和 3 年度和気町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について	委員会付託
	議案第 7 号 令和 3 年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について	委員会付託
	議案第 8 号 令和 3 年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について	委員会付託
	議案第 9 号 令和 3 年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第 3 号）について	委員会付託
	議案第 10 号 令和 3 年度和気町地域開発事業特別会計補正予算（第 2 号）について	委員会付託
	議案第 11 号 令和 3 年度和気町上水道事業会計補正予算（第 3 号）について	委員会付託
	議案第 12 号 令和 3 年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第 4 号）について	委員会付託
日程第 4	議案第 13 号 和気町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	委員会付託
	議案第 14 号 和気町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	委員会付託
	議案第 15 号 和気町公民館使用条例の一部を改正する条例について	委員会付託
日程第 5	議案第 16 号 和気町農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を 4 分の 1 以上とすることの同意について	委員会付託
日程第 6	議案第 17 号 令和 4 年度和気町一般会計予算について	委員会付託
日程第 7	議案第 18 号 令和 4 年度和気町国民健康保険特別会計予算について	委員会付託

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
	議案第19号 令和4年度和気町国民健康保険診療所特別会計予算について	委員会付託
	議案第20号 令和4年度和気町後期高齢者医療特別会計予算について	委員会付託
	議案第21号 令和4年度和気町介護保険特別会計予算について	委員会付託
	議案第22号 令和4年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計予算について	委員会付託
	議案第23号 令和4年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について	委員会付託
	議案第24号 令和4年度和気町農業集落排水事業特別会計予算について	委員会付託
	議案第25号 令和4年度和気町駐車場事業特別会計予算について	委員会付託
	議案第26号 令和4年度和気町公共下水道事業特別会計予算について	委員会付託
	議案第27号 令和4年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について	委員会付託
	議案第28号 令和4年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計予算について	委員会付託
	議案第29号 令和4年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計予算について	委員会付託
	議案第30号 令和4年度和気町地域開発事業特別会計予算について	委員会付託
	議案第31号 令和4年度和気町上水道事業会計予算について	委員会付託
	議案第32号 令和4年度和気町簡易水道事業会計予算について	委員会付託
日程第8	議案第33号 岡山市及び和気町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部変更 について	委員会付託
日程第9	議案第34号 町道路線の認定について	委員会付託
日程第10	陳情第1号 母（毛嘉萍）が中国で不法に逮捕されている件に関する要望	委員会付託

午前9時00分 開議

(開議の宣告)

○議長(山本泰正君) 皆さん、御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、10名です。

したがって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(山本泰正君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。御了承を願います。

ここで、本日議会運営委員会を開き、協議した結果について委員長から報告を求めます。

議会運営委員長 山本君。

○議会運営委員長(山本 稔君) 皆さん、おはようございます。

それでは、先ほど本会議開催前に議会運営委員会を開催いたしました。その結果について御報告申し上げます。

議案書の119ページ、議案第12号の表記に一部誤りがあったことについて協議いたしまして、訂正後の議案書を配付することといたしましたので、御報告いたします。お手元のほうにもう配付していると思います。

以上、議会運営委員会の委員長報告といたします。

○議長(山本泰正君) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(山本泰正君) 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、御苦労さまでした。

町長 草加君。

○町長(草加信義君) 改めて、おはようございます。

先ほど議会運営委員会の委員長のほうから御報告をいただきましたように、3月2日の議会初日に提案いたしました議案第12号の簡易水道事業会計補正予算(第4号)でございますが、その第2条で科目の欄、「支出」と記載しなければいけないところを収入の「収」に「出」と書いておりました。1文字これが間違えてございまして、誠に申し訳ないことをいたしておまして、以後気をつけますので、どうぞ御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。どうもすみませんでした。

(日程第1)

○議長(山本泰正君) 日程第1、議案第1号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(山本泰正君) 質疑なしと認め、議案第1号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第1号を総務文教常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(山本泰正君) 異議なしと認めます。

したがって議案第1号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

(日程第2)

○議長(山本泰正君) 日程第2、議案第2号令和3年度和気町一般会計補正予算(第7号)についての質疑を

行います。

質疑をされる方は、ページ数と項目を明確にされ、質疑をお願いいたします。

質疑はありませんか。

8番 西中君。

○8番（西中純一君） 23ページにボートレースチケットショップ環境整備協力費というのがありますね、759万円。これは具体的には説明があったんですかね。何をどういうふうな形にしてくれたのか、それを教えていただきたいと思います。

この間見たんですけど、食事をするところがないとか、そういうことは当初から言われてたんですけど、中に簡単なものを食べるようなお店があったんだけど、そういう関係か、何なのか、この辺を教えていただきたいと思います。

それから、20ページの情報収集等業務効率化支援事業補助金24万円、これは要するに荒廃地を判断したりする、そのためにこのタブレットを導入するということですかね。これは何台ぐらいするんですか。その辺を詳しくお願いします。

それから、元へ返って申し訳ないんですけど、23ページの雑入の後期高齢者健診事業補助金というのが44万円マイナスっていう、これは集団健診を入れたその分が少なかったんで、それで減額したというふうなことなんですか。その辺を教えてください。

○議長（山本泰正君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 失礼いたします。

それではまず、西中議員のほうから御質問をいただきました23ページのボートレースチケットショップの環境整備の協力金の関係でございますが、こちらはBTS、ボートレースチケットショップの実際の売上げの1%相当額がこちらのほうへ協力金として収入されてくるというような性質のものでございます。当初は、ボートレースチケットショップのほうから日の売上額が430万円というような見込みで来ておりました。430万円掛ける30日の9か月分として1,161万円を当初予算として計上しておりましたが、実際にオープンしてみると、日の売上げ平均が約800万円ということで、月に換算すると2億4,000万円というような状況になっておりましたので、再計算をいたしまして1,920万円程度入るといふような見込みとなっております。そういったことから、その差額の759万円を補正したものでございます。

○議長（山本泰正君） 産業振興課長 新田君。

○産業振興課長（新田憲一君） 失礼いたします。

20ページの情報収集等業務効率化支援事業補助金についてでございますが、これは議員おっしゃられるように、主に荒廃農地の調査に使うものでございまして、農業委員に活用をしていただきます。6台購入予定で、100%国の事業としてやらせていただきたいというふうに考えております。

○議長（山本泰正君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

23ページ、雑入の後期高齢者健診事業補助金の減額でございますが、これにつきましては75歳以上の後期高齢の方の健診に係る費用について広域連合から補助が出ております。受診率が下がったことによりまして、こちらの補助金の減額をさせていただいているものでございます。

○議長（山本泰正君） よろしいですか。

（8番 西中純一君「よろしいです」の声あり）

ほかに質疑はありませんか。

3番 従野君。

○3番(従野 勝君) 35ページの観光費のところで5,500万円が減額されとんじゃけど、なぜ減額されたのか、そのあたりのことを教えていただければありがたいなと思います。よろしくをお願いします。

○議長(山本泰正君) 産業振興課長 新田君。

○産業振興課長(新田憲一君) 失礼いたします。

35ページの観光費、工事請負費で5,500万円の減ということですが、これは当初2か年計画で藤公園の藤棚の修理というのを計画しておりました。2か年で8,000万円の予算で計画をしておりましたが、施工に当たって再度確認をしたところ、現在の藤棚というのは藤の幹が複雑に絡み合っておりまして、施工時期につきましても年間のうちに冬場の3か月ほどしかないということで、もう一度工法とか修繕の仕方というのを見直そうということで、今回全て減額をさせていただいております。

なお、傷んでいるところがございますので、その箇所につきましても適宜修繕をしていくというふうに変えております。

○議長(山本泰正君) 3番 従野君。

○3番(従野 勝君) ということは、結局これを予算計上するときに、そこを十分検討しなかったということになるんじゃないんですかね、今言われたことやったら。そういうことじゃないん。いや、何か今にもやるような話をされとったように思うんじゃないけども、何か急に下げたってということになるから、どういうことでも取り下げたのかなと不思議に思っているわけで、別に2か年計画でやるんだから構わんですけれども、やり方とか方法を十分考えて、安くなる方向なら全然問題ないと思うんで、十分検討してやっていただければいいんじゃないけど、急に5,500万円ぽんと落ちてきたからどういうことかなと不思議に思ったわけです。よろしくをお願いします。

○議長(山本泰正君) よろしいですね。

(3番 従野 勝君「はい、いいです」の声あり)

ほかに質疑はありませんか。

4番 神崎君。

○4番(神崎良一君) 5点、御質問させていただきます。

おとといですね、説明をしていただいたんですが、ちょっと聞き取れてなかったところもあるので、重複になるかもしれませんが、お願いいたします。

まず、26ページの情報システム費の委託料460万円。このときに御説明いただいたのが、何とかワンストップ事業の云々と言われて、そのワンストップの事業の内容、それをもう一回教えていただきたい。

2点目が、31ページ、上の目11の臨時特別給付金の委託料240万円、これは例の前回通しました非課税世帯への給付のためのということなんですけど、その委託料というのがどういう委託内容になっていて、期間はどのぐらい、どうしているのかという、そういう委託内容を聞きたいと思います。

それから、3点目、36ページ、橋梁維持費です。増額が760万円補正で出とるんですけど、田土天瀬線言うたんですかね、の橋とそれから岸野の橋ということでお聞きしたと思うんですけど、これは当初では分からなくて、どういう経緯で追加になったのかが聞き取れてなかったんで、すいません、もう一度御説明をお願いします。

以上、3点でした。

○議長(山本泰正君) 財政課長 海野君。

○財政課長(海野 均君) それでは、神崎議員の御質問で、26ページ、情報システム費、委託料、電算事務委託料、こちらについては引越しワンストップサービスシステム導入ということで、マイナンバーカード所有者における引越し時の手続、ワンストップサービスが令和4年から開始されるということに伴いまして、電算等

のシステム改修に係る費用を計上いたしております。この経費につきましては、国庫補助が当たっておりまして、国の補正予算成立に伴って国のほうとしてもマイナンバーの普及促進に係るということで、追加で今年度予算計上いたしまして、繰越明許にも計上しているんですけれども、全額繰越して、令和4年度に実際に電算のシステム改修を進めていこうというふうに考えております。

○議長（山本泰正君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

31ページの臨時特別給付金の委託料でございます。こちらにつきましては、先ほど議員がおっしゃられたとおり、非課税世帯に10万円の給付をするものでございます。事業としましては、非課税世帯への給付については5月末、それからもう一点、家計急変ということで1か月の給料がコロナ禍による収入への影響により非課税相当に値するものについても10万円という事業がございます。こちらについての期限は9月末までということになっております。今回、委託料として補正させていただきますのは、そちらのコールセンターへの対応の職員の委託ということでございます。2か月、4月、5月分ということで計上させていただいております。こちらは繰越しということで処理をさせていただいているところでございます。

○議長（山本泰正君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 失礼いたします。

それでは、36ページ、橋梁維持の関係でございますが、こちらのほうの橋でございますが、岸野2号線と天神橋でございます。この2橋についてでございますが、後ほど当初予算でも計上がございますが、3橋でございます。本来は、その3橋にプラスしてこの2橋を入れる予定でございましたが、国の予算が先行でついたということで、県のほうからこの2橋につきまして先に修繕関係を進めようという指示があったものでございまして、国費等がついてこのような形で先行してするものでございます。

ちなみに、278橋、点検義務がある橋がございます。毎年、その橋を全て5年に1度点検しております。それに修繕の悪い部分が出たものについて、後ほどこういう形で設計や修繕を上げていくという形になっておりますので、御理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（山本泰正君） 4番 神崎君。

○4番（神崎良一君） 1点目の引越しワンストップ事業、要するに引越し者に対するサービスをやるということ、マイナンバーカードの関係がもう一つよく分からないんですけど、それをやることで、国もそれを支援しているので、今後国のほうで予算が張りついたら100%それは財源としてみなせるように聞こえたんですけど、間違っていないかどうかという確認が一つと、それから31ページの委託料については、5月末まで非課税世帯に10万円を配付するというので、コールセンターへの費用ということで委託料が上がってますが、もう一つ、今度は9月末まででのコールセンターへの委託費用というのはまた別途上がってくるというふうにお聞きしてよろしいのでしょうか。

それから、3番目はよく分かりました。国の予算が先行してついたので、追加で上げたということで、普通であれば大規模になっているかもしれないけどということなんで、3番はよく分かりましたけど、1点目と2点目はもう一つよく理解できてなかったんで、すみませんが、お願いいたします。

○議長（山本泰正君） 財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） 26ページ、引越しワンストップサービスシステムということで、現状は町民、住民の方が引越しする際に書類に記入して引越し、住民票の移住等の手続を行うんですけれども、マイナンバーカードの取得者においては、そのあたりの手続の煩わしさというものを軽減させるような電算のシステムの構築を考えております。財源につきましては、国の補助事業を充てるというような事業でございます。

○議長（山本泰正君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

コールセンターの業務委託でございますが、こちらにつきまして非課税世帯は2,000世帯余りが対象ということになっております。したがって、4月、5月、非課税世帯への対応ということで想定しております。家計急変につきましては、件数についてもそんなに多くないと思っておりますので、十分職員で対応できるというように考えております。

○議長（山本泰正君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

6番 居樹君。

○6番（居樹 豊君） 先ほど同僚議員から若干ありましたけども、ページで言えば21ページ、それから参考資料の13ページと21ページですけど、例の5,500万円の継続費の関係です。先ほど説明がございましたけども、これいつ頃までにやるようなことを、新年度のもういついつまでに実施して、これは時期がありますんで、抜本的にこれで8,000万円の予算をもうゼロ見直しということですから、やらんことはないんじゃないけども、工法見直しということですけども、どういうタイミングで。あそこは御存じのように、もう和気町にとっての唯一大きな観光資源でございます。前々からあそこにああいうのはありましたけども、今回こういうことになったのはちょっと異常な感じにも思ったんで、今まで十分検討しながら2年かけてやろうということですけど、それがあっさりとは言いませんけども、あと今後どうしようとするのかというのを少しそういうふうな説明をお願いしたいと思います。

それから、もう一つ、21ページ、これは生産物の関係ですけども、これは数字的にはもうここにあるように、すももについては減額ということですけども、片やりんごのほうは結構なことで、200万円増収ということ。これは自然相手ですけども、私がここで言いたいのは、和気町の生産物、特産物に対する投資の考え方、その辺をお聞きしたいというのが趣旨でございます。数字はここにあるとおりですけども、やはり費用と効果とは言いませんけども、そういう投資の考え方、やっぱり個人的な考えを言いますと、りんごについてはあれだけの施設で、結構堅調にやっているということ踏まえて、どことどことは言いませんけども、その辺の選択と集中じゃございませんけども、その辺の考え方がこれから見てあるのかどうか、考え方をお聞きしたいと思います。

それで結構です。

○議長（山本泰正君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 藤棚の補強の件でございますが、今回減額をさせていただいております。これは非常に危険だというような御意見も多々ありましたので、いろいろ検討をして担当のほうでも、全部やり直すとしたら1億円以上かかるというような話になりまして、業者の方からの見積りもいただいたりしたんです。それで、その1億円についてかなり私もどうも理解ができませんで、それで藤本元町長、それから今管理をさせていただいておる竹内さん、関係者が一堂に会しまして現地でいろいろ相談をしたんです。結局、見ていただいたら分かりますように、つるは誘引をしておりますから、少々さびとっても落ちることはねえじゃろうと、枠があるんで、危険じゃねえじゃろうという結論に達しましたので、もうどうしても替えにやいけんところは10月以後、水を上げようときには皮がむけますから、10月から3月頃までの間で抜けるものは抜いたり、切れるものは切ったりして補強をこれから順次していこうと。物は今のような鉄じゃなしに、どぶ漬けというような鉄があるそうでございます。それとステンレスのビスと、そういう部材を購入して、悪いとこ、悪いとこを徐々に、一遍にやらずにやっていくんが一番いいんじゃないかなという結論に達しましたので、これからそういう方向でやっていただいたほうがかなり経費的にも下がってくるんじゃないかなと、そういうことで今回落とさせていただいておりますので、今後また計上はさせていただきますが、金額的にはこれからもっともっと検討させていただきたい

と思っております。

それから、特産物については、担当のほうから。

○議長（山本泰正君） 産業振興課長 新田君。

○産業振興課長（新田憲一君） 失礼いたします。

21ページのりんごの売上金200万円の増ということですが、理由は今年度非常に豊作であったということが一番の理由でございまして、今後の考え方ということなんですが、佐伯のりんご園は今早生から晩生まで全部で630本ほどりんごを植えております。時期が来れば、あそこで通常ですとりんご祭りをやったり、りんご狩りを楽しんでいただく。町の観光の発信だというふうに考えてございまして、令和元年度からは管理人ということであそこに1人常駐をしております。今後も、貴重な財産でございまして、すもも園と併せてりんご園、町の観光の拠点として広めていきたいというふうに考えております。

○議長（山本泰正君） 6番 居樹君。

○6番（居樹 豊君） まず、最初の藤棚の件ですけれども、来シーズンに向けては確実にそういうことでもうほぼほぼ、1年も2年も考えてるんじゃないしに、来シーズンには間に合うようにやるということで理解させていただいていいでしょうか。それが一つ。

それから、生産物については、今課長が言われたように、りんご園とすもも園ということで、あえてどうこうじゃない、私が言うのは、選択と集中じゃないけど、やっぱり皆さん御承知のように、りんご園の場合は確かにあれだけの規模で、ただ最近のすももについては私も十数年会社を辞めて帰ってきて1本オーナーになったことがあるんですけど、すももはこの十数年なかなか。そういうことで、今回4年計画でということですけども、このすももの生産がこれから何年したら売上げが出てくるんですか。その辺、見通しがあれば教えていただきたいということです。

○議長（山本泰正君） 産業振興課長 新田君。

○産業振興課長（新田憲一君） 失礼いたします。

まず、1点目の藤棚なんですけど、令和4年度の当初予算にも計上いたしてございまして、危険箇所修理というのは随時やっていっております。今年度も、一般の修繕ということで、本当に藤の棚がさびているところ、数か所既に簡易な修繕なんですけど、行っております。

それから、すももの今後ということなんですが、今4年計画の今年度は2年目で、木の植え替えをやってございまして、約半分が終わったんですけど、収穫までですと、植栽をしてから大体5年後から収穫が見込めるということで、いましばらくお待ちいただきたいというふうに思います。

○議長（山本泰正君） よろしいか。

6番 居樹君。

○6番（居樹 豊君） もう今言われたとおり、すももについては200万円ずつ、4年で800万円の新旧ということで、それも今までありましたから分かってますけども、今言うように、もう後から、あなた、五、六年先ということで、これも先ほどの生産物じゃないけども、それと投資の木、そういうことの計算というんか、やはりすもも園とりんご園と比較はできませんけども、その辺のどこへどうしようというところが見えない、これは政策的なものですからあれですけども、その辺が話の中でもこれからまだ収穫は、毎年、すももはそうですね、数十万ぐらいの売上げですよ。だから、それをこれからまだ五、六年、これずっと年間委託しながら、それから200万円ずつ、800万円かけながらやっていくんですけども、これ本当に観光目的といいますか、生産物のその辺の当初の目的とどうなのかというようなことの検証はされておるとは思うんですけど、その辺考え方があれば、あえて一言お聞きしたいと思います。

○議長（山本泰正君） 産業振興課長 新田君。

○産業振興課長（新田憲一君） 当然すももをここで更新するに当たっては、今後の将来の計画というのを見据えてやらせていただいております。特に室原地域の昔から取り組んできた特産物でございますので、この火を消すことなく、地元の強い要望もございまして取り組んでいるところであります。今後もそのスタンスでやらせていただきたいというふうに思います。

（6番 居樹 豊君「結構です」の声あり）

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第2号を総務文教及び厚生産業の各常任委員会並びに和気鶴飼谷温泉事業特別委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第2号は、総務文教及び厚生産業の各常任委員会並びに和気鶴飼谷温泉事業特別委員会に付託することに決定しました。

（日程第3）

○議長（山本泰正君） 日程第3、これから特別会計補正予算10件の質疑を行います。

最初に、議案第3号から議案第8号までの6件の質疑を行います。

まず、議案第3号令和3年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に議案第4号令和3年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4号）についての質疑はありませんか。

8番 西中君。

○8番（西中純一君） 58ページの備品購入費で68万円減額ということで、これは入札か何かで蓄電池の価格が安くなったからそれで減額ということなんですか、お願いします。

○議長（山本泰正君） 民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長（岡本芳克君） 失礼します。

議員から質問の備品購入費の蓄電池を購入しておりますけど、おっしゃられるとおり、見積りにより予定しておりました価格が下がりましたので、減額をしておるものでございます。

○議長（山本泰正君） 8番 西中君。

○8番（西中純一君） これ何台買うんですかね。

○議長（山本泰正君） 民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長（岡本芳克君） 1台購入しております。

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に議案第5号令和3年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に議案第6号令和3年度和気町介護保険特別会計補正予算（第3

号) についての質疑はありませんか。

4番 神崎君。

○4番(神崎良一君) 議案第6号について2点御質問させていただきます。

70ページ、一番下の支払基金交付金、介護給付費交付金のところが補正で2,100万円強減額になっております。これは、御説明では利用者の数が減ると言った思うんですけど、そのあたりもう一回御説明いただきたいのが一つと、それから73ページ、一番下の保険給付費の1番、介護サービス等諸費で施設利用サービス給付費が6,000万円減っていると。こっちがはっきりと利用者減に伴うということでおっしゃっていただけけれども、それで間違いがないかどうか、再度確認です。お願いいたします。

○議長(山本泰正君) 介護保険課長 井上君。

○介護保険課長(井上輝昭君) 失礼いたします。

まず、70ページの支払基金交付金の減額でございますが、これにつきましては介護給付費の支払い見込みが減額ということになりまして、支払基金交付金のほうも併せて減となるものでございます。

それから、73ページ、介護サービス等諸費、こちらも施設のサービスの利用が減となったための補正となっております。

○議長(山本泰正君) よろしいですか。

4番 神崎君。

○4番(神崎良一君) 1点目の70ページの介護給付費の見込みが減っておっしゃるんですけど、その見込みがよう分からんですけど、見込みが減るのは利用者が減るのか、何が減って見込みが減っているのかをもう一回お答えいただきたいのと、2点目の73ページの介護サービス等諸費のほうは、利用者減というのであれば、前年度は何人で、今年度が何人になるのかという、そういう見通しの数字を教えてくださいと思います。よろしく。

○議長(山本泰正君) 介護保険課長 井上君。

○介護保険課長(井上輝昭君) 失礼いたします。

まず、70ページでございますが、減といいますのはサービスの利用の全体の金額が減りましたということでございます。利用の件数につきましては、実際のサービスがそれぞれ複数にまたがっていることがありますので、件数的にはちょっと、今押さえてございませませんが、実際の利用件数につきましては後ほど数字で御提示をさせていただきますと思います。73ページの施設サービス費の給付につきましても、前年度の件数をまた後ほど提示をさせていただきますと思います。よろしく申し上げます。

○議長(山本泰正君) よろしいですか。

(4番 神崎良一君「了解しました」の声あり)

答弁できるよう、よく調査研究をしておいてください。

ほかに質疑はありませんか。

8番 西中君。

○8番(西中純一君) 70ページのシステム改修事業補助金というのは、介護報酬改正によりということだったんですけど、その報酬改正の内容をもう一遍教えてもらいたいというのと、74ページの介護予防・生活支援サービス事業費で、業務等委託料99万2,000円というのがあって、これは要認知症の何じゃというんか、もう一遍そこを教えてください。お願いします。

○議長(山本泰正君) 介護保険課長 井上君。

○介護保険課長(井上輝昭君) 70ページ、最初の業務委託料の部分で、システム改修につきましては、制度改正に伴い実施されるものにつきましては、介護報酬等の改定によるものをシステム改修で修正するというもの

でございます。

それから、74ページにあります業務等委託料につきましては、介護予防、生活支援に対するものの施設に対する委託料を計上しております。

○議長（山本泰正君） 8番 西中君。

○8番（西中純一君） ですから、もう一遍。70ページの方は、これは介護施設なんかの介護報酬が改正されたというか、点数が下がったという、それに対するシステム改修でしたかね。

これはだから、どういうところに——介護予防サービスですかね——委託しているのか、もう一遍お願いします。

○議長（山本泰正君） 介護保険課長 井上君。

○介護保険課長（井上輝昭君） 最初の介護報酬の改定というところは、先ほど議員のおっしゃったとおり、点数の変更によるところによるシステム改修というふうになっております。

それから、次の施設の利用のところにつきましては、それぞれのサービスを使っているところの施設への委託というふうになっております。

○議長（山本泰正君） よろしいですか。

（8番 西中純一君「はい」の声あり）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に議案第7号令和3年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についての質疑はありませんか。

8番 西中君。

○8番（西中純一君） この84ページの繰越明許費、公共下水道事業費、スクリープンプ更新工事というのは、時々見かけますが、マンホールから引き上げて、あれはポンプじゃねえかな、何か最近見てるんですけど、マンホールから出して、縦長の、その辺ちょっと説明を、どういうものをするのか、教えてもらえますか。お願いします。

○議長（山本泰正君） 上下水道課長 田村君。

○上下水道課長（田村正晃君） ここでのスクリープンプにつきましては、浄化センター内に汚水がまず入ってきます。それをこのポンプで組み上げて、それからそれぞれの処理の池のほうに分配するようなもので、今議員がおっしゃられておりますのは、それぞれの管渠のところにあるポンプのことでございます。ここに今回繰越しをしておりますのは、浄化センターのポンプでございます。

（8番 西中純一君「分かりました」の声あり）

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に議案第8号令和3年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、議案第3号から議案第8号までの6件の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第3号から議案第8号までの6件を厚生産業常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第3号から議案第8号までの6件は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。
次に、議案第9号令和3年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第3号）についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、議案第9号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第9号を和気鶴飼谷温泉事業特別委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第9号は、和気鶴飼谷温泉事業特別委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第10号から議案第12号までの3件の質疑を行います。

まず、議案第10号令和3年度和気町地域開発事業特別会計補正予算（第2号）についての質疑はありませんか。

8番 西中君。

○8番（西中純一君） 107ページ、基本的なことです。宅地用地造成事業債が3,150万円下がっているんです。その事業の内容によるんだろうと思うんですけど、何がどうなったんでこの貸付けを減らしてもいいというふうになったのか、お願いします。

あとは、109ページ、宅地用地造成事業勘定、宮田分譲団地をしなかったから分譲宅地売払収入が1,500万円減ったと。これは、要するにまだ売払いができない時期だからということでしたかね、その辺を。その2つだけお願いします。

○議長（山本泰正君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 失礼いたします。

107ページ、町債のほうでございますが、3,500万円がなぜ下がったかという理由でございますが、議案書の110ページでございます。こちらのほうに委託料と工事請負費、朝日住宅の解体と測量設計分でございます。そちらの分が、御説明もさせていただいたんですが、企業の公募型プロポーザルによってこのところが必要なくなったということにつきまして町が直接工事することがなくなりましたんで、工事費が下がったことによりまして町債が下がったということでございます。

そして、2点目でございますが、宮田分譲地の関係でございますが、当初の町長の説明の中で、企業の分の売買が完了したということをお伝えしたと思いますが、正式な契約等を現在進めておりまして、新年度、令和4年度の収入で全部受け入れていくという形でございますので、そちらのほう、新年度予算について歳入をしていくという形になっておりますので、このたび落とさせていただいたということでございますので、御理解のほうをよろしく願いいたします。

○議長（山本泰正君） 8番 西中君。

○8番（西中純一君） 最初の件、よく分かりました、その必要がなくなったのでということ。

それから、2番目ののは、要するにこれは個別に売買していくので、それで期日がまだこれからかかる、まだ整地ができたばかりだ、そういう意味で捉えていいんですかね。

○議長（山本泰正君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） そのように、議員のおっしゃるとおりでよろしいです。

(8番 西中純一君「ありがとうございました」の声あり)

○議長(山本泰正君) ほかに質疑はありませんか。

6番 居樹君。

○6番(居樹 豊君) 今の関連で、宅地の関係で1,500万円、これは数字のとおりですけども、実際あそこは16区画今回造成しました。あと、プラス2戸は従来から放置されてたとは言えませんが、あの2戸の分だと思います、2戸分というのは。それで、あれはいつ頃からあのままずっと放置言うとなやけど、購入希望者もいなかったかも分からんけども、今後もそういう面では多少、16区画のはともかく、このプラス2戸については確かに、あれはもう今はどんなかなという心配がありますけども、その辺の公募の仕方、2戸は売れなかった分だけでも、補正予算上はそうですけども、どういう公募の仕方をしてきたのか。それでもしたけど、いや、でも2つとも駄目だったというのか。それ、いつからあそこはあのままずっと置いてったんかなというのを、これは分かればぐらいでよろしい、別にこだわりはございませんけども、いわゆる公募方法というんか、この辺は今後もありますんで、その辺の考え方をお示し願いたいと思います。

○議長(山本泰正君) 町長 草加君。

○町長(草加信義君) 今の2戸の件、これはいつ頃からと言われたら、ちょっと確かなことは今ここでは申し上げかねるんですが、あれ職業安定所の官舎の跡でございまして、あれは北向きなんです、玄関が北へ向くんです。ですから、もう前に何回もあれを分譲したんですが、誰も相手にしてくれななんだんです。今回は、たまたま2つとも2つ、4戸まとめてという話がありまして、やっと解決をしたと、これから解決するんですけど。そういうことで、今回は解決をいたしました。

○議長(山本泰正君) 6番 居樹君。

○6番(居樹 豊君) それじゃあ、今回、一応時期的になりますけども、あの2戸もおまけつきとは言いませんけども、今の16の中の一部と2戸の抱き合わせで買っていただいたというような理解でよろしいですね。

○議長(山本泰正君) 町長 草加君。

○町長(草加信義君) まだ買っていただいたというんか、今話が進行中でございまして、ほぼ99%買っていただけるだろうと思っております。

(6番 居樹 豊君「結構です」の声あり)

○議長(山本泰正君) ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(山本泰正君) 質疑なしと認め、次に議案第11号令和3年度和気町上水道事業会計補正予算(第3号)についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(山本泰正君) 質疑なしと認め、次に議案第12号令和3年度和気町簡易水道事業会計補正予算(第4号)についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(山本泰正君) 質疑なしと認め、議案第10号から議案第12号までの3件の質疑を終わります。
お諮りします。

議案第10号から議案第12号までの3件を厚生産業常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(山本泰正君) 異議なしと認めます。

したがって議案第10号から議案第12号までの3件は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しまし

た。

(日程第4)

○議長(山本泰正君) 日程第4、これから条例3件の質疑を行います。

まず、議案第13号和気町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(山本泰正君) 質疑なしと認め、次に議案第14号和気町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(山本泰正君) 質疑なしと認め、次に議案第15号和気町公民館使用条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(山本泰正君) 質疑なしと認め、議案第13号から議案第15号までの3件の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第13号から議案第15号までの3件を総務文教常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(山本泰正君) 異議なしと認めます。

したがって議案第13号から議案第15号までの3件は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

(日程第5)

○議長(山本泰正君) 日程第5、議案第16号和気町農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とするものの同意についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(山本泰正君) 質疑なしと認め、議案第16号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第16号を厚生産業常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(山本泰正君) 異議なしと認めます。

したがって議案第16号は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

ここで場内の時計で、10時15分まで暫時休憩といたします。

午前 9時57分 休憩

午前10時15分 再開

○議長(山本泰正君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

介護保険課長 井上君。

○介護保険課長(井上輝昭君) 失礼します。

神崎議員の御質問、不足のあった部分についてお答えをさせていただきます。

まず、70ページでございますが、支払基金交付金の部分でございますが、支払基金交付金につきましては介護給付費の施設、各サービスの金額の利用額全体のものについて一律27%ということで歳入させていただいて

おりますので、件数というところは、計り切れないところでございます。

それから、73ページ、施設サービス給付費のところでございます。

令和2年度の実績としまして、件数的には2,523件ということで、月平均が210件の実績がございました。それを基に令和3年度の当初見込みで月に234件を見込んでおりましたが、令和3年度の実績の見込みとしましては月で215件というふうな実績になりましたので、その部分が減となったということでございます。

(日程第6)

○議長(山本泰正君) 日程第6、議案第17号令和4年度和気町一般会計予算についての質疑を行います。

質疑をされる方は、ページ数と予算項目を明確にされ、質疑をお願いいたします。

質疑はありませんか。

9番 安東君。

○9番(安東哲矢君) それでは、3点ほど質問させていただきます。

第1点目は、22ページに自動車税環境性能割交付金というのが上がっております、920万円。この件について少し説明をお願いしたいと思います。

それから、2点目は、こちらの参考資料のほうを見ていただければと思います。

12ページの子ども家庭総合支援拠点事業ということが、これ新規でされております。委員会のほうで質疑してもいいんですけど、新規ですのでここで質問させていただきます。これは業務内容が4点ほど下に書かれておりますが、これは今までも健康福祉課のほうで対応されていたというように思うわけですが、特に今回、これ別に専門的に事業として上げられたという意図は、どういう意図があるかということをお聞きしたいと思います。特に本年、つい最近、岡山市内で幼児の虐待ということがありまして、貴い命が亡くなられたということがあって、そういうことが関係あるのかなというようなことも思っておりますので、どういう意図があったんかと。

それと、今回新しくこういう専門的な事業ですので、特に新たに職員を置かれるのかどうか、健康福祉課の中にこういうもんを置かれるのかどうかです。

それから、これが和気町独自の政策なんか、あるいは国とか県が要請してやっているのかという辺についてもお聞きしたいというように思います。

それから、同じく参考資料の14ページ、空家等対策計画策定事業というのが、これも今回新規で上がっております。この中で、いわゆる特定危険空き家という、この条件というのはどういう条件なのかということについてお聞きしたいと思います。

それから、具体的には今現在和気町でどの程度の空き家があるのかと。以前一回聞いたときには、大体500件ぐらいあるというのをお聞きしたんですが、それから恐らく増えているんじゃないかなと思います。

それから、具体的にこの調査というのはどなたがやるのか。区長がやるのか、あるいは外部委託してその調査をされるのかということについてもお聞きしたいというように思います。

それから、この特定危険空き家は、最終的に誰がこれを判断するのかと。この家はこれに該当するという最終的な判断というのは町がするのか、県がするのか、あるいは国がするのかということについてもお聞きしたいと思います。

それから、状況によって変わってくると思うんですが、最終的にこれ国土交通省あるいは県からの補助というのはどの程度あるのか。半分ぐらいあるのか、3分の1があるのかという辺についても、一回お聞かせ願いたいと思います。

○議長(山本泰正君) 財政課長 海野君。

○財政課長(海野 均君) 予算書22ページ、8款自動車税環境性能割交付金920万円についてでございます。

もともと自動車取得税というものがあまして、そちらが2019年10月に廃止され、新たに自動車税環境性能割が導入されております。こちら県に納付された税額の100分の40.8%相当が市町村に交付されているものでございます。今回、前年の実績等を勘案しまして920万円を計上いたしております。

○議長（山本泰正君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

それでは、参考資料のほうの12ページの子ども家庭総合支援拠点事業について御説明をさせていただきます。

まず最初に、子ども家庭総合支援拠点というものはどういうものかということでございますが、こちらは児童福祉法第10条の2に基づき、子供とその家庭、妊産婦等を対象として、地域の実情の把握、相談対応、調査、継続的支援を行うものでございます。その背景としましては、御指摘がありましたとおり、全国各地で児童虐待事案の発生を受け、国が平成30年12月に児童虐待防止対策体制総合強化プランを策定しまして、その中で市町村における相談体制を強化するため、全市町村に各子ども家庭総合支援拠点を設置することを目標とされているものでございます。こちらの拠点を設置することで地域に根差した身近な相談窓口として関係各機関と連携しながら支援を実施し、支援が必要な家庭の早期発見から虐待の未然防止、再発防止に至るまで切れ目のない支援を行うものでございます。

議員のおっしゃられたとおり、現在健康福祉課の中でも虐待案件については発生の都度取り扱っておりますが、今後こういった拠点ができて、そちらを専門的に虐待案件について対応をするものでございます。

なお、職員につきましては、常時2名の配置ということで、保健師であったり社会福祉士等の2名の配置が必須ということになっております。

令和4年度の予算におきましては、こちらの設置の準備に係るもの、特に電算委託としまして、虐待の情報を全国で共有できるシステム、そういったものの費用ということで当初予算で計上をさせていただいているものでございます。

○議長（山本泰正君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 失礼いたします。

参考資料14ページ、空家等対策計画策定事業の関係でございますが、まず特定危険空き家の条件でございますが、こちらのほうは県の様式がございまして、かなり細かく採点するようになっております。採点方式でその分の点数をつけていくということになっております。

続きまして、和気町ではどれくらいあるかと。空き家は以前500軒ということをお聞かせということでございますが、前回まち経営課のほうで空き家について500軒程度調べておるとお思います。それからは進んでないのが状況でございますが、この空き家に対してはあくまでもまち経営課が調べたのは民家でございます。特定危険空き家には倉庫部分も対応していきますので、そういった部分も全て調べていく必要があるというふうになっております。調査は誰がするのかということがありますが、この調査については専門性が高いということで、各団体は外部委託で出して判定をいたしておるところでございます。判定が出たものにつきまして、令和5年度、実態調査が終わった後に空き家等の計画を盛り込んで計画策定をしていくということでございます。その後、県、国、町の補助制度をつくっていくということでございますが、補助制度の内容につきまして国が全体額の50%、県が16.6%、町が33.4%で、上限を50万円という補助金の体制になってくるというふうに思われます。

○議長（山本泰正君） 9番 安東君。

○9番（安東哲矢君） 1点目の自動車税環境性能割交付金、これはあまり僕も知識がなくて、今までの自動車取得税が廃止されたというのは頭になかったんですが。この自動車取得税を廃止したということですよ、20

19年以降。で、新たにこういう新しく自動車税の環境性能割が導入されたということですが、これは自動車の性能によって税金が当然これ変わってくるのではないかなというように思います。ここらあたりはどのようにに区分けがあるんですかね。

それで、これは軽四、普通自動車もこれ同じくそういう形になっているのかどうか、これをお聞きしたいと思います。

それから、12ページの子ども家庭総合支援拠点事業については、分かりました。

それから、次の空家等対策計画策定事業なんですけど、最終的に家が特定危険空き家に指定された場合、その場合に誰の持家か全然分からないと、持ち主が全く分からないという場合には、こういう場合にはどのような対応を今後されるんですか。空き家の持ち主が分かれば、当然最終的にこれを壊すかどうかという話をするんですけど、全く分からないという場合はここからどのようにするかというのをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山本泰正君） 財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） 環境性能割ということで、以前は自動車取得税、取得した際にかかった税金なんですけれども、環境性能ということで軽自動車の排気量、あるいは普通自動車の排気量、普通自動車においても近年ハイブリッドということで排ガス規制の排気量、あるいは電気自動車、そういった環境性能に応じて税額も変わってくる。それに依拠して、こちらは県税なので、県のほうに入ったものに対して各市町村に配分されるという譲与税でございます。

○議長（山本泰正君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 失礼いたします。

最終的に、所有者が不明という物件もあるところでございます。しかし、今回この実態調査等を踏まえて、計画についてでございますが、業務の中に所有者の特定ということもございまして、その中でいろいろ精査してまいりたいと思います。ただ、どうしても分からないというものが出てくる可能性がございまして、それにつきましても、時間をかけてゆっくりとでも精査をして続けていくということになってくると思います。

（9番 安東哲矢君「ありがとうございます」の声あり）

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありますか。

4番 神崎君。

○4番（神崎良一君） 私のほうは3点質問させていただきます。

まず、1点目、18ページ、1款町税の6項の都市計画税が減ってます、少しですけど。都市計画税のもう一度概要を教えてください。どういう要件で、どこが対象になったのかという、そういうもう非常に基本的なことの質問でございます、1点目。

2点目が、51ページ、8,400万円で、総務債というんですか、特に右の詳細51ページでいくと、臨時財政対策債ということで8,400万円。前年度が3億2,360万円あって、それが今度8,400万円に減ってるのは、多分いろんな災害の関係かなと思いつつ、ちょっと説明がしっかり聞き取れてなかったのが、この臨時財政対策債というのはどういうときに発行できるのかというのが1点目で、前年度からの大幅な減額というのはどのような要因だったのかなという。多分普通は1億円未満で推移していて、前年度が多かったということだろうと思うんですけど、逆に言えばそこをよく言ってもらったら分かるかと思えます。もう一回その説明をお願いしたいのが2点目です。

3点目は、93ページ、18節の負担金・補助及び交付金の出産祝金で、この出産祝金については、御説明があつて、第1子が10万円でしたかな、第2子が20万円ということで、第3子ぐらいまでの話があつたんですけど、これは和気町には頑張ってたくさんのお子様を育てておられる方がおつて、私の知り合いに5人、6人と

というのが数名いらっしゃいます。7人目にできた子供を1人目という判断だと思うんですけど、確認です。7人目が第1子で、8人目ができたら第2子、9人目ができたら第3子というようなことでよろしいのでしょうか。そのあたりをお聞きしたい。

以上、3点です。

○議長（山本泰正君） 税務課長 岡本君。

○税務課長（岡本康彦君） それでは、18ページ、都市計画税について説明させていただきます。

都市計画税は、和気町の都市計画区域内にあります土地、家屋につきまして0.2%の都市計画税をいただくようになっております。償却につきましては、都市計画の課税対象ではありません。

○議長（山本泰正君） 財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） 予算書51ページ、臨時財政対策債、令和4年度8,400万円を計上いたしております。昨年の予算に比べて大幅に減額しているその理由ということなんですけれども、まず臨時財政対策債につきましては、国で地方交付税を配分している関係で、通常であれば普通交付税で自治体に財源が配分されるところなんですけど、国の財源不足が生じた場合に普通交付税が十分確保できない際には臨時財政対策債という形で、自治体が起債を起こして、その財源を穴埋めするというようになっております。

今回、大幅に減額ということになっておりますが、国の財政計画で全ての自治体において国全体で臨時財政対策債の発行の約6割近くを抑えるように国の計画で上がっております。ただ、臨時財政対策債は減額になるんですけれども、その反対の理由として今回普通交付税は逆に国の計画でも上げているという関係で、今回和気町としても普通交付税は増額を行っているんですけれども、そういった普通交付税と臨時財政対策債での調整ということで、今回の臨時財政対策債は減額を行ったということでございます。

○議長（山本泰正君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

新生児の出産祝金制度についてでございますが、御質問の内容の確認なんですけど、こちらについては制度ができる前に既にお子さんがおられる家庭の場合、今回制度ができて以降のお子さんが第1子目になるかどうかということをございましょうか。

（4番 神崎良一君「はい」の声あり）

今回は、出生届が出たときのお子さんの数で対応しますので、既に基準日前にお子様か2人おられて、今回3人目が4月以降に出生された場合は第3子ということで、祝い金は支給させていただくものでございます。

○議長（山本泰正君） 4番 神崎君。

○4番（神崎良一君） 1点目の都市計画税ですが、和気町の区域が知りたかったんですけど、尺所あたりか、あのあたりなのか、地域的には言いづらいかもしれませんが、大体駅前周辺だとか本荘地区だとかというのをちょっと教えていただけたらと思います。

それと、2番目の臨時財政対策債が今そういった非常に国の政策と合致したというか、それとリンクしたお話なので、ちょっと私自身が不勉強で申し訳なかったです。交付税との絡みがあるので、減っても逆に交付税のほが増えるというようなことであれば、2点目はよく分かりました。

それから、3点目も、今おっしゃられたように、幾ら多くても、8人目だろうと、10人目だろうと、これが当然議会で承認されてからというのはそれはもう当然だと思います。そう思ったんですけど、ただ今までに5人も6人も7人もつくっていただいとるのに、私それ自身が、そら子供をつくるのは夫婦の自由だろうとおっしゃればそのことだけで個人的な話かもしれないけれども、町としては非常におめでたいと私は思うんですよね。この前も、町長のお話で、和気町の出生が50人を切るとかなんとかというような時代になったときに、お子さんの必要性というのはやっぱり、こんな言い方をしたらおかしいんですけど、お父さん、お母さんから見れば子供に

変わりはないんですけど、町としても子供が生まれるというのは本当にめでたい話で、それでどうこう考えてくれというよりは、和気町の中には5人を超えるようなお子さんを一生懸命育てておられる方がおられるということをよく再認識していただいて、私が見ているだけでも2家族はおられるので、町全体ではもっとおられるのかなということなんで、今後のことですけど、そういったことも本当にお子さんが5人、6人おられるというのはおめでたい話だなと私なんかは非常に思います。ということなんで、またこれについては別途いろんなことを考えていただけたらと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（山本泰正君） 区域のことはええんですか。

副町長 稲山君。

○副町長（稲山 茂君） 神崎議員の都市計画区域のどこどこが入るんならということで、区域図をお示ししますので、後ほどお渡ししますから。

○議長（山本泰正君） よろしいですか。

（4番 神崎良一君「以上です」の声あり）

ほかに質疑はありませんか。

10番 当瀬君。

○10番（当瀬万享君） 51ページの上から2行目のボートレースチケットショップ環境整備協力費2,880万円についてお聞きしたいと思います。

多分今年の6月からやられたんじゃないかなというふうに思うんですけど、そもそも教育の町にばくちは要らんというような話で本会議でも審議したと思うんですけど、8対3で過半数で通ったというような状況にあります。やっているところも、議会が通ればできるんですというような話ですし、私個人的には2,000万円以上のお金が和気町に入ってくるというような話でしたので、一生懸命協力したというような状況にあります。この2,880万円ですけど、どういうふうな積算。今までこのボートレースのチケットに関する報告は議員にはなかったような気がするんです。あったらごめんなさいですけど、私たちが一生懸命協力したのに何の報告もない。こういった金額がどういうふうに積算されたのか。それとも、倉敷はこれだけですよというようなんで和気町に報告があって、それを受け取っているのか。あそこを建てたのも、ガードマンを雇っているのも、中でうどん屋をしているのも皆広島会社だと思うんですけど、そこからの言い分で、ありがとうございますただけなのか。それをきちっとどういうふうにチェックしながら、確かに毎月これだけだから1年分でこれだけですよというような書類的なものを見せてもらって、確実に1円まで頂いているのかというようなところが知りたいと思います。

とにかくボートレースに関しては、協力だけするときには一生懸命してから後は何の報告もないというのは、私たち議員としてはちょっと不服なんで、そこら辺詳しく説明をいただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（山本泰正君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 失礼いたします。

まず、今回ボートレースチケットショップ環境整備協力費で2,880万円予算計上させていただいておりますが、こちらの積算の根拠でございます。まず、そちらのほうを申し上げたいと思います。

まず、これは今毎月売上げが、メールですけれども、こちらのまち経営課のほうにボートレースチケットショップから人数とか件数とか売上金額というのを報告いただいております。その中で、今大体日平均で800万円の売上げがあると。月平均にすると2億4,000万円の売上げがあるということになっておりますので、2億4,000万円掛ける12か月分、28億8,000万円の1%の相当額が協力費として頂けますので、そち

らのほうを予算計上しているという状況でございます。

また、こちら倉敷市のほうから頂けるということで、これはもちろん円単位で最終的には頂くような形にはなりません。

実際にそういった内容が議会の皆様に御報告がないということでもありますので、そちらにつきましては、また何らかの形で状況をお示しするようなことを今後図ってまいりたいと思います。申し訳ございませんでした。

○議長（山本泰正君） 10番 当瀬君。

○10番（当瀬万享君） 質問したとこだけなんですけど、電車が着くと倉敷ナンバーの7番というのが絶えず迎えに行ったりしてます。いつ見ても空気を運んでいるので、どのぐらい運んでいるのか、1日に何人ぐらいかというのを。駅を使ってもらうのが重要であるので、和気町としてはエレベーターがあくまで目的なんで、ちょっと変わりますが、環太平洋大学が和気小学校跡に来るのも電車を使ってください言うけどバスで来てるような状況なんで、きちっとそこら辺もチェックしてほしいというふうに思います。

この2, 880万円というのがどういうお金なのか。約束はどのようなふうになってるんか。地元の本区だけに使うお金なのか、和気町全域に使えるもんなのかというようなこともお聞かせ願えれば。

とにかく今まで聞いたことないんで、質問のしようもないし、詳しい状況を。6月頃だったと思うんです、これやり始めたのは。もうそろそろ我々に説明してくれるような材料がそろってるんじゃないかなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（山本泰正君） 副町長 稲山君。

○副町長（稲山 茂君） 先ほどまち経営課長のほうから答弁いたしましたけど、議員おっしゃるように、これは駅の乗降客を増やすというようなことで、シャトルバスを走らせてくれということで、倉敷の競艇事業組合との調印の際にもそういう文面で約束をしていることなんですけど、車社会の中でなかなか空気を運んでいるときもありますけど、いっぱいするときもあるということを聞いております。

2, 880万円、売上げの1%、これは今言う管理委託を倉敷から受けている業者からお金が入るわけじゃありません。倉敷の競艇事業組合のほうから和気町へ入ってくると。その環境整備のお金ですけど、これは特定目的のお金ではありません。地元へ払うわけでもありませんし、我々の一つの一般財源扱いとして、町政のために使っていくと。それはぜひそういう思いでこれからもやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山本泰正君） 10番 当瀬君。

○10番（当瀬万享君） 2, 000万円以上のお金ですから、和気町にとって本当に大事なお金だと思うんですけど、やり方が、広島会社は議会にお願いだけして、これだけお金が入りますというような説明だけを受けて、私は協力させてもらったんですけど、できたらごっつあんでただけで終わり。こんな建物ができましたよというて、こんな立派なものができましたというような案内は一回も受けてないし、できたらそれで終わりというような方式なんで、だから信用してない部分があるんで、もう本当に我々は和気駅のエレベーターも問題ですし、そういうふうなのを込みで見えます。日曜日は結構臨時的駐車場まで出て、大きい大会か何か、レースがあるんでしょうね。平日はもうこっち側だけで済ませてますけど、だんだん人数が増えてるような気がするんで、まだまだ増えるんじゃないかなというふうに思ってますので、ぜひ有効に和気町としては使わせていただきたいというふうに思ってます。通るたびに今日はどんなかなというふうに気にかけてますし、地元が発展すればいいけど、何人あそこで雇用されてるかというのも報告を受けてないですし、もろもろ一遍我々議員に教えてほしいなというふうに思いますので、今後よろしくをお願いします。答弁はいいです。

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

1番 尾崎君。

○1番（尾崎智美君） 今の当瀬議員の質問に関連して、51ページなんですけど、売上げの1%ということですが、利益の1%でなくて売上げの1%という理解でいいのかということが1点と、それから参考資料の12ページで、安東議員からもちょっと質問があったところなんですけど、この拠点事業というのは佐伯で言ったら佐伯の子育て支援センターとかの事業という理解でいいんでしょうか。町々を歩いていたら、子ども110番の家というのがあったりしまして、そういうところも細かく言えば子供に関する拠点ということにはなってるんじゃないかなとは思いますが、そこは恐らくボランティアでしてくださってるんじゃないかなと思うんですが、そのあたりとの連携とか、子ども110番というのは、単に不審者が出たときとかの逃げ込み場とかというだけのことですとんのか、それともその地域のほうで虐待とか子育ての悩みがあったのも引き受けているのかとかということをつかえる範囲でお願いしたいと思います。

○議長（山本泰正君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） ボートレースチケットショップの協力金の金額のことですけれども、こちらは売上げの1%ということで、利益ではございません。

○議長（山本泰正君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

子ども家庭総合支援拠点事業についてでございますが、先ほどの子育て支援センターでございますが、こちらは母子保健法のほうで決められているものでございまして、今回の子ども家庭総合支援拠点は児童福祉法のほうの対応になります。業務内容としましては、支援センターでは同じように妊産婦からの相談を受けるようなところではございますが、そちらで受けたものを行政であったり、ほかの関係団体につなげるというのが主な業務でございます。こちらの総合支援拠点のほうは、もう直接関わり合って対応のほうを協議していくというものでございます。

それから、子ども110番についてでございますが、すいません、こちらについては健康福祉課では把握しておりませんので、お答えができません。後でお調べして回答させていただきたいと思っております。

○議長（山本泰正君） 学校教育課長 國定君。

○学校教育課長（國定智子君） 失礼いたします。

議員の話の中にありました子ども110番でございますが、こちらについては、議員おっしゃったように、子供が犯罪に遭ったときあるいは遭いそうなときに、緊急避難所として駆け込んで警察のほうへ通報をしてくださる、そういったボランティアの方の家になっております。

○議長（山本泰正君） 1番 尾崎君。

○1番（尾崎智美君） 分かりました。

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

5番 山本君。

○5番（山本 稔君） それでは、3点ほどお伺いしたいと思います。

まず、収入のほうで、44ページの寄附金ですが、これ今回大幅に1億5,000万円増えております。今回、補正でも2億円ぐらいになっていると思いますが、この1億5,000万円増やしたのは、何か売上げが上がるような新商品を開発したとかそういうものではないんでしょうか。これは目標で3億円ということで捉えているんでしょうか。これがいけるというような格好で3億円ということになっているのか、お聞かせください。

それから、57ページ、需用費の修繕料が1,200万円ほどあって、これどういう内容だったか聞き漏らしているんで、これを教えてください。

それから、この参考資料の16ページ、吉井川河川公園グラウンド芝生広場整備事業なんですけど、これは新しくしているところがまたグラウンドゴルフ場になるようでございますが、もう既にあそこに自動車でキャンプを

したいというような人もおられるんですが、そういうところはもう一切なく、車を止めてのキャンプとかはできないのか、こちら辺をお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（山本泰正君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 失礼いたします。

それでは、ふるさと納税の寄附金の増額3億円というふうな予算計上に対する見込みとか、そういったあたりのところでございますが、議員おっしゃられましたとおり、今回の3月補正で2億円に乘せるというふうな形の補正をさせていただきました。昨年度までが1億2,000万円ぐらいのところに行ってたものが、今現在1億8,000万円を超える寄附をいただいております。こういったような観点からいたしまして、まずはふるさと納税の制度自体がかなり浸透してきていると、していただける方の裾野が広がったという状況がもう近年ずっと傾向としてございます。

それからあと、町の主力という言い方はおかしいんですけども、主な大きな納税の返礼品となりますと、牛肉、肉の関係、それからあとぶどうとかといった果物、それとあとまたゼリーとか缶詰とかといった加工食品、それとあと米とか、そういったあたりのところが件数の多い返礼品となります。特に牛肉あたりでいきますと、昨年度からいいましても、今年度でも倍近い量の寄附の件数と金額をいただいております。ぶどうにつきましても、実はこれは今町内で7事業者ほどぶどうを出品していただいておりますが、この件数が増えてなかったという関係もございまして、金額とか件数というのは2,000件とか3,000万円とかという結構な金額が入ってたんですけども、近年やはりそれが伸び悩んでおりましたが、ここにつきましても新たに出品していただける業者のめどが立ちましたので、そこらあたりも伸びてくるのではないかなというふうに、ぶどうとかを出すとはやはりかなり件数そのまま入ってきますので、これは期待できるのではないかなと。あと、米につきましても、町内の事業者とお話をさせていただきまして、今年度よりも来年度に向けてより出品できる件数を増やしていただくという交渉も重ねております。

そういったような観点から、今後もこれは増額が見込めるのではないかということで、やや野心的な目標の数値に映るかもしれませんけれども、実現不可能ではない数字だというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（山本泰正君） 総務課長 永宗君。

○総務課長（永宗宣之君） 議員御質問の57ページ、総務一般管理費の需用費の修繕料の1,258万1,000円についてでございますが、これにつきましては予算額、金額的には平年並みということになっております。特段大きな増減はございません。内訳を申しますと、庁舎をはじめとする庁舎管理費、こういったところで約380万円、車両管理に係る修繕、車検等に係る費用といたしまして約300万円、コピー機のパフォーマンスチャージ料、こういったようなものもこの修繕費の科目に分類されますので、こういったものが約570万円といったようなところでございます。

今回、特に金額の大きなものはございませんが、個別事案として上げておりますのは庁舎等の消防設備の修繕、こういったものを予定いたしております。

○議長（山本泰正君） 教育次長 万代君。

○教育次長（万代 明君） 失礼します。

参考資料16ページ、吉井川河川公園グラウンド芝生広場整備事業についてでございますが、キャンプ等の利用は考えてないのかということでございます。こちらにつきましても、約8,500平米の芝生で多目的広場を一応予定しております。一応芝生を張るということですので、キャンプで直火を利用するというのは今のところ考えていないのが現状でございます。

○議長（山本泰正君） 5番 山本君。

○5番（山本 稔君） ふるさと納税については、ありがとうございます、希望的観測ではなく、実現できるような数字ということで、これはもう大変歓迎しております。

それから、修繕料につきましては、分かりました。

グラウンド、芝生のほうなんですけど、早くから問合せがありまして、キャンプに使いたいというのがあったんでちょっとお聞きしたいんですが、温泉も近いし、キャンプ場がここら辺にあると大変うれしいんだということでお聞きしました。もしほかに整備できるようなところがあれば、キャンプ場等を整備していただくと、あれは弓削ですかね、弓削のほうはただでキャンプするところできてるんで、あそこは使用しているところにごみを置いたりいろんなことをするのに問題があるとは思いますが、そういう問題を解決できるようなところがあれば、町でもお金を頂いてつくればいいと思っておりますので、何かあったらよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、答弁はよろしいです。

○議長（山本泰正君） ここで場内の時計、11時15分まで暫時休憩といたします。

午前11時02分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（山本泰正君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

副町長 稲山君。

○副町長（稲山 茂君） 先ほど神崎議員の御質問にあったように、都市計画税をどこの区域に賦課しとんならという話の中で、今議員の皆さんのお手元へお渡ししております和気町の用途区域が課税対象の地域であるということに訂正をさせていただきます。

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

3番 従野君。

○3番（従野 勝君） 私は参考資料の9ページ、それから11ページのあたりでお尋ねしたいことがあるんですが、その前にどうも私は4年前に首長の選挙があるときにお願いをしたことがあるんですが、首長の選挙のあるときは骨格予算だというて門前払いされた経緯があるんじゃないけど、今回は何か目玉が3つも4つも載っとなじやけど、これは本来は首長の選挙のあるときは骨格予算ではないんですか。

まず、それが一点と、非常に内容としたらいいものなんですよ、結局。まず、9ページの地域対策商品券事業、これにしても、それから米農家の支援事業、それから11ページの先ほども出ておりましたけども、新生児のお祝い金、非常にいいことだと思うんですよ。それで、前後しますけども、新生児の祝い金なんかは、私もこの議場が3年目ですけども、その途中同僚議員が再三これ何とかならんかというような話がありましたね。やっとできたかなと思って今は喜んどんですよ、実は。それから、米農家にしても、非常に大変なときに補填をしてやると、これもいいんじゃないかと思うんです。ほんで、隣の赤磐市なんかは、昨年やりましたよね、令和3年度で。だから、どっちかというて遅きに失するかなということなんですけども、ただ私の聞きたいのは、骨格予算であるべきときに、なぜ今出てきたかなと。いや、私はそれが聞きたいんですよ。私が4年前にいろんな意味で蹴られたことがあるもんですから、本来首長の選挙のあるときは骨格予算じゃと。にもかかわらず、あめ玉が3つも4つも出とんです、これ。それで、いやいや、そらもう今笑われますけど、こうやって放送しとるやつを見とる連中が、こんなことを言うたら大変失礼じゃけど、町長のばらまきかというて言われるんですよ。ばらまきじゃないと思うんですけども、見るほうはそういうふうに見とんですよ。選挙がもう近くなって、1か月ほどになって、おい、おめえ、ばらまきじゃねえかと、どねえ考えとんならと言われたら、私も聞かないけんからね。やはりこれがばらまきじゃなくて、町長の思いやりじゃと言ふんなら、そういう話をしていただければあええし、ばらまきならばらまきでもええからばらまきじゃと言ふてもらやあいいですし、ただ私の言いたいのは、この予算編成に当たって幹部職員がそれぞれやっと思ふんですよ。幹部職員は今までこういう首長の選

挙のある期のときは、骨格予算で今まで来とんののに、なぜ今回今の時期にこういうもんが出てきたんか。まずもって担当の課長になぜ今なのかというのを教えていただきたい。

それから、町長には、改めてもう一点追加してお聞きしたいと思うんで、まずもって担当課長の意見を聞かせていただきたいと。よろしくをお願いします。

○議長（山本泰正君） 財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） 今、議員おっしゃられたとおり、今年度骨格予算ということで、財政当局といたしましては国の補正予算が年末、12月に成立いたしましたして、国のほうといたしましても12月から16か月予算で令和4年度を各自治体で執行するという流れの中で、去年の12月、国の補正予算の成立で、特にこのコロナ禍で生活の支援あるいは事業者への支援ということで、国の新型コロナ対策臨時交付金も町のほうに十分に交付された次第でございます。

今回、9ページに掲載しております新型コロナ対策に係る交付金事業につきましても、全額国の新型コロナ対策交付金を充当した事業となっております。国のほうといたしましても、去年の12月から切れ目のない16か月予算ということで、令和4年度を含めて16か月、新型コロナに対して事業を自治体のほうで進めてほしいというような内容で予算編成の指示もありましたので、今回地域活性化対策ということで、商品券事業並びに米農家への下落に対する支援というものを計上した関係で、金額のほうはかなりの金額と、事業のほうも増えているような形になっておりますが、そういった現在の和気町における全国的な新型コロナの影響、そういったものを勘案して今回令和4年度の当初予算を計上させていただいたというような経緯がありますので、その点は御理解いただきたく思います。

○議長（山本泰正君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

新生児出産祝金についてでございます。

以前より居樹議員のほうからも出産祝金制度について創設しないのかという御意見がございました。そのときはたしか子育ての環境を整備するというところでお答えをさせていただいたかと思っております。その中で、昨年度中に子どもひろばと子育て支援センターという、新しく移転して環境の整備も一応できたということがございます。

それから、ちょうど1年前、昨年3月の議会だったかと思っておりますが、そのときも居樹議員のほうから出産祝金制度ということで御質問があって、その中で町長のほうが答弁で、新年度において出産祝金を検討するという答弁がございました。ただ、そのときは令和3年度の当初予算の議会でございましたので、令和3年度補正で対応するようなものではございませんので、令和3年度では計上せず、令和4年度で新たに計上したというものでございますので、以前からの約束事でございますので、今回計上させていただいたということでございます。

○議長（山本泰正君） 総務課長 永宗君。

○総務課長（永宗宣之君） 補足でございますが、米価下落の農家支援の対策につきましては、さきの12月議会で議員から質疑をいただきました。その対策について町執行部でも検討をしておる段階でございます。12月議会の席で町長の答弁といたしまして、何らかの対策を講じたいと思っておりますという答弁をさせていただいております。そういう経緯がございまして、今回米価下落対策の事業も当初に盛り込んだということでございます。

○議長（山本泰正君） 3番 從野君。

○3番（從野 勝君） 答弁は分かりましたけども、まず新生児のほうのは一般財源でやっとなるからそういうのはうなずけるのはうなずけるんです。それから、商品券とそれから米、全額国から来た。来なんたらどうすんじやったん。お金が国から来たからやりましたよと今言われたんじゃけど、もし来なんたらどうするつもりじゃったん。お金ねえんで。どうするつもりだったんですか、それだけ教えて。

○議長（山本泰正君） 財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） 確かに今回は全額国の交付金ということで、国のほうの措置をされたことによる計上ということで、御質問のように、来なかった場合どうするかということで、それはそれで来なかった場合でも町として新型コロナの対策に係る事業については検討させていただいたというふうに考えております。

○議長（山本泰正君） 3番 従野君。

○3番（従野 勝君） そうか。それはそれで考えましたと言われましたね。もう一旦出してしもうたからしょうがない言ようんじゃねえんじゃろうな。もし国から来てなくても、何とか考えてやりましたと言うん。本当。ええですか。いやいや、それはまあそれでいいですよ。ただ、もしほんなら国からなかったら、この時期やれたかどうかということは。お金がなかったらできた。今のタイミングで出せたかどうか教えて。

○議長（山本泰正君） 財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） 状況がコロナ禍ということでありまして、国としても新型コロナに対して、このように今回は財源がついております。国のお金がつくつかないかにかかわらず、やはり米農家の下落対策というものは町担当課、執行部を含めて、それはやっぱり考えていけないといけないというふうに昨年度も判断し、検討を進めてきたので、国としてもやはりそういった自治体、地方の状況を鑑みて予算をつけております。つかなかった場合についても、我々執行部としても町民の生命、財産、暮らしを守るという観点からも、そこはやはり検討していたであろうというふうに思っております。

○議長（山本泰正君） 3番 従野君。

○3番（従野 勝君） ありがとうございます。非常にええ答弁をしていただいて、ありがとうございます。

最後に、再質問として、町長に今の質問と、もう一点、補正予算に1億円余りの繰り出しがありますね。こういう補正予算のときに、基金からの繰り出しがぼんぼんなされるようなことじゃったら、これから先非常に心配になるわけなんです、それはもうないんですかね。だから、その辺あたりをぜひ教えていただければ。

○議長（山本泰正君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 最後の質問の繰り出しの件ですが、これは減額ですから……

（3番 従野 勝君「あ、減額」の声あり）

ええ。ちょっと誤解があるようですから、それはお取消しをいただきたいなと思います。

それじゃあ、今の米価の手当て、700軒の農家に対して1反以上、1万円の上限が20万円、これについては1億1,000万円、最初コロナ禍の生活支援、事業支援で交付金がついたんです。これは、何回も説明をさせていただきましたが、3,000円で6,000円のテークアウトのチケットを売出しさせていただきました。これも非常に皆さんに喜んでいただいて、八十何%の方に御利用いただいたんです。その次に、私はもっと来ると思っていたんですが、ざっと1億4,000万円来たんです。これも1億4,000万円も、これは最終ですから、これの手当を今回の予算で当然やらにゃあいきません。そのために、約束事もあります。継続性もあります。コロナ禍生活支援ですから。ですから、取りあえず米農家に対してその1億4,000万円の予算組みを700軒の農家へ1反以上1万円、それから上限が20万円、それから余ったというのは言い方悪いですけど、その配分をした後は、今度は7,000円で1万3,700人の皆さん方に商品券の配付をさせていただく、これ生活支援をさせていただく。それから、その生活支援プラス商品券ですから、町内の事業者の事業支援をさせていただく。これは、継続性がありまして、国からの交付金 cameたら、それを配分せずに宙に浮かせておくわけにはいきませんから、予算へ計上させていただいております。執行は、これは新しく新年度へ入って執行するんですから、これは4月に入ってやりますが、選挙前にといい意味じゃありませんので、今私が申し上げたような理由で今回計上させていただいておりますので、これはこれで御理解をいただきたいと思います。職員が説明したとおりのことしか言えませんが、そのとおりなんです。どうぞ御理解をよろしく願います。

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

6番 居樹君。

○6番（居樹 豊君） 時間の関係がありますので、簡潔に絞ってということで。

まず、27ページ。細かいことですが、町営バスの使用料、これ300万円ということですが、これは当初のときにも私言いましたけども、この利用の促進も含めて200円ということで、今ここでこれ乗り継ぎを含めての300万円ということで、細かい内訳を聞くというのは多分この場では出ないと思うんですけども、単純平均でいけば200円の1万5,000人ですか、乗り賃いうて200円ですから、乗り継ぎ200円を上乗せしても延べて言うということですが、この辺は全体の町営バスの運営の実態を見たら、確かにもう前回ある同僚議員が言いましたけども、燃料代にもならんとかという話もありましたけども、それは別にしまして、もうこの際私も交通のメンバーに内々には話をしとんですけども、できればもう乗り継ぎとか運転手の神経といいますか、200円で乗って、また200円で乗り継ぎというんが、本荘の町なかなかはそれスルーで行けるけども、その辺はもう、瀬戸内市じゃないけども、1日乗り放題で200円というのを私はここであえて予算に絡んで、これは別に難しい話じゃありません、もう交通会議で判断すれば。それとまた、300万円でしたら、仮にワンコインというのを私は言いましたけども、100円にしてもこれ300万円の収入が150万円になるだけと言うたら言い過ぎかも分からんけども、その程度の問題で、これはそこまで議論する話でもないんですな。町民の足をどう確保するかという町の行政の思いを、私は逆の立場で、それでましてや交通弱者の足の確保ですから、医療機関なんかをぐるぐる回っても、最初に200円渡せばずっとぐるぐる回れるというような形、そのぐらいのことはしてもいいのかなというのが私の個人的な考えでございます。交通会議もありますけども、交通会議のメンバーにも、何人かに私そういう話をしておりますので、高い、安いじゃなしに、もう運転手がそれで乗り継ぎ券ですか、その辺を少し交通会議の中で、私も言うておりますけど、そういう中で話題にはしていただいたらということで、最終的には町のほうで考えることですが、この利用料金の数字を見ながらそういうことを考えましたんで、ちょっと頭の隅に置いてもらえたらと思います。それから、もう答弁は要りませんが。

それから次に、121ページの美しい森事業委託料、414万円、この数字はこれでいいんですけども、私個人で現地へ、皆さん方も何回か行かれたか分かりませんが、前回キャンプ場なんかの整備ということで、私も何回かお邪魔して、今基本的にはあそこの請負者において一生懸命やってもろうて、売上げも増やしたという、そういう状況の中で、ただ平均的にやるんじゃなしに、もう少しあそこは観光地として町としてももっともっと投資をしてもいいのかなというのが言いたいことです。請負者によって、それあそこは利用料金が結構上がってますもんね。なかなかこういう施設というのはやっぱりありませんので、ぜひその辺も、当局はもう理解しとんでしょうけども、さっき同僚議員から河川敷のキャンプもありましたけども、あそこは、こういうコロナ禍じゃありませんけども、こういう中でやっぱりこれからアウトドアというんか、ますます行くと思うんで、ましてや健康的で、あれをもう少し、やっぱり人間てみんな現状、現状言うんだけど、やっぱり現状維持じゃなしに、少し大きく拡張するぐらいの考えがあるのかどうかというのをここでは聞きたいんです。

それから、123ページの和気町企業立地促進奨励金、約2,000万円の簡単な内訳を分かる範囲で御紹介ということでお願いしたいと思います。

それから、133ページのしゅんせつ残土等処分場整備工事費。これは土地の購入というのは、ちょっと私の勘違いかも知れませんが、1億8,200万円、これは工事絡みということで、その辺の用地の確保の関係、そこを私も覚えてないもので。

それから、153ページ、旧大國住宅の文化財改修補助金1,100万円ということですが、あそこはたしか10年計画で16億円の和気町は5%の割り勘ということで、この金額、和気町の方と財団関係のもあるかも分

からんけど、その内訳も分かれば教えていただけたらということ。

それで、これは先のことですけども、今後の観光部署としてどう考えるかということ、そろそろそういうことも頭の中に入れていただきたいというのが趣旨でございます。

それから、137ページの消防の5か年計画、これはまだまだ途中ですけども、この消防計画の基本方針というのが何かというのが、私は個別には警鐘台なんかの火の見やぐらなんかは私どもの地域ではまだ残ってますけども、その辺の基本方針、例えば火の見やぐら、警鐘台はもう全部撤去するのではなく、これは基本の基本というんか、いわゆる機械の整備とかというのは分かるんですけども、何かその辺のことも計画の一番骨幹のところ、これは町としては全体的にこうじゃと、器具の更新とかというのはこれは多分当たり前のことだけども、例えば今一番気になるのは、今頃ここにもありますように、ホースの取替えなんかはしますわな、当然。ただ、警鐘台もぼろぼろもう撤去するんですけども、この辺はどういう計画の中のウエートとして考えとんか。町としては、もう一斉に早くあれはもう不要だというてやるのか。その辺を簡単に紹介していただきたいと思います。

○議長（山本泰正君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） それでは、私のほうからバスの件でお答えをさせていただきます。

基本的に利用料金300万円が入ってきますが、これは町内のどこへお住まいになられておられましても、公共交通、最低限の足の確保をさせていただこうということで、13路線、今回初めてやったことなんですけど、地域公共交通会議の皆さん方の御理解もいただかやいけません、許可もいただかやいけません。許可をいただいてやったんですが、基本的には、居樹議員、自助、公助、共助という基本をひとつ頭に置いてほしいなと思います。これは何かといいますと、自分で停留所までは出てきていただく。どこへ住んどられても、買物に行くにしても、医者に行くにしても、停留所までは出てきていただく。停留所まで出てこれんのんなら、それはコミュニティですよ。近所の方で協力してあげてほしい。その後、公助でやっていくという。この基本を頭に置いていただくと。皆さん、我々も、誰でも一緒ですが、自分の車で自分の燃料を使って足の確保をしょうるわけですから、そのあたりのこともひとつ御理解をいただきたいなと思います。ですから、今のやり方で当面はやらせていただく。これはどこへおられても、医者へも行けますし、最低限の買物もできると、ここまでを公助でやらせていただく。

それから、残土処分場の問題でございますが、これは約6町歩かな、これは一応地権者全員の、大阪のほうの方が一番たくさん持っておられるんですけども、鑑定価格といいますか、評価額といいますか、それで御理解をいただいて、測量が済んで丈量計算ができればいつでも契約ができるという話になっております。

○議長（山本泰正君） 産業振興課長 新田君。

○産業振興課長（新田憲一君） 失礼いたします。

121ページの委託料、美しい森事業委託料414万円についてであります。これは、和気美しい森の管理業務ということで、地元の管理会のほうに委託をしている費用と、それからその管理会の中で年間を通じて環境整備をお願いしております。それから、景観対策ということで、木を切ったりするような作業をお願いしているものが年間414万円でございます。

それで、和気美しい森の存在価値といいますか、必要性ということなんですけども、このコロナ禍でのキャンプブームということもありまして、非常にニーズは増えておりまして、歳入のほうでも令和4年度は和気美しい森の使用料27万2,000円の増額ということで予算計上させていただいております。

先ほども言いましたように、アウトドアブームというのに皆さん興味があるということで、今後もニーズを把握して、ただ将来のあの場所の姿を描きながら計画的に整備をしていきたいというふうに思います。

今年度から、冬季も今まで休園にしとったんですけど、本年度から冬もキャンプのニーズがあるということで開けるようにしております。来年度も開けます。

○議長（山本泰正君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 失礼いたします。

それでは、123ページの和気町の企業立地促進奨励金の内訳ということで御質問がございましたので、お答えさせていただければと思います。

こちらは、一応今予定といたしましては、2業者に支払いが発生するというふうに予想をしております。一つはヤクルトさんです。こちらについては水道料金ということで、今年度の実績見込みと同等数ということで約840万円程度が出るというふうに予想をしております。それからあともう一つは、大中山に進出された企業でして、こちらのほうが約1,200万円弱の奨励金が発生すると。こちらにつきましては、令和3年度に支払いが発生するかと思って予算計上しておりましたが、どうも企業の操業の関係上、令和4年度中の支払いになりそうだとということで、令和3年度の予算のほうを減額補正させていただいて、こちらのほうに振り替えている状況でございます。

○議長（山本泰正君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 失礼いたします。

処分場の用地をとということでございましたが、用地につきましては令和3年当初の予算で、測量設計と同時に議決をいただいとる案件でございます。先ほどの議案に繰越明許費がございます、補正予算の中に。その中に、河川費で繰越明許で上がるとる額になります。

○議長（山本泰正君） 教育次長 万代君。

○教育次長（万代 明君） 失礼します。

153ページの文化財改修補助金1,100万円に対してでございますが、こちらに対して旧大國家の改修補助金につきましては1,080万円でございます。内訳を申しますと、事業費1億2,000万円に対しまして85%が国庫補助で、残りの15%を県、町、財団とで見えるものでございます。町部分が600万円、それから財団部分の600万円のうち8割相当を町が補助するというので、合計1,080万円を町のほうで予算化をしております。

○議長（山本泰正君） 危機管理室長 河野君。

○危機管理室長（河野憲一君） 失礼いたします。

消防施設の5か年計画についてでございます。平成30年から第3次の消防施設5か年計画がスタートいたしております。令和4年度で4年目になります。あと2年、令和5年度に見直しをかけるようになりますが、消防施設の整備について高額になるようなものがございます。例えば自動車ポンプでありましたり、小型動力ポンプ、それからその積載車、それから防火水槽、それから消火栓の新設や消防機庫の新設、先ほど議員がおっしゃいました警鐘台とか乾燥塔ということで、警鐘台につきましても今現在半鐘といいますか、警鐘を鳴らすことがほとんどなくなりまして、ただ出動から帰ってきてホースを乾燥させるような役目もございまして、上がらないことと、あと危険も伴うことから、乾燥塔のほうに要望があり次第替えていってるような状態でございます。これを5年間を想定して、各地元の消防とか区長とかに相談をいただき、要望を取ります。出していただいた後、大体5か年で同じぐらいの支出になるように均等にバランスを取らせていただきまして、5か年計画を消防委員会にかけながら計画をつくるというふうになっておりますので、次期、第4次は令和5年度に要望を取りまして、令和6年度からの第4次の計画ということになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（山本泰正君） 6番 居樹君。

○6番（居樹 豊君） それでは最初に、町長の言われた自助、共助、公助、これはもう言われるとおり。これは、そこについては町長の答弁と私とは筋合いが違うんだけど、私は、停留所までお隣、近所で、それは言われるとおりです。私が言うとなのは、あくまでも町バスの200円の利用料金のことを言うとなで、それまでの

間のを何か公的にというのは言うてませんので、あくまでも200円で、ワンコインで回れたらいいなというぐらいのことで。それで、今は、もう御承知のように、多少路線によったら病院に行っておりた、ちょっと乗ってはまた200円という200円カウント。ダブルとは言いませんけども、だから町内の乗り放題というのをもうこの近隣市町村でもやっております。ですから、この際、これから大きな財源、和気町はこの財源で、乗り回しで200円にしたら和気町の財政がというんだったらともかく、財政的にもこの数字を見たときに、私は素人の財政ですけども、まあこのぐらいはもう決断の話であって、これは交通弱者が誰もが喜ばれることであって、問題なしと思うとんで、そういう意思で。交通会議のほうでいろいろ難しい問題があるということですけども、これはいつも出てくるのは、民業圧迫になる言うけど、乗り継ぎの200円をプラスしたから民業圧迫、ちょっとこれは話が飛躍し過ぎで、だからその程度の問題です。だから、これは将来的にその辺のことを、運転手の運転の簡素化も、運転業務に専念するということで、料金の乗り継ぎ法というような形のやり取りよりも、もうその辺も含めて運転手の要らぬ神経を使う言うたらおかしいですけども、それも含めて、その程度であまり深く考えなくても判断できる話やと思います。

それから、和気美しい森は、中身は課長から話がありましたけども、要は言いたいことは金額はもうそれは毎年予算、決算で上がります。だから、あそこの場合は和気町の商工観光の施設でも、要は健全というんか、よく請負者が努力によってされとるということはもう御承知のとおりだと思うんで、だからあえてそういうことでこの前キャンプ場を増やしたけども、もう少しあそこを拡張というか、まずは現状維持というんか、人間は誰でも現状維持でも満足するんじゃないけども、少しあそこについては拡張するぐらいの観光振興というんか、そういう考えがあるかということを開いたんで、考え方の違いですけど、そういうことで答えは要りませんけども、そういう趣旨で、いいところはどンドンというわけじゃないけど、少しは投資をして、後押しをして、やっぱりあそこに人を呼び込むということで、新たににつくれというんじゃないたらこれは大変ですけども、そういう発想を持ってほしいという意味も含めて言わせていただきました。

それから、奨励金のほうは、ありがとうございます。

それから、文化財のほうは、そういう内訳、私は、たしか16億円の5%の8,000万円というぐらいの単純な発想でありましたので、今歳出根拠を聞きましたら理解させていただきました。

それから、消防のほうはこれもこういう考え方は分かりましたんで、以上で結構です。ありがとうございます。

もし今のに対してありましたらお願いします。

○議長（山本泰正君） 危機管理室長 河野君。

○危機管理室長（河野憲一君） 失礼いたします。

先ほど5か年計画の御説明をさせていただく際に、平成30年度と申し上げたんですが、平成30年度に要望を取りまして、スタートしているのは令和元年からでございます。令和元年からの第3次の計画でございますので、申し訳ございませんでした。よろしく願いいたします。

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

8番 西中君。

○8番（西中純一君） ちょっとこれはもう午後に答弁は引かかるかと思うんですけど、何問か質問させてもらいます。

33ページのまず歳入のほうで、デジタル基盤改革支援補助金464万6,000円というのが、総務管理費国庫補助金であります。これは、マイナンバーカードの関係のシステム改修ではないかなと思うんですけど、ちょっと詳しい内容を。健康保険証にも使えるというふうに言ってるんですけど、現状は本当にどこまでできるのか、その辺も含めてちょっと教えてほしいと思います。

それから、同じ33ページで、児童福祉総務費国庫補助金のところに子ども・子育て支援交付金1,585万4,000円、それから同じそのすぐ下で、児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金が239万9,000円というふうになっております。歳出では、これが93ページのことだと思うんですけど、何か1人ぐらい職員を配置するというふうなことなんですけど、もうちょっとその辺詳しく教えていただきたいと思います。特に岡山県はああいう悲惨な事件が、先ほど同僚議員からもあったんで、その辺。県なんかでそういうあれがあると、岡山県の児童相談所に相談するんですかね。その辺も含めて教えてもらえたらと思います。

それから、同じ33ページの歳入のほうで、事務局費国庫補助金、学校施設環境改善交付金2,871万5,000円、これがトイレの改修と共同調理場のエアコンの改修というふうなことでもございましたけれど、共同調理場はエアコンが悪いということで、多分替えていくんだと思うんですけど、あとトイレもかなり今までやってきたとは思いますが、どの辺、どれだけやるのか、内訳等も教えていただければと思います。

それから、39ページの農業水路等長寿命化・防災減災事業県補助金です。ため池ハザードマップと、この内容を教えていただきたい。それからその下のため池防災環境整備事業県補助金1,600万円、これがため池を廃止する場合というふうなことだったと思う——2つの池ですか——ということなんですけど、これは田土のほうでも今堰堤を造っているところで、上のほうの池が危ないとか、そういうふうなところもあるんですけど、その辺も含めて説明をお願いしたいというふうに思います。今後どういうふうにやっていくのかということなんです。いろいろそれはあると思うんです。田土については、大畑というところにある池も廃止したいというふうなことをたしか言われていたと思います。

それから、53ページの残土処分場整備事業充当、1億3,650万円、これは先ほども同僚議員からも質問がありましたけれども、土地をもう買えるというふうなことでもございましたけれど、一般財源はもう4,550万円使って1億8,200万円、残土処分場整備をするという、いよいよ工事費が出てきたということなので、これに起債をあてて、本当にこれは起債が早期に返済できるのかどうなのか、その辺を有料でやるんだというふうに町長はおっしゃっていたんですけど、その辺の見通しも含めて、かなり河川の改修が行われて残土を取ってるというのは見てるんですけど、その辺の予定も含めてもう一度教えていただければと思います。

それから、同じ53ページで、公共施設適正管理事業債、和気地区館改修事業充当520万円、これがどういう改修なのか、これも教えてもらえればと思います。

それから、同じ53ページです。過疎対策事業債、生ごみ資源化センター改修事業充当の1,660万円、歳出では109ページ、施設工事費で、これを見ると配電盤更新等施設工事が961万6,000円だろうと思うんですけど、その全体像がまた分からないので、そこら辺を教えていただきたいというふうに思います。

それから、歳出のほうに行くと、57ページの総務費のところの需用費の修繕料で1,258万1,000円、聞き逃したんかもしれませんが、内容が分かりません。教えてもらえますか。

それから、69ページ、同僚議員も言われたんですけど、委託料で地域公共交通計画実施・検証業務委託料で692万7,000円、これは地域公共交通会議とか、そういうものも含めての委託料だろうと思うんですけど、今後どういうふうな計画でやられるのか、お願いします。

それから、同じページの下で備前市・和気町共同運行バス事業負担金97万円、これは新規だと思うんですけど、和気、片上間の共同運行バス事業というのを新たにされるということで、内容はどのようになるのか、説明をお願いします。

それから、87ページの民生費のところ、負担金・補助及び交付金、地域医療介護総合確保基金事業費補助金4,195万円、介護付有料老人ホーム50床ということで、一応優先的な交渉先としてアヴィラージュだというふうなことになっているということなんですけれど、この進捗というか、今後の予定というか、その辺がどういうふうになっていくのか、もう一遍そこを詳しく説明をお願いしたいと思います。

それから、147ページで、にこにこ園費、給料が1億6,112万3,000円というふうなことでありますが、今総理大臣が肝煎りで保育士とか学童保育の指導員の給料を9,000円ぐらいアップしようというふうなことであるんですけど、それは込みの予算ですか、それともそれは含まれてない予算なのか、その辺を含めてよろしくお願ひしたいと思ひます。

大体以上です。あとは午後になると思ひますけど、お願ひします。

○議長（山本泰正君） ここで場内の時計が、午後1時まで暫時休憩といたします。

午後0時03分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（山本泰正君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） 失礼いたします。

それでは、西中議員の御質問を順次追って説明したいと思ひます。

まず、33ページ、国庫支出金、国庫補助金のデジタル基盤改革支援補助金464万6,000円についてでございます。国のデジタル・ガバメント実行計画によって、現在窓口において行っている行政手続を自宅等からでも窓口の行政手続をオンラインでできるようにシステム改修を行う費用に対する国の2分の1補助ということで、歳出のほうでは電算事務委託料で929万2,000円を組んでおりますが、その半分の464万6,000円をこちら国庫補助金で計上いたしましたものでございます。

続いて、飛びますが、起債のところの53ページをお願ひいたします。

中ほど、和気地区館改修事業充当520万円、こちらも歳出のほうで157ページをお願ひいたします。社会教育費、公民館費、需用費の修繕料、上から3段目、660万6,000円のうち580万6,000円が和気地区館の屋上の防水修繕となっております。こちら充当率90%になりますので、この事業、修繕料に対する起債の充当ということになっております。

次に、過疎対策事業債で、3つ飛びまして、生ごみ資源化センター改修事業充当1,660万円、こちらも充当先が歳出のほうで、109ページをお願ひいたします。一番上、需用費の修繕料のうち1,030万円余りあるんですが、このうちシャッター更新、事務所のエアコン修繕で658万7,000円、12委託料、設計委託料43万6,000円、14工事請負費、施設工事費の961万6,000円、こちらに対する過疎債ですので、100%充当、1,660万円となっております。

○議長（山本泰正君） 教育次長 万代君。

○教育次長（万代 明君） 失礼します。

33ページをお開きください。

子ども・子育て支援交付金1,585万4,000円の内訳はということでございます。この事業につきましては、健康福祉課と混合しておりますが、一応事業を述べますと、放課後児童クラブに対する事業費といたしまして補助が1,057万4,000円、それから乳児家庭の全戸訪問事業が3万6,000円、それから養育支援訪問事業といたしまして5,000円、子育て支援センターの補助といたしまして418万7,000円、それから和気になこにこ園で行っております一時保育事業といたしまして89万2,000円の内訳でございます。

○議長（山本泰正君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

予算書33ページの児童福祉総務費国庫補助金の児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金の239万9,000円について御説明をいたします。

先ほどから説明をさせていただいております子ども家庭総合支援拠点事業に係る費用の国庫補助金分というこ

とでございます。こちらにつきましても、児童福祉法第10条の2に定められておりまして、社会福祉士であったり、保健師等の有資格者2名の職員の常駐が義務づけられているというところでございます。

具体的な内容としましては、まず1番目に、就園等のお子さんに対しては、園や学校に出向き職員からの聞き取りを行い、相談のニーズの掘り起こしであったり、ニーズに応じた支援の実施を行う。2番目として、ケース会議、把握した事案について対応方針等の協議を行う。3番目として、連携会議として、児相や警察も含めた情報共有の会議を実施すると。その後、支援計画に基づき、子供、保護者、家庭、周囲を含めた社会への支援を行っていくということの窓口として設置するものでございます。

○議長（山本泰正君） 教育次長 万代君。

○教育次長（万代 明君） 失礼します。

同じく33ページの学校施設環境改善交付金2,871万5,000円の内訳でございますが、学校施設の長寿命化計画に基づくトイレの改修事業費として2,790万円、それから佐伯学校給食共同調理場の空調改修事業に係る国庫補助金といたしまして81万5,000円を計上しております。

学校施設の長寿命化計画に基づくトイレの改修の具体的な内容はということでございますが、参考資料の15ページのほうをお開きいただけたらと思います。トイレの改修事業といたしまして、令和4年、令和5年にかけて事業を計画しております。令和4年度ですが、設計監理の委託料等で125万1,000円、工事請負費で9,275万4,000円、合わせまして9,400万5,000円の予算計上をさせていただいております。その財源内訳といたしまして、先ほどの国庫補助金が3分の1で2,790万円、それから起債で4,170万円という内訳でございます。事業につきましては、トイレの床の乾式化、便器の洋式化、小便器の更新、手洗い場の水洗更新、多目的トイレの新設等を予定しております。洋式化の更新といたしまして、便器ですが、にこにこ園、小学校、中学校を合わせて137基を予定しております。床の乾式化は27部屋、それから小便器の更新といたしまして103基、それから多目的トイレの新設といたしまして4か所を予定しております。それから、手洗い場の更新、自動化ということで、こちらの自動水栓のほうも144基を予定しているという状況でございます。

○議長（山本泰正君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 失礼いたします。

39ページ、中ほどでございます。農業水路等長寿命化・防災減災事業県補助金についてでございます。こちらのほうは、西日本豪雨を受けまして、国のほうの施策によって行うものでございます。防災重点ため池77池のハザードマップを作成し、ソフト面の充実を図るものでございます。令和3年までに28池が終了し、令和4年は10池を実施する予定で計上しておるところでございます。

続きまして、ため池防災環境整備事業県補助金でございますが、こちらのほうはため池を廃止するもので、防災重点ため池の木倉の2池を廃止するものでございます。今後、ため池の廃止につきましては、町としましては財源を確保しながら進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

続きまして、53ページ、残土処分場整備事業充当についての起債の関係の内容でございますが、起債の返済についてでございますが、従来の事業の返済と同様に返済していくということで、将来的に工事費を賄うように受入れ使用料を現在検討しておるところでございます。

○議長（山本泰正君） 総務課長 永宗君。

○総務課長（永宗宣之君） 予算書57ページ、総務一般管理費の修繕料についてでございます。午前中の山本稔議員の御質問にもお答えしておりますが、改めて御説明を申し上げます。

こちらの経費につきましては、庁舎等の管理費が約380万円、車両、庁用車の車検、修繕等で約300万円、コピー機使用に伴うパフォーマンスチャージ料、こちらが約570万円ということで、例年と特筆するもの

はございません。

○議長（山本泰正君） 危機管理室長 河野君。

○危機管理室長（河野憲一君） 失礼いたします。

69ページの地域交通対策費、委託料でございます。委託料の内訳がございまして、一つは計画業務の策定でございます。町民の皆様の生活、移動を支えて、地域活性化に寄与する持続可能な交通体系の構築に向けた総合的な計画といたしまして、平成30年度から和気町地域公共交通計画を策定しております。計画がここで4年度をもって終了となります。次期計画の策定が必要となりますので、新たに和気町地域公共交通計画の令和5年から9年のものを策定するように計画をしております。この計画につきましては、地域公共交通の活性化や再生に関する法律に基づく法定計画でございまして、第2次和気町総合計画を上位計画にして各種の関連計画との整合を図るためのものがございます。

同じく、委託料の中に検証業務がございます。これにつきまして町営バスの利用状況の分析や検証と、それから町営バスの運行の見直しということで、ダイヤ改正も含めまして運行の見直しを検討していくとか、それから利用促進に向けた企画や提案、そういったものまとめでありましたり、学識経験者との意見交換でありましたり、地域公共交通会議の運営とか資料の作成とか、そういったことをしていただくものの委託料を合わせております。

地域公共交通計画の策定につきましては500万円と、検証のほうにつきましては192万7,000円ということで、合算して692万7,000円というふうになっております。

次に、同じページの負担金・補助及び交付金で、備前市・和気町共同運行バス事業負担金ということでございますが、現在和気町内13路線走っておりますが、和気駅それから片上駅の間を1日4往復いたしております。これにつきまして、朝の便が今現在は午前7時17分というのが一番最初です。それから、午後5時23分というのが一番最後になっておりますが、和気から備前の高校へ行っておられる方、それから備前から和気閑谷高校のほうへ来られておられる生徒がおられます。部活をされると、朝それから夕方のバスがちょっと早過ぎるということで、備前市のほうとも協議をいたしまして、午前6時台を1便と夕方に午後6時台を1便増便する計画でおります。和気町のほうで運転手をということになると勤務時間数のこともございますので、備前市に2便お願いして、そのうち1便を和気町が負担金として見るというような形での計画でございますので、よろしく願いいたします。失礼いたします。

○議長（山本泰正君） 介護保険課長 井上君。

○介護保険課長（井上輝昭君） 失礼いたします。

それでは、87ページの地域医療介護総合確保基金事業費補助金について説明させていただきます。

参考資料の10ページになります。主要事業の④を御覧ください。

和気町の第8期の介護保険事業計画による施設整備としまして、特定施設でございます介護付有料老人ホーム50床を整備するための準備経費支援の補助金となります。令和3年度に公募により募集を行いましたところ、1者の応募がございました。書類と面接審査を実施しまして、この業者を選定するという結果になっております。今後は、この結果を岡山県へ和気町が選定した特定施設設置者として報告いたしまして、最終的に岡山県がこの事業者を指定して、令和4年度中に事業を開始するという流れになります。この事業希望者によるスケジュールでは、令和4年10月を事業の開始として予定をしているところでございます。

○議長（山本泰正君） 総務課長 永宗君。

○総務課長（永宗宣之君） 失礼いたします。

147ページ、ここにこ園費の給料でございます。1億6,112万3,000円についてでございますが、こちらに先に示された福祉介護職員等に対する処遇改善の経費を盛り込まれているかという御質問でございます。

が、こちらの金額のほうには処遇改善の経費は含まれておりません。

○議長（山本泰正君） よろしいですか。

8番 西中君。

○8番（西中純一君） 大体いいんですけど、1つ、2つ。順番はちょっと前後しますが、今の幼稚園の職員給料ですが、1億6,000万円幾ら、これ総理大臣の肝煎りで大体9,000円ほど給与アップしようということで、この保育士とそれから学童保育の指導員についても9,000円ほど上げようということなんでございますが、その申請をやってみたら、全体の幼稚園の3分の1ですかね、ぐらいいか応募がなかったと、その期限までに、ということで、なおこれは2月から改善をされているそうです。だから、早いところではもうできているはずなんですけれど、それについてどうしてそれが進まないのかっていうのも、国会で質問があったんです、うちの国会議員から。それで、問題は人事院勧告で下げるようなあれになると、給与を。そういうことをやっているから、それを見直しして、人事院勧告をもうやめにする。そうすれば、自治体の施策が進むんじゃないかと、もうちょっと給与をアップしてあげなさいというふうな、そのような質問があったんですけどね。だから、そういう点でまだじゃあこれが含まれていないということなので、ぜひとも学童保育と保育士の給料、なるべく9,000円、総理大臣が言ってるんですから、上がるようにぜひお願いしたいと思うんで、その辺の追加で議案を出す、出さないというのも検討されているということなので、ぜひともそれは検討されて上げていただけるように対応をお願いしたいというふうに思っております。

それから、有料老人ホームはじゃあまだこれから県のほうへ申請して、その施設が決まるということなんです。それは分かりました。

それからあと、子育ての児童虐待というふうなことなんですけれど、これについてはじゃあ2名常駐ということで、いわゆる岡山県の児童相談所だとかそういうところの対応が早くなるというふうに考えていいんですか。何かシステム改修ということも含まれているということなんで、やっぱりシステム改修は大切ですけど、そういうものが一番重要じゃないかなと思ってるので、その辺も県の児童相談所との対応がこれで早くなるというふうに考えていいんですかね。そのことだけ、そこは教えてもらいたいと思います。

あとは、答えがなかったんですけど、このデジタル基盤改革支援補助金というか、今テレビのコマーシャルなんかでもかなりやっているんですけど、マイナンバーカードを取得したら、健康保険の保険証、それもできるように今はなっているんですかね。その辺が、多分医療機関がやらないと実際には使えないということなんで、言っていることとやっていることがなかなか伴っていないというふうに思うんですけど、その辺どうなっているのか教えていただければと思います。

あとは、ため池の廃止というのは、さっき言いましたように、私が知っている限りでも佐伯のほうで2か所、田土のほうであるということなんですけど、やっぱりこの辺はそういう要望があるんですか。というのが、聞いたところによると、もう耕作地を放棄されていると、堰堤を造る辺なんだけど、田土の。そういうことなんで、池を廃止しようにも、補助金の持ってくる先がないんだというふうなことをおっしゃったんで、その辺の問題はどうなのか、その辺だけ教えてください。

○議長（山本泰正君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

現在でも虐待等につきましては健康福祉課の中で対応しておりますが、今度新たに支援拠点ができれば、こちらを、現在は兼務で業務をしているところですが、専従で携わることができますので、当然そういった通報があった場合の対応は早くできるようになるというふうに考えております。

それから、システムの委託料でございますが、特に今、要保護児童が転居した場合、県外等に転居で行った場合連携がなかなか取りにくく対応が遅れていると、そういったことで死亡につながるような案件もございますの

で、全国的にそういった要保護児童のデータベースをつくって、共有システムで日本全国どこへ転居しても速やかにどういった家庭環境かというようなことが把握できるシステムでございます。

○議長（山本泰正君） 民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長（岡本芳克君） 西中議員のマイナンバーカードに関する御質問でございますが、マイナンバーカード、和気町、2月13日現在で6,210,44.78%の交付率でございます。

あと、保険証の利用につきましては、全国的に利用はできるようになっておりますが、医療機関の利用できる状況、環境を整えるという意味では、全国では11.9%の率ということでまだまだ低い率になっております。ただ、和気町におきましては、現在2つの医療機関で利用できる状況になっておりますし、また4月からは診療所でも利用できるよう今現在環境を整えておりますので、利用できる見込みでございます。

また併せて、他の医療機関でも利用できるようになりますので、4月では和気町内におきましては7つのうちの4つが利用できるという状況になると思われま。

○議長（山本泰正君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 失礼いたします。

ため池の廃止についてでございますが、先ほどの田土のほうの要望があるかということだとは思いますが、そちらのほうは直接は要望は出ておりません。今回出ておるものにつきましては、地元要望で、いわゆる防災重点ため池、2池というもので、それに対して財源が確保できたというもので進めておるものでございます。

ただ、今後要望が出てくる分につきましては、順次検討してまいりたいと思っておりますが、現在主に防災重点ため池を中心にやっております。もし個人池等がございましたら、慎重に検討して調査等をしていきたいと考えております。ただ、池の廃止というのは大切だというふうに捉えておりますので、御理解のほうをよろしく願います。

（8番 西中純一君「大体分かりました。あとはもう委員会で」の声あり）

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、議案第17号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第17号を総務文教及び厚生産業の各常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第17号は、総務文教及び厚生産業の各常任委員会に付託することに決定しました。

（日程第7）

○議長（山本泰正君） 日程第7、これから特別会計予算15件の質疑を行います。

最初に、議案第18号から議案第22号までの5件の質疑を行います。

まず、議案第18号令和4年度和気町国民健康保険特別会計予算についての質疑はありますか。

8番 西中君。

○8番（西中純一君） 212ページに保健事業費というのがありまして、特定健康診査等事業費1,896万6,000円です。そのうち、213ページに特定健康診査委託料が1,205万3,000円です。

それから、その下のところで、特定健診未受診者対策事業業務委託料が233万6,000円ということで、昨年からの特定健診について集団健診もやるというふうなことで、少しずつ意欲を出して、42%、それぐらいに受診率が上がるよということでございますが、その辺の意欲というか、今年度の考え方というか、その辺の担当者の決意を教えてください。これはたしか福岡県の広川町、そこで視察をしたそのときの保健師が

どんどん営業に出ていくというふうなことが出ていたということでございますが、その辺の今年度のやり方というか、国保を今年度上げるというふうなことなんです、その辺も町民の健康がよくなるということだろうと思うんですけど、それを含めてお伺いしたいなと思います。お願いします。

○議長（山本泰正君） 民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長（岡本芳克君） 特定健診についての御質問でございます。

特定健診につきましては、現在和気町が6の医療機関、備前市が14の医療機関ということで、20の医療機関で個別健診を実施しております。以前は11月末までの受診ということでしたけど、医療機関等と協議をいたしまして、12月末まで1か月の延長をお願いしているところでございます。

また、令和3年度から集団健診を4日間実施しまして、計50人の方に受診をしていただいております。令和4年度におきましても、引き続き個別健診を20の医療機関と集団健診につきましては4日程度やっていくということで予定しております。

また、未受診者対策といたしましては、電話勧奨ということで、国保連合会の協力を得まして未受診者の方に電話連絡をすると。それからまた、未受診者対策の事業といたしまして、先ほどの事業委託料ということがありますが、通知を2回出すということで特殊なはがきが来たら受けてくださいよということでのなしに、前年度受けられている方、またそれから何年か空いてる方、いろいろと種別をつくりまして、未受診者の方に、受けたらこんなメリットがありますということで健康管理を促すということで未受診者の方に通知を差し上げるように考えております。説明のときにも言いましたが、2月末におきます受診率の見込みが今39.5%、令和2年度に比べますと、令和2年度36.8%でしたから、2.7%ではありますが上がっておりますし、令和4年度においては42%を目標に受診率を高めるということで、職員対応をしまいたいと考えております。

○議長（山本泰正君） 8番 西中君。

○8番（西中純一君） 受診率を上げるために頑張っていくということなんですけど、言われませんでしたけど、厚いこの健康手帳、まだ議員には行ってないんですけど、それを使ってそういう健診に向けても、がん検診も含めて、非常に強化していくということなんじゃないかなと思うんですけど、その辺も教えてもらえますか。

○議長（山本泰正君） 民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長（岡本芳克君） 今年度作成をいたしております健康手帳でございますが、昨年末の結果通知と併せまして健康手帳のほうをお送りして役立てていただこうと。それから、健康福祉課と連携をしまして、保健師共々、健康づくりのためにそれを持って記録していただかないといけないということがあります。それで、記録を基にどういう健康状態かということ把握していただき、健康を保っていただくという目標を立てて今やっております。よろしく願いいたします。

○議長（山本泰正君） よろしいですか。

（8番 西中純一君「分かりました」の声あり）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に議案第19号令和4年度和気町国民健康保険診療所特別会計予算についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に議案第20号令和4年度和気町後期高齢者医療特別会計予算についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に議案第21号令和4年度和気町介護保険特別会計予算についての

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に議案第22号令和4年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計予算についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、議案第18号から議案第22号までの5件の質疑を終わります。
お諮りします。

議案第18号から議案第22号までの5件を厚生産業常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第18号から議案第22号までの5件は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第23号令和4年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。
お諮りします。

議案第23号を総務文教常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第23号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第24号から議案第27号までの4件の質疑を行います。

まず、議案第24号令和4年度和気町農業集落排水事業特別会計予算についての質疑はありませんか。

8番 西中君。

○8番（西中純一君） 379ページ、需用費のところでは修繕料が864万円あります。これがオーバーホール11件ということなんですけれど、内容的にはそれぞれの農集の排水機場のオーバーホールということで、オーバーホールってちょっと意味がよく分からないので、簡単に教えてもらえますか。

○議長（山本泰正君） 上下水道課長 田村君。

○上下水道課長（田村正晃君） こちらの修繕料、オーバーホールでございますが、中継ポンプのオーバーホールでございます。それぞれの管渠の途中途中にありますその中継ポンプを今回11か所、交換じゃなしに、オーバーホールをして寿命を延ばしていきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

（8番 西中純一君「分かりました」の声あり）

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に議案第25号令和4年度和気町駐車場事業特別会計予算についての質疑はありませんか。

6番 居樹君。

○6番（居樹 豊君） それでは、400ページ、予備費のほうですけども、595万1,000円ということのでかなりの予備費を積んどんですけども、この辺の活用といいますか、以前は一般会計の繰入れもありましたけ

ども、ここで私が申し上げたいのは、この予備費もたくさんあるから使えということじゃございませんが、環境整備ということで、以前も言いましたけども、駅前のメインの駐車場の駐車スペースというんか、かなりもう御存じのとおりでございます。路面もそれから駐車枠の白線枠も傷んでますんで、今のメインの駐車場の利用者に対する手だては考えているのかどうか、それをひとつお聞きしたいと思います。

○議長（山本泰正君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 失礼いたします。

予備費の関係でございますが、例年並みの予備費とさせていただきます。なお、令和元年、令和2年と一般会計の繰入金として一般会計のほうへ戻しておりました。今回、その戻す財源はございますが、その財源を防犯カメラのほうに使わせていただきたいということで、一旦ここで使わせていただいとるということでございます。

それが1点と、もう一点、議員がおっしゃる白線とかの問題でございますが、舗装面のオーバーレイも含めて、白線も全てやっていかんといけんということでございますので、これはもう課題というふうには捉えていますんで、御理解のほうをよろしくお願いいたします。

（6番 居樹 豊君「結構です」の声あり）

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に議案第26号令和4年度和気町公共下水道事業特別会計予算についての質疑はありますか。

4番 神崎君。

○4番（神崎良一君） 425ページ、上程のときに課長から御説明があったんですが、一番上の浄化センター耐震診断業務で1億2,300万円、それから耐水化計画策定、これ1,610万円等々ありまして、特に耐水化のほうは曾根排水機場と佐伯浄化センターということ等で、これは耐水化ですか、こういったものは前年度等々から言われてましたストックマネジメント計画というんですか、あれとの関連でやっておられるんだと思うんですけども、ストックマネジメント計画の全容が分かる何か資料めいたものがあればと思いつつ、その関係があったらどういう位置づけなのかというのを口頭で言われるなら口頭で構いませんけど、言っていて、そのあたりの答弁をいただきたいと。

○議長（山本泰正君） 上下水道課長 田村君。

○上下水道課長（田村正晃君） 議案書425ページの浄化センター耐震診断業務、これにつきましてはストックマネジメント計画の中に盛り込んでおります。その中で、今後更新をしていく上で耐震業務を先にやっておかないと国庫の補助がつかないということで、今回耐震の予算を国費をいただいてやっていこうというふうに思っております。

それから、耐水化計画につきましては、こちらはストックマネジメント計画とは別のものがございます。令和3年度において耐水化計画を実施するに当たっての検討を行いまして、説明でも言いましたように、佐伯浄化センターと、それから曾根の排水機場が対象になりますので、これにつきまして個々具体的に施設の耐水化の計画を立ててまいりたいというふうに思っております。

○議長（山本泰正君） よろしいですか。

4番 神崎君。

○4番（神崎良一君） じゃあ、425ページの4つ事業がありますけど、2番目の耐水化は違うと。ストックマネジメント関係でいくと、上の浄化センターの耐震化がそうだとということで理解をいたしました。

あと、クリーンライフ100構想見直し業務とか、次に下水道事業業務継続計画作成委託料って、こういうの

はストックマネジメントに関係するんですか。どうでしょうか。

○議長（山本泰正君） 上下水道課長 田村君。

○上下水道課長（田村正晃君） この2つについても、ストックマネジメント計画とは関係はございません。クリーンライフ100構想というのは、これはもう岡山県が取りまとめる計画でございまして、5年ごとに見直しを行っております。それで、各市町村で見直しをやったものを県がまとめてつくるようなことになっております。

それから、一番下の下水道事業業務継続計画でございしますが、こちらについては、今計画があるものは地震に対しての有事の際の行動計画でございまして、それで、近年洪水によって、大雨、集中豪雨等によって下水の施設が機能しないといったようなこともありましたので、国のほうから水害対策に対してのこういう行動計画を至急取りまとめをするようにということで通知がございまして、令和4年度で策定をしたいというふうに思っております。

○議長（山本泰正君） よろしいか。

（4番 神崎良一君「はい」の声あり）

ほかに質疑はありませんか。

8番 西中君。

○8番（西中純一君） 406ページの歳入のところ、それからほかの歳入のところであるんですが、町債が2億9,610万円、借入れをするわけですね。これは借換えなんですか。要するに、利子が低いんがあるから、それに借換えをするのか。それとも、財源がないからされるんか、そこら辺をちょっと。次の特環でもあったと思うんですけど、お願いします。

○議長（山本泰正君） 上下水道課長 田村君。

○上下水道課長（田村正晃君） 参考資料の79ページをお開きください。

この中に、今事業を上げております中で財源の内訳を書いております。その中で、下水道事業の法適用の分がこれが全額ほとんど起債でございまして。それとあと、浄化センターの監視装置の更新工事、これが起債に全額充当になりますので、起債の借入れの額が今回上がっているということでございまして。

○議長（山本泰正君） よろしいですか。

（8番 西中純一君「はい」の声あり）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に議案第27号令和4年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、議案第24号から議案第27号までの4件の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第24号から議案第27号までの4件を厚生産業常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第24号から議案第27号までの4件は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第28号令和4年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計予算についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番 西中君。

○8番(西中純一君) 歳入463ページ、事業収入ですが、前年度比ということで、789万7,000円は、増えてますよね。9%ぐらいですか、何%ですか。割と増えそうなあれが出てるんですけど、その辺の新型コロナが収まるような見通しとか、何かいい材料があるんなら、その辺はどうなんかなという。そりゃあ希望的にはそれはええと思うんだけど、収まってくれば、そういう明るい見通しがあるのか、そういうその辺の予算の立て方というか、考え方をお願いします。

○議長(山本泰正君) 産業振興課長 新田君。

○産業振興課長(新田憲一君) 失礼いたします。

463ページの歳入の事業収入、昨年度と比較いたしまして2,789万7,000円の増ということなんです。これは新型コロナ収束を見込みまして、宿泊で言いますと各種キャンペーンの復活でありますとか、Go To イート、そういったものの復活を見込んで今回増やして計上させていただいております。令和2年12月にお示しをした和気鶴飼谷温泉事業の改善計画に沿ったものとしておりまして、一応その計画に沿って事業のほうも復活していくんだというストーリーで今回予算計上させていただきました。頑張っていこうと思います。よろしくをお願いします。

○議長(山本泰正君) 8番 西中君。

○8番(西中純一君) 分かりましたけど、結構それで冷蔵庫だとか客室用テレビ購入とかいろいろ新しいのが、そう大した額じゃないんですけど、まあ頑張って経営改善というか、やっていただきたいと思います。答弁は結構です。委員会でもたお聞きします。終わります。

○議長(山本泰正君) ほかに質疑はありませんか。

6番 居樹君。

○6番(居樹 豊君) 委員会でやりますんで、1点だけお願いします。

466ページの関係で、予算書、これはこれで結構なんです。私が言いたいのは、ここで利用料金の見直しという中で、今、御承知かも分かりませんが、いろんな温泉に行きましても、幼児、いわゆる就学前児童、この方は和気の場合は少し頂いとんですが、よその場合はもう就学前児童は無料というので、先般も同僚議員のほうでありましたけども、子供と一緒に、この子は1人じゃ来られないので当然親御さんと来ないけんということで、そういうことを含めて利用料金の見直し、それを少し検討してはどうかという。県内も見てください。ほとんどもう就学前児童はお金は取ってません。和気のほうがきめ細かいと言やあ聞こえがええんじやけども、割合せこい形で取とんで、もう小学校1年生以上は要るけど、それ以下の子はもう、どっちみち1人ではお風呂入れないので、だからそれは、先般もあつたけども、やっぱり家族で来てもらやあ売上げが増えるんですわな。そういうことを含めて、利用料金を少し検討していただければということでいいかなと思っております。

それから、その中で、もう一つは、町内温泉ということで一般財政も投入しとんで、これも利用料金絡みで、町民の方の健康福祉ということで、今は健康福祉課のほうで一部はやってますけども、60歳以上の年間3枚ですか、それはそれで結構なんです。経常的に少し町内の方には700円ですけども、例えばワンコインの500円で入れるとか、1年に3日だけ券を渡した健康増進というのは聞こえはいいんだけども、やはり健康増進ということで本当に変えるのであれば、年間を通じて町内の方には健康増進というような形で、それもいろいろ手続的にはあれかも分かりませんが、あくまでもあれば何かというと、もう今一般会計から繰入れという形でやっているということももう町内の皆さんもある程度御存じなんで、多少還元とは言いませんが、そういうことも含めて少し利用料金の検討をされたらどうかと思うんで、これは検討課題ということで思ってますけども、考え方がありましたらお願いいたします。

○議長（山本泰正君） 産業振興課長 新田君。

○産業振興課長（新田憲一君） 1点目の幼児の方の入場料の無料という件なんですけど、これまでの背景なんかも考えまして、今は料金のほうを頂いております。いろいろ時代も変わってきますので、これまでの背景でありますとか、これからの時代でありますとか、そういうことを総合的に考えていきたいというふうに思います。

それから、町民の方へのサービスということなんですけど、現在高齢者の入湯券をお配りしております。これも健康増進という意味で温泉が御利用いただけるのなら考えていきたいというふうに思います。ちなみに断水とか、そういったときの水が出ないというときにはもう無料でその地域の方には入っていただくというような、こういうのは実施をしております。

○議長（山本泰正君） よろしいか。

（6番 居樹 豊君「結構です」の声あり）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、議案第28号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第28号を和気鶴飼谷温泉事業特別委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第28号は、和気鶴飼谷温泉事業特別委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第29号から議案第32号までの4件の質疑を行います。

まず、議案第29号令和4年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計予算についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に議案第30号令和4年度和気町地域開発事業特別会計予算についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に議案第31号令和4年度和気町上水道事業会計予算についての質疑はありませんか。

4番 神崎君。

○4番（神崎良一君） 552ページ、これの特別損失で、課長がおっしゃられたのは、宮田、日室間の水路やったかな、それと尺所とどこかの水路の事業を取りやめたと聞こえたんじゃないけど、間違っていないかね。そのあたり、すいませんが、この特損を計上した経緯をもう一回お願いします。金額が318万2,000円。

○議長（山本泰正君） 上下水道課長 田村君。

○上下水道課長（田村正晃君） この特別損失について少し詳しく説明をさせていただきます。

場所については、宮田日室線、それから尺所衣笠線の交差点改良でございます。都市建設課と協議をすることによって、水道管の移設を含めた改良ということで当初計画をしておりました。実際に設計が出来上がって、工事をするのに、今度は令和4年度で工事をするときに水道の移設はしないということで都市建設課からは返事をいただいております。ですので、設計だけして、それを今度はそのまま生きてこないということになりますので、議案書の556ページをお開きください。こちらが固定資産の明細書になるんですが、企業会計の場合、前年度あるいは設計書をくくって委託料を計上し、それからその工事を含めて、それがこちらの資産のほうに上がってくるようになります。ですから、委託だけの場合であれば、この建設仮勘定というところに含まれるようになります。ここに318万2,000円、これが今回の当該工事による委託料であります。これについて、私ど

もも会計事務所と協議をした結果、翌年度に工事がすぐ進捗するのであれば、この建設仮勘定であるんだけど、そうでない場合は建設仮勘定にずっと置いとくものでなくて、特別損失として会計上は上げるべきでしょうということの御指導もありまして、今回このような予算にしております。

ただ、設計書自体は私どものほうに納品もされておりますので、今後いつ工事ができると、するということになれば、そのときの単価等を直して、すぐにでも工事に取りかかるといふふうになっております。

併せて、その特別損失については、現金の支出はありませんので、会計上だけの話ということでございますので、その点も御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（山本泰正君） 4番 神崎君。

○4番（神崎良一君） 会計処理が関わっているんで非常にややこしいので、もう一つ自分なりに理解というか、この318万2,000円が建仮に入るとるから、その建仮が翌年1年以内に実行されないのということのは、それは非常に分かりやすいんですけど、もともと318万2,000円というのは実際出てないということであって、委託料でもないし、建設改良費でもないということですね。さっきおっしゃられたように、交差点の水道の移設はしないということなので。これが私最初勘違いしていて、委託料で出てんのに何でかなとか、そういうふうな発想をしたのでおかしいなと思ったんで、あくまでも工事費の一部だという認識でよろしいんでしょうかね。318万2,000円が、移設するときの工事費ということであれば建仮に入って建仮が実行されないので特損で落とすという感じかなと。この考えで間違いございませんか。

○議長（山本泰正君） 上下水道課長 田村君。

○上下水道課長（田村正晃君） 実際の支出のほうは令和3年度で、もう既に行っております。議員おっしゃられるように、令和3年度でこれはもう施設を行うための投資という考えでございますので、投資を令和3年度でしたものについて取りあえず建設仮勘定で置いとって、それで工事ができたらそれを今度は委託料と工事費と合わせて資産のほうへ振り替えるということでございますので、工事の予定が1年以内あるいは具体的にないということであれば、特損という形でするのが正しい会計処理というふうに聞いております。

（4番 神崎良一君「分かりました」の声あり）

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に議案第32号令和4年度和気町簡易水道事業会計予算についての質疑はありますか。

4番 神崎君。

○4番（神崎良一君） すいません。もう再質問みたいになってはいますが、同じことなんですけど、586ページ、1番は減価償却費が増加するというのは、当然資産が増えてその償却分の増加だと思いますので、その大きな要因があればと思って1番を質問をさせていただきます。

それと、さっきと同じ理由で特損も同じように考えて、結局これも事業を見合わせたほうがいいのか、南部流入管とおっしゃられたと思うんですけど、これも3,300万円か、これはもう結局計画に入れて工事費の中に入れてたけど、それもせんほうがいだろうという、さっきと全く同じ判断で、事業取りやめに伴う建仮がまた実行されないということで特損で計上されたら、こういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（山本泰正君） 上下水道課長 田村君。

○上下水道課長（田村正晃君） まず、減価償却でございますが、昨年6月補正あるいは専決等でさせていただきました南部の取水ポンプ、それから奴久谷の送水ポンプ、働の送水ポンプ等々、施設の更新を結構しておりますので、今回減価償却は増えております。

それから、特損のほうについては、考え方は先ほど上水の会計で説明した考え方と一緒にございます。よろし

くお願いいたします。

○議長（山本泰正君） よろしいですか。

（4番 神崎良一君「分かりました」の声あり）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、議案第29号から議案第32号までの4件の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第29号から議案第32号までの4件を厚生産業常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第29号から議案第32号までの4件は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

（日程第8）

○議長（山本泰正君） 日程第8、議案第33号岡山市及び和気町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部変更についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、議案第33号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第33号を総務文教常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第33号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

（日程第9）

○議長（山本泰正君） 日程第9、議案第34号町道路線の認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第34号を厚生産業常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第34号は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

（日程第10）

○議長（山本泰正君） 日程第10、今回陳情1件が提出され、これを受理しております。

陳情第1号を会議規則第92条第1項の規定により初日に配付いたしました陳情文書表のとおり総務文教常任委員会に付託しますので、審議をお願いいたします。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

しあさってになりますが、7日は午前9時から各常任委員会の現地視察を行いますので、出席方よろしくお願

いたします。

本日は、これにて散会します。

御苦労さまでした。

午後2時04分 散会

令和4年第1回和気町議会会議録（第13日目）

1. 招集日時 令和4年3月14日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 令和4年3月14日 午前9時00分開議 午後1時40分散会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名

1番 尾崎 智美	3番 従野 勝	4番 神崎 良一
5番 山本 稔	6番 居樹 豊	7番 万代 哲央
8番 西中 純一	9番 安東 哲矢	10番 当瀬 万享
11番 山本 泰正		
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名
なし
7. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 草加 信義	副 町 長 稲山 茂
教 育 長 徳永 昭伸	民生福祉部長 岡本 芳克
総務課長 永宗 宣之	危機管理室長 河野 憲一
財政課長 海野 均	まち経営課長 寺尾 純一
生活環境課長 山崎 信行	健康福祉課長 松田 明久
介護保険課長 井上 輝昭	産業振興課長 新田 憲一
都市建設課長 西本 幸司	上下水道課長 田村 正晃
総務事業課長 久永 敏博	会計管理者 清水 洋右
教育次長 万代 明	学校教育課長 國定 智子
8. 職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 則枝 日出樹
9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第1	一般質問 1. 9番 安東哲矢 2. 6番 居樹 豊 3. 4番 神崎良一 4. 1番 尾崎智美 5. 8番 西中純一	

午前9時00分 開議

(開議の宣告)

○議長(山本泰正君) 皆さん、御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、10名です。

したがって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(山本泰正君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。御了承を願います。

(日程第1)

○議長(山本泰正君) 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、会議規則第55条及び第56条の規定に基づき、1人40分以内、同一項目につき質問回数4回以内を原則とし、一問一答方式で行います。なお、時間40分は、質問、答弁を合わせてですので、答弁者は特に簡明、的確なる答弁をお願いいたします。

それでは、通告順位に従いまして、9番 安東哲矢君に質問を許可します。

9番 安東君。

○9番(安東哲矢君) 皆さん、おはようございます。

それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

質問事項は2点ございます。

1点目は3回目のワクチン接種について、2点目は高齢者に対するデジタル化の支援についてでございます。

1点目の質問要旨は、ワクチン接種の現状、これは一般及び小児と、それから課題は何かということについて質問をさせていただきます。

ワクチン接種は、新型コロナウイルス感染症の発症や重症化を防ぎ、感染拡大を抑える上で極めて重要でございます。既に国民の約8割が2回目の接種を終えて、現在は3回目の接種が急ピッチで進められております。1日の新規感染者は現在減少傾向にあるものの、死者は増加をしており、国立感染症研究所では第6波のピークは超えたと、こういう見方を示す一方で、遅れて死者数のピークが来るという警鐘を鳴らしております。厚生労働省のデータでは、死者のうち70歳以上が8割を占めており、依然として高齢者の数が多い状況でございます。政府は高齢者ら約3,752万人が2月末までに3回目の接種をほぼ終えることを目指しておりましたが、接種を終えたのは約4割の1,600万人でございます。高齢者の3回目の接種を一段と加速していかなければなりません。

このようなことから、和気町においても現在3回目の接種が行われておりますが、その状況と課題を教えてくださいたいと思います。

次に、5歳から11歳までの小児接種については3月から始まると、こういう見通しになっておりますし、和気町においてももうすぐ始まると聞いております。使用されるのはアメリカのファイザー社製の子供用ワクチンでございます。12歳以上に使うものと比べ有効成分が約3分の1となっております。3週間空けて2回目の接種をするということでございます。

厚生労働省は、小児のコロナ感染者について、中等症、重症例の割合は少ないものの、症例数は感染者数の増加に伴って増加傾向にあると指摘をしております。特に慢性呼吸器疾患や先天性の疾患等、重症化リスクの高い基礎疾患がある子供には接種を勧めており、かかりつけ医等への相談を促しております。

一方、変異株オミクロンに関するデータがまだ十分でない状況などを踏まえ、保護者に対する予防接種法上の接種の努力義務は現時点で適用せず、引き続き議論することとしております。

効果については、オミクロン株が流行するその前の海外で行われました臨床試験によりますと、2回目接種か

ら7日経過した際の発症を防ぐ効果が90.7%という報告がされております。接種後の副反応はほとんどが軽症から中等症程度で、安全性に重大な懸念はないとされております。最も多いのは注射をした部分が痛む、また多くの人は接種を受けた日の夜や次の日に感じています。疲労感や発熱は1日目より2日目のほうが多く現れます。ごくまれに、海外では子供でも軽度の心筋の発症が報告をされております。接種から4日程度の間は胸の痛みや動悸また息切れ、むくみなどの症状が見られており、そうした場合は速やかに医療機関で受診するよう勧めております。

このような状況の中で、和気町の5歳から11歳までの対象人員、最終的にはどの程度の小児がワクチン接種をするのか、また保護者からどのような意見等があるのか、そしてこれ以降の課題は何かということについて伺いをいたします。

○議長（山本泰正君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

それでは、安東議員のワクチン接種の現状と課題についての御質問にお答えいたします。

まず、18歳以上の3回目接種についてでございますが、昨年12月1日から先行接種の医療従事者の接種を皮切りに開始しておりまして、一般の方の接種は1月26日から開始しております。当初は、2回目接種から8か月が経過する前月に接種券をお送りしておりましたが、国からの前倒しの指示もあり、現在は6か月经過した方に週ごとに接種券を発送して接種を勧めております。3月7日現在で、昨年9月8日までに2回目の接種を完了されている方、約8,500人に接種券を発送しております。これは3回目接種対象者の約72%に当たります。今後も2回目接種から6か月经過した方には随時接種券を発送し、速やかな接種を進めてまいります。

現時点での3回目の接種率についてでございますが、本日3月14日現在で、18歳以上の全対象者の約52%の接種が完了しており、65歳以上の接種率では約78%となっております。優先接種となる町内の高齢施設等の接種につきましては、2月末までにほぼ完了しており、また町内の学校・園の教職員等の接種も1月27日から優先接種を実施しており、接種がほぼ完了しております。

3回目接種につきましては、ファイザー社とモデルナ社の2種類のワクチンが供給されており、どちらのワクチンも使用する必要がありますので、町主催の集団接種と一部の医療機関での接種においてモデルナ社製のワクチンを使用しております。モデルナ社製のワクチンは敬遠される方も多くおられますが、一般の方の接種における現時点での使用割合は、ファイザー社とモデルナ社製で半々の使用状況となっております。今後は若年層の接種率向上が課題になると考えられますので、引き続き接種率の向上に取り組んでまいります。

次に、5歳から11歳の小児接種についてでございますが、接種券の発送と接種開始時期を県内統一しており、3月7日に接種券を対象者661名に発送し、町内での接種は3月16日から開始する予定としております。どの程度接種希望があるかは不透明な部分がありますので、スタートは町内2医療機関でのみ接種を開始し、予約の状況に応じて接種医療機関を増やすよう医療機関と調整しております。

また、一般の接種と同様に、県内で共同体制が構築されておりますので、町外の医療機関でも接種することは可能です。

小児の接種につきましては、接種の効果とリスクを踏まえて、各御家庭で保護者とお子さんと一緒に十分に検討し、接種するかどうか判断していただく必要があります。

また、接種を受けること、受けないことによって差別的な扱いを受けたり、接種を強要することがないように十分注意して進めていく必要があると考えております。

今後、教育委員会、小学校、園とも連携し、保護者への丁寧な情報提供と差別などを防止するための周知にも取り組み、慎重に接種を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 9番 安東君。

○9番（安東哲矢君） それでは、再質問をさせていただきます。

65歳以上の方で2回目のワクチンはほとんどの方が終わっておりますけれども、この2回目の接種を終えて新型コロナにかかったという方がいらっしゃるかどうか、もしあればどのぐらいの方が人数的におられるのか、お伺いします。

それから、小児ワクチンについて、和気町については1つの機関だけ、これは平病院だと思うんですけど、これも毎週水曜日に1日だけ4時からたしかするというのを聞いております。やはりこの小児ワクチンについては、どこの医療機関もちょっとリスクも高いということもあったりして、なかなか受けてくれるところも少ないというようなことも聞いております。この和気町以外、この周辺の市町村でどこが受入れしていただけるんかというのをお聞きしたいと思います。

それから、和気町については週に1回ということですが、これで十分対応ができるかどうか、ちょっとそれも併せて。それで、いつ頃最終的に終わることができるかというのもお聞かせ願いたいというように思います。

それから、これは教育委員会のほうにお聞きしたいと思うんですけど、この案内のほうには、副反応が出た場合には出席停止の措置をするということが書いてありますが、出席扱いにされるのかどうか、これ1点。

それからまた、案内書には保護者が同伴できない場合、基本的には保護者同伴でするわけですけど、それができない場合は園児、児童の健康状態をふだんから熟知している親族等で適切な人に立ち会ってもらおうと、こういうように書いております。ですが、親族もいないという場合には、全くの隣のおばさんとか、そういう方が一緒についてもらっても大丈夫かどうかということについてお聞きしたいと思います。

○議長（山本泰正君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

2回目の接種後の新型コロナにかかられた方ということでございますが、詳しい情報につきましては保健所等のほうから具体的には情報が入っておりませんので、なかなかお答えすることも難しいんですけども、以前問い合わせたところでは、昨年中はあまりそういった方はいらっしゃらなかったんですけども、年が変わってオミクロンになって抗体も下がってきたかという現象もあるかと思うんですけども、何人かは2回目の接種をされていて感染が確認されているケースが増えてきているというようなことは聞いております。

それから、小児ワクチンでございますが、現在和気町内ですと平病院とそれから渋藤医院のほうで接種を進めていくように段取りをしております。

先週の金曜日、3月11日の時点でございますが、先ほど答弁させていただきました661名の方に接種券を送ったうち、先週の金曜日の時点で今42名の方の予約が入っているということで、予約としては比較的低いかなというふうに思っております。

それから、和気町内以外の接種医療機関でございますが、かかりつけということになりますと、備前市で言いますと、こまざわ小児科、それから赤磐市で2か所、山陽クリニックとうえの小児科だったかと思うんですけども、接種をしているようです。ただし、インターネット等のシステムからは予約ができなくて、個別に病院のほうで予約をしていただくというような形になっているということで聞いております。

小児ワクチンにつきましては、やはり慎重に進めていく必要がございますので、先ほどの御質問にもありましたように、予防接種法第9条の接種義務から第8条の接種勧奨ということでございますので、あまり強力に接種を進めていくのはちょっと難しいかなというふうに考えているところでございます。

○議長（山本泰正君） 教育長 徳永君。

○教育長（徳永昭伸君） 失礼します。

ただいま安東議員からワクチン接種の場合の出欠の扱いということで御質問をいただきました。

5歳から11歳の子供たちへのワクチン接種がこのたび始まるということで、我々も保護者の不安を少しでも解消できればということで、3点について保護者のほうに教育委員会からのお知らせということで、接種券配付と同時に、その中に教育委員会からのお知らせという形で保護者の方にお知らせを配っておるところであります。

その中の1点として、新型コロナワクチン接種に伴う出席の扱いという項を設けておりまして、例えば平日に医療機関でワクチン接種を受ける場合、その場合の出席の扱いはということで、ワクチン接種のため学校を休んだ、園を休んだという場合については欠席にはなりませんということを明記しております。また、ワクチン接種による副反応の場合の出席の扱いということで、副反応であるか否かにかかわらず、接種後、発熱等の風邪症状が見られるときは出席停止の措置を取ることができると、これは校長の権限ですけれども、そのように扱いを示しております。なお、このことについては学校・園にもあらかじめ指導の徹底をしておりますので、端的に言えば欠席にはならないんだということで保護者の皆さんに御理解をさせていただいておるところでございます。

○議長（山本泰正君） 9番 安東君。

○9番（安東哲矢君） ありがとうございます。

16日から小児の方、5歳から11歳の方がこれからワクチンを接種していくわけですが、副反応が出る子供も恐らくいらっしゃると思うんですね。熱が出たり、あるいは腕が痛くなったりという方も恐らく出ると思います。ですから、今後恐らく2回目以降もありますので、そういうデータ、要するに、どういう症状があったのか、どの程度の方がそういう症状になったのかというようなデータをしっかりとこれから取っていく必要があるんじゃないかなと思うんですが、これについてお答え願いたいと思います。

○議長（山本泰正君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 小児ワクチンの接種後の副反応調査でございますが、こちらにつきましては県のほうが中心になって接種後のデータを調査して、またそちらについて公表するというところで作業をするということをお聞いております。

それから、先ほど御質問の中で1点補足説明をさせていただきたいと思っております。

接種に係る保護者の同意ということでございますが、今回オレンジ色の予診票をお配りしておりまして、今までの予診票にはなかった裏側に、保護者以外の方が同伴する場合の委任状という形で書いております。どうしても保護者の方の付添いができない場合は、日頃の健康状態を熟知する親族の方が保護者として委任を受けて同伴することができますので、そういった方であれば接種に同伴することができるということで、そういった体制を取っております。

○議長（山本泰正君） 9番 安東君。

○9番（安東哲矢君） 4回目ですね。

現在は、そういう小さい子供も家庭内感染というのが結構増えてきておりまして、実は私の娘夫婦が今広島におるんですけど、孫は4歳なんです。1か月ほど前に全員かかりましてね、新型コロナに、結局親からもらったんでしょう。孫は2日ほど熱が出たですかね、38度ぐらい。ということで、親もかかってますから、全く外に出れないと。10日間ぐらいもう家におったんじゃないですか。ということで、もう食べるもんもないし日用品もないということで、こちらが大分送ったんですけどね。

そういうことで、これは広島の場合なんですけど、岡山県としては、そういうように家族全員が新型コロナにかかってスーパーにも買いに行けないというようなことが恐らく今までもあったと思うし、これからもあるんじゃないかなと思います。そういうときに日用品とか食料とか、これは保健所なりあるいは行政なりがちゃんと届けてくれるような形のものになつとるんかどうか、これについてお聞きしたいと思っております。

○議長（山本泰正君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼します。

新型コロナの陽性の方の待機期間中ですが、どうしてもそういった食事等の生活物資の支援をしていただける方がいないという方につきましては、保健所のほうで食事等、そういった生活する上で最低必要なセット、そういったものを御本人のほうにお持ちするというような対処しているというように聞いております。

○議長（山本泰正君） 9番 安東君。

○9番（安東哲矢君） 特にワクチンの未接種の方です。新型コロナはいろんな状況でワクチンが打てないという方がいらっしゃると思うんです。そういう意味で、先ほどからもお話がありましたように、そういう方についての偏見とか、それから差別、これは絶対あってはならないと思っております。

法務省は、新型コロナ関係の人権相談というのが2020年度2月から今年の1月までの2年間で約4,700件寄せられるということを言われております。当初は、新型コロナ感染や医療従事者、その家庭に対する偏見とか差別に関するものが多かったわけですが、最近ではワクチン接種に関する相談が増えているということです。具体的には、会社から接種しないと異動させると言われた、あるいは施設の利用を認めなかったなど、接種を強要させられていると感じたというようなこともございます。また、日本弁護士連合会に寄せられた相談には、副反応の既往があるため接種について様子を見たいと病院側に告げた看護師が、賞与の減額や退職勧奨を通告され、やむなく退職したと、こういう事例もあるそうでございます。

言うまでもなく日本でのワクチン接種は希望者に対して行われており、決して強制ではございません。にもかかわらず、偏見や差別がなくなる背景には、コロナ禍の長期化による不安やストレスがあるとされております。しかし、そのことが不当な扱いが許される理由とはなりません。今後、5歳から11歳を対象にした小児向けワクチン接種も始まります。接種しない子供たちまでもが悲しい思いをすることがないように、和気町にいたしましても偏見とか差別を防ぐための情報発信に一層努めていただきたいと思います。大切なことは、接種を受けていない方への配慮であるということを確認しておきたいと思っております。

それでは、2点目に行きたいと思っております。

2点目は、高齢者に対するデジタル化の支援についてということでございまして、国のデジタル活用支援推進事業を活用して、町として高齢者向けにスマートフォン等のデジタル活用について学べる講習会を開催できないかという質問でございます。

政府は、デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針において、デジタル社会のビジョンとしてデジタル活用により一人一人のニーズに合ったサービスを送ることができる多様な幸せが実施できる社会を掲げておりまして、これによって誰一人として取り残さない、人に優しいデジタル化を進めるということとしております。社会全体のデジタル化が進められる中、高齢者をはじめとして、誰でもデジタルの機器、サービスを活用することで多様な価値観をまたライフスタイルを持ちつつ、豊かな人生を謳歌できる共生の社会を実現することができるわけでございます。

このため、総務省では令和3年から高齢者等、身近な場所でまた身近な人からデジタル活用について学べる講習会を推進しております。デジタル活用支援推進事業を開始しております本事業を通じて、日本全国のデジタル活用支援員が高齢者に寄り添い、助言や相談を行うことで受講者の皆様のデジタル活用に関する不安を取り除き、また民間企業や地元、地方公共団体等と連携しまして、あらゆる世代の方がデジタル活用を支援するための身近な場所でオンラインによる行政手続やスマートフォンの操作方法、サービスの利用方法について学べる無料のデジタル活用支援講習会を全国で開催しています。デジタルを活用することでより便利で豊かな生活を送ることができます。このことから、和気町でもこの講習会ができないかお伺いをいたします。

○議長（山本泰正君） 財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） それでは、高齢者に対するデジタル化の支援についての御質問についてお答えいた

します。

国のデジタル活用支援推進事業を活用して、町として高齢者向けにスマートフォン等のデジタル活用について学べる講習会を開催できないかについてお答えいたします。

1点目に、まず高齢者のデジタル機器活用の現状と課題、2点目に国の支援体制、3点目にスマートフォン講習会の内容、そして最後に町として考え方を述べたいと思います。

まず初めに、デジタル機器活用の現状について御説明いたします。

総務省の調査によりますと、令和2年度時点でスマートフォンの保有割合は約7割となっております。年々増加傾向が続いております。年齢別の保有状況ですが、20代から50代まではスマートフォン保有割合が8割を超えているのに対しまして、60代では約7割、70代では約4割、80代以上で約1割と、高齢であるほど保有割合が低い状況となっております。また、タブレットを含むスマートフォン利用状況ですが、18歳から29歳の若年層では利用率がほぼ100%であるのに対し、60歳から69歳では約7割、70歳以上では約4割となっております。利用に関しても高齢になるほど利用率が低くなっており、スマートフォンなどの利用状況の世代間格差が見られます。

次に、高齢者はなぜスマートフォンなどを利用しないのかということについてですが、内閣府の調査によりますと、自分の生活に必要なと思っているから、52.3%、どのように使えばいいかわからないから、42.4%、必要があれば家族に任せればよいと思っているから、39.7%などの理由から、利用していないということがございます。

コロナ禍により生活様式も変化する中で、インターネットショッピング、電子決済など、スマートフォンを利用した非接触型の生活様式が浸透しています。そのため、今は自分の生活には必要ないと思っている高齢者の方に、デジタル社会から取り残されないためにも、スマートフォンを中心としたデジタル活用支援は重要な課題であるというふうに認識しております。

このような課題の下、国は新しい資本主義実現に向けた成長戦略の最も重要な柱として、デジタル田園都市国家構想を掲げております。この構想の関連施策として、誰一人取り残されないための取組が示され、年齢、性別、経済的な状況、地理的な制約等にかかわらず、誰でもデジタルの恩恵を享受できる社会の実現を目指しているものであります。

その具体的な取組として、デジタル活用支援推進事業による講習会の開催であります。講習会は全国展開型と地域連携型があります。全国展開型とは、NTTドコモなど大手キャリアが携帯ショップなどで開催する講習会であり、地域連携型とは地元のNPOと自治体が連携して講習会を開催する方法であります。自治体が公民館などで開催する場合は、地域連携型が一般的であり、地域連携型の場合には国から連携するNPOなどに直接補助金が交付されるため、自治体に費用は発生しませんが、連携するNPOが講座を行う団体として採択される必要があります。

国の調査からも、スマートフォンの使い方が分からないと感じている高齢者が一定数いることがうかがえます。高齢者がデジタル社会から取り残されないためにも、最も身近であるスマートフォンを中心としたデジタル活用支援は重要な課題であると認識しております。国においても、デジタル活用支援推進事業による講習会の開催の支援などを行っている状況でもあります。町といたしましても、高齢者のニーズを把握した上で、公民館活動の一環として今後検討していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 9番 安東君。

○9番（安東哲矢君） ありがとうございます。

通常の携帯電話、これは恐らくもう1年ぐらいでなくなるというようなことも聞いております。ですから、高

齢者も含めてほとんどの方がもうスマートフォンになると思うんです。

スマートフォン、いろんなアプリがあります。僕もそんなに詳しくは知らないんですけど、LINEぐらいまでしか私分かりません。あと、フェイスブックとかユーチューブとか、まあいろいろそういうアプリもあつたりしまして、非常に情報交換ができやすくなるということで、特に高齢者の方についてもそういう講習会があれば、どんどん恐らく学びたいと、私のところにもぜひ講習会をしてくれというような話がたくさん来ております。携帯電話会社がやっているところもあると思うんですけど、和気町にはありませんので、携帯会社が。平島とか備前とか、そういうところまで行ってしないとイケないということもありますので、ぜひ和気町の中で公民館を活用して高齢者向けのスマホ教室というのをぜひやっていただきたいというように思っております。

それで、これ予算のほうはどんなんでしょうね。さっき全部国から出るということでしたかね、予算は。町で幾らか出すというようなことなかったですか、それだけもう一回お聞きします。

○議長（山本泰正君） 財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） 開催費用につきましては、地域連携型というような講習会を開催した場合に、NPO等と連携してその場合実施するんですが、そういった際には直接国のほうからNPO団体に補助金のほうが下ります。携帯ショップ等と連携する際に、直接そのショップで開催するというようなことであれば、町のほうから補助金のような形で出す形式もありますので、そういった際には自治体のほうで費用負担が発生すると。前者で地域連携型で開催してNPO等と連携すれば、費用負担が発生しないので、そのあたりも検討しながら開催に向けて事業のほうを検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（山本泰正君） 9番 安東君。

○9番（安東哲矢君） 第1点目の小児用ワクチンについては、初めてのことでありますので、保護者の方は非常に心配になると思います。これは、後で後悔しないように、家庭の中でしっかり話をして結論を出していただきたいと思います。

それから、スマホ教室については、早急に開催をしていただいて、私もぜひ参加したいと思いますし、心待ちにしておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で一般質問を終わります。

○議長（山本泰正君） これで安東哲矢君の一般質問を終わります。

次に、6番 居樹 豊君に質問を許可します。

6番 居樹君。

○6番（居樹 豊君） それでは、議長の許可を得ましたので、一般質問に入りたいと思います。

今回は2点質問したいと思います。

まず第1に、移住・定住促進策の強化についてであります。令和3年度よりスタートしております第2次和気町総合計画で明らかなように、本町が今後とも持続的発展をしていくためにはこの人口維持が不可欠でありまして、令和12年度までの今後10年の目標として、目標人口を1万2,500人と定めて今現在業務遂行ということでございます。出生数が年間60人を下回る少子化、この中で自然増を図ることは現実問題として困難であるというように思っております。今後5年、10年を見据えたとき、移住・定住促進策による社会増を図るためには、役場組織全体でさらなる施策の充実強化に取り組まなければならないと考えております。

そういうことで、質問要旨にありますように、まず1つは、施策推進に当たっての課題をどのように認識しておるのかということです。

それから、いわゆる移住者の方は戸建て住宅を好むということで、町営住宅の戸建ての活用、空き家バンクもそんなに進んでないかも分かりませんが、空き家バンクの現状、簡単でよろしい。

それから、移住・定住策の体制整備。今、7月から移住推進室をこしらえておりますけども、私がここで言い

たいのは、全庁的な体制整備、これも必要かなという趣旨でございます。それにつきまして簡潔に答弁をお願いしたいと思います。

○議長（山本泰正君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 失礼いたします。

それでは、居樹議員からいただきました今後の移住・定住促進策の強化についての御質問のうち、施策推進に当たっての課題をどのように認識しているのか、空き家バンクの現状と課題は何か、移住・定住促進の体制は十分整備されているか、この3点につきましてお答えさせていただければと思います。

現在、町で進める移住・定住促進につきましては、少子・高齢化と人口減少が進む中、人口減少傾向の緩和と人口構成バランスを改善し、持続可能なまちづくりを実現するための重要な鍵となる取組といたしまして、第2次和気町総合計画とそのリーディングプロジェクトである第2期和気町まち・ひと・しごと創生総合戦略において移住・定住の相談支援体制の充実や住宅用地の整備、空き家や町営住宅の活用など、数多くの具体的な施策を上げ積極的に取り組んでおるところでございます。そちらにつきましては、先ほど議員のほうも同じようなことをおっしゃられたと思います。

御質問の1点目の施策の推進に当たっての課題をどのように認識しているかにつきましては、施策を進めていく中で最も大きな課題と言えるのは、住まいの確保に関することであると考えております。宮田団地の宅地造成や朝日団地の民間企業への売却による住宅用地の整備、長楽団地、塩田団地等に子育て世代の移住希望者を対象とする町営住宅の確保をするなどに加えまして、移住者からのニーズが高い空き家物件の活用につきましても、空き家改修補助金や空き家片づけ補助金、空き家バンク登録奨励金といったインセンティブを設けまして掘り起こしに取り組んでおります。そうやって課題に向けた施策を実施している状況でございます。

また、働く場の確保というものも移住・定住における重要な課題であります。近年はテレワークの普及に伴い、移住後も職を変わることなく仕事を続けられると、そういったケースも全国的には増えてきております。しかしながら、移住者だけではなくて、和気町で生まれ育った若者世代の定住を促進すると、そういう観点からも町内に働ける場を確保すると、そういったことが移住・定住を考える上での大きな判断材料になると考えますので、企業誘致や起業支援といったそういった取組にも一層力を入れていく必要があると考えております。

そして、やはり生活の拠点を定めるということにおいては、住まいや仕事だけではなく、防災や防犯といった安心・安全に関すること、教育や待機児童数といった子育て環境に関すること、それから医療、福祉、生活インフラといった日常生活に関することなど、そこで暮らし続けるに当たっての様々な要件を勘案して決断されるものであると、そういうふうと考えておりますので、住まいや仕事以外の面も併せて町全体としての魅力を総合的に高めていく必要があると考えております。

次に、空き家バンクの現状と課題についての御質問でございますが、空き家バンクの登録申請数は例年25件程度で推移をしてきておりましたが、今年度は職員による積極的な掘り起こしの成果もありまして、3月7日時点で大幅増の43件の申請をいただいております。これらは順次物件の確認、下見会の開催などを経て、空き家バンクへの登録をする手続を進めているところでございます。

空き家バンクにおける課題といたしましては、先ほども議員のおっしゃられた面もありますけれども、移住者のニーズとして戸建ての賃貸住宅が求められておりますが、登録される物件はやはり売買物件が多くございます。そういったことからミスマッチが生じておりますし、あと町内に空き家は多数存在しますが、長期間管理されていない物件や、管理はされておりますけれども家財がそのまま残っていると、そういった状態のものも多く、空き家バンクの登録が増えにくいという状況でございます。今後も、空き家所有者への空き家片づけ補助金や空き家バンクの登録奨励金等の周知を進めまして、登録件数の増加を図ってまいると、そういうふうと考えております。

最後に、移住・定住促進の体制は十分整備されているかという御質問についてでございますが、移住・定住促進に向けた体制整備につきましては、令和3年10月に移住に特化した業務を行う独立した部署として移住推進室が新たに設置されました。このことは町内外の誰もが移住における和気町の相談窓口を容易に認識できるとともに、和気町が移住推進に本気で取り組んでいるということを示すものであります。こういったことで、移住者、移住希望者の問合せや相談がしやすい印象を与えますので、移住相談の件数の増加効果が期待できると思っております。また、職員が移住相談業務や移住希望者の町内案内といった移住関連業務に専念できるということでございますので、移住前はもとより、移住後のフォローにつきましてもよりきめ細やかで柔軟な対応が可能となります。こういったことから、移住希望者の満足度を高め、これまで以上に多くの移住につなげていけるものであると考えております。

そして、1つ目の項目でも申し上げましたが、移住・定住の促進に当たっては町全体のトータルな取組が必要となると考えておりますので、他の部署との連携を密にして今後も積極的に取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

以上、居樹議員への答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（山本泰正君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 失礼いたします。

私からは、町営住宅の活用は怎么样了の御質問についてお答えいたします。

移住・定住促進のために、和気町では令和3年10月7日に公営住宅及び特定公共賃貸住宅の目的外使用に係る要綱を制定し、移住者の受入れが可能となっておりますのでございます。入居の条件でございますが、和気町への移住希望者専用の公営住宅及び特定公共賃貸住宅が対象となり、子育て世代の移住希望者が入居対象でございます。

この目的外使用といたしまして計画している町営住宅につきましては、長楽団地3戸、父井団地2戸、塩田団地3戸、日笠団地1戸、石生団地1戸で、入居可能期間の限度は2年間となっておりますのでございます。

また、戸数の根拠につきましては、国土交通省住宅局の通達により、公営住宅は本来の入居対象者の入居が阻害されない範囲であれば確保することが可能でございます。ただし、特定公共賃貸住宅につきましては、住宅戸数の5分の1以内と定められているため、各団地1戸のみの選定となっておりますのでございます。

今後も移住推進の立場から町営住宅の有効な活用に向けて施策を続けてまいりたいと思っておりますので、御理解をよろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 6番 居樹君。

○6番（居樹 豊君） 概略は分かりました。

皆さん御承知のように、今現在移住者関係は、全体として30代の方が約7割ということで、やはり子育て世代ということで、その受入れ体制について今説明がございましたけども、いろいろお聞きしますと、やはり一番大事な住まいがなかなかいろんな施策は打たれとんだけども、現実問題としては供給不足といいますか、その辺が現状の大きな課題だと思っております。

それで、都会の方はやはり共同住宅でなしに、いわゆる戸建てでゆったりとした、そういう環境の中でということで、その辺の今までも施策はいろいろ打たれてますけども、一つ一つその中身の再点検というか、そういう充実を図っていかないと、それぞれ一通りされてることは私らも知っております。それはやっておりますということをお願いいけども、これを本当に促進するためには、今現状でいいという感覚になったら、移住促進は前へ進まないと思っております。そういう意味で、特にこの問題に力を入れたのは、やはり人口増に変われば皆さんも御承知のように、国からの交付金とか一般的な町の税収、私らも言うんですけど、人口増、人口増言うけど何でかつ

て、これはやっぱりお金が入るんだというようなことを具体的に説明すると、ああ、なるほどということがあります。そういう意味で、これはまだまだ和気町としては力を入れて、これからの10年間、人口が減ったんでは行政になりません、人があっての行政でございます。そういう意味で、もう少し力を入れる必要があると思っております。

それから、町営住宅のほうですけども、今説明がありまして、これ制約がある目的外使用ということですけども、これについても現状、先般いただきましたけども、まだまだこれではなかなか受入れ体制が難しいかなというように感じております。

それから、これについてはあと体制整備の関係ですけども、昨年、御承知のとおりでございます。

ここで1つ私が提案したいのは、他の市町の話じゃございませんけども、吉備中央町なんかの新聞の切り抜きを見ますと、やはりあそこは全庁的にプロジェクトチームをつくって、今でもこの仕事というのは各課で今やっとなんですけども、20代から50代という世代を各課からそれぞれの今現在担務しているところからいろいろな人を集めて、庁内的に議論していこうという、これは私も新聞を切り抜きまして、こういうこともやってみる必要があるかなということで、今現在まち経営のほうの担当を中心に本当精力的にやられておるといことは十分知っております。

それで、今皆さん方もせっかくの機会ですので御披露しときますと、移住者が和気町を選んだ理由というのは、皆さんある程度御存じでしょうけども、やはり和気はいわゆる地震や台風などの自然災害が少ない。もちろん安全・安心という和気町の施策もあります。それから、和気町のこの山あり川ありの自然環境。それから御存じのように交通アクセス、町長もいつも言われますけども、単町で山陽本線と高速のこんなところはありませぬ。実際ないと思います。そういう意味で、条件的にはこれだけ恵まれた場所、あとはPRの仕方もありますけども、これだけの町というのは、本当に手前みそになりますけども、ないんかなと思っております。それから、生活利便も比較的通常のものでそろってるというようなこともございます。

そういう意味で、これからもう少しその辺の今の現状の分を推進していくということではいかないと、今までの担当にお任せということじゃなしに、それとやり方も少し検討を加えたらどうかなというのが私の個人的な、いろんなよその状況を見ても、各市町村とも移住、これにやっぱり人口減少がもう一番です、これについてはいろんな施策はあるけども、取りあえず人口を維持しないととても行政は成り立たないということももう御存じのとおりでございます。そういう意味で、今以上にこの問題については全庁的にやっていく必要があると思います。

そういう意味で、最後に、副町長、体制を含めていかがお考えでしょうか。

○議長（山本泰正君） 副町長 稲山君。

○副町長（稲山 茂君） 先ほどの御意見と御指摘等をいただき、移住・定住促進を加速するために、新年度から体制整備をいろいろと検討したり、若者の方々に来ていただくことはぜひ必要だと思っておりますので、そういうことを踏まえて検討を加えていきますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（山本泰正君） 6番 居樹君。

○6番（居樹 豊君） それでは、2点目ですけども、2点目につきましては県営住宅、泉団地の今後の管理運営についてであります。現在198戸のうち96戸の入居がございまして、建物は御承知のように約50年以上経過しておりまして、特に入居者の方々、地元の区長方にもお聞きしますと、やはり将来不安といえますか、今後この住宅、県住はどうなるのかなというような将来不安というのがあります。そういう意味で、県の管理とはいえ、町民の方が大勢住まわれておるといことで、町として県管理じゃからということじゃなしに、言いたいのは、町民の方のそういう住宅はやっぱり一番のことでございます。住宅福祉という観点からどのような考え方をしているのかなということで質問するものでございます。

具体的な質問要旨は、お手元にありますように、入居者からの要望等の把握、これお任せだけじゃないと思

ますんですけども、窓口としてワンクッション都市建設課のほうでということでしょうけども、その辺の状況です。

それから、修繕維持と申しますか、これは先ほどの要望も含めて、やっぱり具体的には入居者なんか古い場合はやはり修繕関係の生活の関係が一番の関心事だと思います。それを含めての入居者からの要望等、どのくらい把握しとんかということをお聞かせ願いたい。

それから、先般と申しますか、今まで町長からも話がありました。県から泉団地を町に移管と申しますか、そういうこともお聞きしておりますけども、その辺の岡山県との協議状況、それから最後に町としてこの泉団地を今後管理していく方針があるのであれば、その考え方を、どういう方針で臨むのか、その辺もお答え願いたいと思っております。

○議長（山本泰正君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 失礼いたします。

それでは、居樹議員の御質問にお答えいたします。

まず、入居者からの要望の把握はできているかについてお答えいたします。

県営住宅、泉団地の現状でございますが、全管理戸数は198戸で、現在の入居者は95世帯となっておりますのでございます。建設は昭和45年から48年で、準耐火構造となっております。建物の耐用年数は45年ですので、一番新しいものでも築45年を経過しており、老朽化が進んでいるため、岡山県は平成25年4月1日から新規入居を凍結しておりますのでございます。

入居者からの要望等につきましては、直接業務委託しております東急コミュニティーへ連絡することになっておるところでございますが、和気町が取次ぎするケースもございます。

次に、修繕、維持の現状についてでございますが、修繕の件数は昨年度は約27件あり、修繕額は約190万円で、主な修繕内容は雨漏り、配水管の漏水、建具修繕等となっておりますのでございます。修繕の要望があった際は、東急コミュニティーが随時岡山県とともに対応しているところでございます。

次に、岡山県との協議状況についてでございますが、当初平成27年4月に岡山県住宅課から移管の申出がございました。内容は管理相当分の移管料と土地を無償提供することとございましたが、移管料が低額であることから、移管を受けないことで岡山県に回答しております。その後、町から平成28年3月に岡山県住宅課へ県営住宅の建て替えの要望を行いましたが、同年11月に建て替えはできないとの回答がありました。平成29年6月には、移管料の増額を提示されましたが、将来集合住宅として建て替える場合の事業費に遠く及ばないことから、内部協議の結果、再度移管を受けないことで岡山県に回答してまいりました。その後、令和2年10月に移住者向けの住宅整備の検討に入りましたが、公営住宅法による目的外使用の問題や改修工事費の関係で実現しておりません。

今後の管理方針についてでございますが、町としましては今後も引き続き協議を続けていきたいと考えておるところでございます。敷地面積約3万平米、戸数198戸の大規模団地でございますので、慎重に進めていく必要があると考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 6番 居樹君。

○6番（居樹 豊君） 今課長のほうから概略がございましたけども、現状皆さん御承知のとおりでございます。何とか県としてもそのまま現状維持でこれ先延ばしということかも分かりませんが、入居者のほうも何とか生活は成り立つと申すということでしょうけども、やっぱり私が聞きましたのは、修繕料があつた古い建物で50年経過ぐらいしとんですけども、27件の190万円、その程度で済んだんだというのも私も初めてそれを聞きまして。ただ、この辺具体的に私も居住者の方に逐一聞いたわけではございませんが、地元の区長から聞いて

も、そんなに大きな苦情といたしますか、要望というのは出てないというように聞いております。ただ、冒頭で言いましたように、あそこの方はやっぱり長年おられて、もうかなり空き家といたしますか、虫食い状態ということでございます。そういう中で、町として、直接ではございませんけど、宮田住宅でもやりましたように、1棟にぼろぼろといたしますか、空き家政策といたしますか、そんなことの考えといたしますか、これはの主体は県ですけども、その辺のこの考え方はお持ちかどうか。いや、あそこはもう県にお任せなんだから、関知しないというのかどうか、その辺のちょっと考え方をお聞きしたいと思っております。

それから、町として今の方針がまだ移管料、要は県としてはもう町のほうで受け取ってくれということが今の話で、再値上げといたしますか、移管料もアップと。しかしながら、町としてはもう拒否だということですけども。

最後に町長に聞きますけれども、今現在、今言うたその件につきましては課長のほうからその辺の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（山本泰正君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 失礼いたします。

議員の御質問でございますが、宮田住宅のように、ばらばらと住んでいるところ移住させて一つにまとめてということはどうかという御提案でございますが、先ほど答弁の中で申し上げました移住者向けの住宅整備の検討というものを行っておるところでございます。その中には当然そのようなこともございます。そうした中で、公営住宅法による目的外の使用の問題や改修工事の問題で現在実現しないということでございます。

○議長（山本泰正君） 6番 居樹君。

○6番（居樹 豊君） 今の答弁を聞きますと、なかなか難しい問題といたしますか、なかなか町としても手がつけにくいかなという感じは分かります。ですから、全体として、県のほうも地元、町のほうも現在のその状況を見守ると言うたら言葉はきれいなけども、そんな状態かなというふうに思います。

しかし、やっぱりこれからの問題としては、いろんなことが出てくると思います。それで、今の修繕が190万円と言いますが、これは多分小修繕ということですけど、給排水とか、そんなことになり出したらこれ大変なことになると思います。今現在、190万円というて、あの代替地で年間、修繕のほうが190万円というたらもうちょこちょことした細かいところだと思います。一番心配は給排水、これが壊れ出したらもうこれ手がつけられんかも分かりませんが、そういうのを含めてどうですか、町長。全体的に今後の方針が何かぼやっとあやふやですけども、町として、もっとほんじゃあ移管料が上がれば、10億円でもくれたらいくんか、そういう条件なのか、金額的なことなのか、後々町としてはあそこをどうしようという考えがないからもう受けないのか、そういうふうなことを、これは担当レベルじゃございません、町のトップ、トップリーダーとしての考え方、それをどうしようというのか、これ大きな将来の問題を抱えています。その辺を町長としての考え方をお聞きしたいと。お願いいたします。

○議長（山本泰正君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 担当課長のほうからも御答弁を申し上げましたが、県営住宅の件につきましては、私も職員の当時、あの県営住宅を管理をさせていただいた時期があります。その当時には区長が代表で管理組合をこしらえまして、各棟から1人ずつ代表が出ていただいて、協議会を持って、たしか1,500万円ぐらいを県から頂いておったと思うんですが、維持管理をさせていただきようりました。組合活動が非常に協力的でございましたのでよかったんですが、今現在は老朽化がかなり進んで、入居されておられる方が95戸だと思うんです。それで、私も移住に伴う住居として使用ができないものかなと、何かいい方法はないかなと思いつながら、県とも相談をしたんです。それで、和気町で受けるとすれば、最初は2億円言ようったんですが、それが4億円まで上がって、4億円じゃ駄目だと。200戸で、1戸に対して300万円かかるぞと、費用が、リフォームするの

に。6億円じゃどうですかという提案を私がしたんです。そうしましたら、これも一つの方法じゃと思ってしたんですが、県営住宅というのは和気町だけじゃねえから、県下広くありますので、ちょっとそりゃあもうどうにもならんなどというところで、そのお金の問題はそこで止まっております。

ただ、そういう形で町が引き受けると、さっきからも申し上げておりますように、公営住宅法の適用を受けるんです。ですから、家賃が低額で、今と同じ運営になってまいります。そういう方法で、向こうの県が言っとる金額で4億円ならそれができるんです。ですけど、これは公営住宅法の適用を受けますから、なかなかこっちが思うようには使えない。

それからもう一つには、買取りを町がするという方法もあるんです。あのままの状態を買取りをすれば、町が思うように移住者住宅をしようと思えばできますし、あの財源があれば。そういう使い方もあるというふうに私は考えておまして、できることなら今95戸全部を奥へ奥へと移住をしていただいて、ほんで前側へ移住者向けの住める場所を確保したいなと思いつつもおるんです。しかし、まだそのあたりがはっきり決定じゃございませんし、そうしますとなかなか今度移住をしていただくのも昔と違ってかなり難しいんです。ですから、県も何とかそのあたりを、今もう空き家対策をしようんですから、県営住宅へは、新しく入れんのですから、ほんなら最終的にどうするんらというて今言よんです。そしたら、県のほうもはっきり今方針がまだ出てないということですので、もう少し時間をいただいて、知事とも話をせないけんなど思っているところです。方向性一つきっちり出さないけんなど思っているところでございますので、そのように御理解をいただきたいと思います。

○議長（山本泰正君） 6番 居樹君。

○6番（居樹 豊君） 以上2件をお聞きしたわけですけども、全体的にまとめてみますと、私、まず1点目の移住関係ですけども、これは町を挙げて、これはもう共通認識を持っておるということで理解しておりますけども、やはりこの1万2,500人、これは皆さん御承知のように、和気町の総合計画、これ皆さん机の上に置いたままじゃなしに、これは日々のバイブルですから、これで仕事をしようとは私は理解しとんですけども、この中で重点課題として人口減少対策、これから10年間、今年度からですからね、これについてはやっぱりもっとももっと、今でも確かに移住関係といえますと、担当者の固有名詞はあえて言いませんけども、移住者の話を聞くとやっぱり和気町のその移住の担当者が物すごく親切丁寧、休みでもいとわずぐるっと回ってということで、まず先ほど言いました和気町の魅力もありますけれども、選んだ理由もありますけども、その他人的理由も、担当者がやっぱり物すごい努力といえますか、それも大きいことをあえて付け加えときますけども。

そういうことでやられて、それから蛇足ですけども、先ほど人口が増えたらどうなんだということをおも自分の地域なんかでもお話したことがありますけども、人口、人口言うけどどうなのというたら、これは、一般の方は人口が増えれば、私も詳しくはあれですけども、国からの交付金とか、それから当然住まわれるから住民税とか税金の増収につながるという、これが一番大きなことで分かりやすいし、そのために町としてもということで言えば、一般的に、漠然と言うよりも、そういうリアルな話をすれば皆さんは、ああ、なるほどということでございます。人口が減れば、当然税収も減り、生活のインフラ整備、いわゆる行政サービスも低下していきます。そういう意味で、もう言わずもがなですけども、この人口減少への対策、これはもう移住・定住促進、これしかも方策はないかなと思っております。今以上に全庁的に取り組む必要があると思っておりますので、あえて申し上げておきます。

それから、県住のほうは、今町長からお話がありましたように、なかなか県のほうも地元、町のほうもなかなかこのどうすべきかということでちょっとまだ方針が定まってないということですが、いずれにしても、町長の話では、移住の関係で一部使えないからということをおも初めてお聞きしましたけども、いずれにしてもその辺の考え方ぐらいはやっぱり部内である程度は将来的に、いずれにしても、和気町内にあるんですから、そういう

こと、これはもう避けて通れません。そういう意味で、ぜひ全庁的に、今後これも併せて全体的な人口減少対策ということも含めて、この今回の2点につきましてはそういうことも関連しますので、ぜひとも今後強力な施策を打っていただきたいということでございます。

以上で一般質問を終わります。

○議長（山本泰正君） これで居樹 豊君の一般質問を終わります。

ここで場内の時計が、10時40分まで暫時休憩といたします。

午前10時18分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（山本泰正君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

4番 神崎良一君に質問を許可します。

4番 神崎君。

○4番（神崎良一君） それでは、議長より一般質問の許可をいただきましたので、させていただきます。

和気町の新型コロナ感染者数は、3月10日現在で199人となっております。今年に入り新型コロナの感染者数は急激に増加しましたが、軽症者の方が多く、自宅療養というような状況で、当然まだ決して安心できる状況ではありませんが、少し落ち着いてきたのかなと、そのように思っております。安心・安全のまちづくり、町の景気回復策等々をこれから講じていかなければならない、こういう時期なので、そういった現状を踏まえて3点質問をさせていただきます。

まず、1点目ではありますが、消防団員の現状についてであります。

火事、火災等はもちろんであります。災害時、震災であるとか水害等の場合は、消防団員の活躍は当然欠かすことのできない重要な仕事であります。

そこでお聞きいたします。

1点目、消防団員数の推移はどのようになっていますか。

2点目、団員の確保はどうなっているでしょうか。

3点目として、団員の報酬は近隣市町と比べてどのようになっていますか。この3点についてお聞きいたします。よろしく願いいたします。

○議長（山本泰正君） 危機管理室長 河野君。

○危機管理室長（河野憲一君） 失礼いたします。

神崎議員の消防団員の現状についてということで、団員数の推移それからその団員の人員確保はどのように行っているか、また団員報酬の現状は近隣の市町と比較してどのようになっているかということで御質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、団員の人員推移につきましてですが、消防団員は、本町に限らず、全国的にも年々減少を続けているのが現状でございます。全国的には消防団員が200万人以上いました昭和27年をピークに年々減少をしまして、令和3年4月時点では80万人程度まで減少をしております。和気町の消防団におきましても、合併時には729人の団員、条例定数としておりましたが、団員の減少に伴い平成29年には700人に改正をいたしました。毎年、新入団員よりも退団者のほうが多い状況が続いておまして、令和3年4月1日の時点で実団員数は605人にまで減少いたしております。

団員減少の主な要因といたしましては、人口減少と雇用の形態の変化が考えられます。団員が多くいました昭和30年代につきましては、自営業者が団員の半数近くを占めておりましたが、社会構造や就業構造の変化に伴いまして、現在では団員の約70%をサラリーマンの方が占めるようになってまいりました。この団員のサラリーマン化によりまして、減少とともに、仕事をされている時間、特に平日の日中に地域に団員がおらず出動人数

が限られ、地域の防災力が低下するといった課題も出てきているのが現状でございます。

次に、人員確保につきましてですが、消防団は自らの地域は自ら守るという精神に基づきまして活動しております。団員の確保につきましては、地域をよく知っている各地区の消防団員に声をかけていただきまして入団をしていただいている場合がほとんどでございます。例年でございますら毎年約20人の方に新入団員として入団をしていただいておりますが、ここ数年は新型コロナウイルスの影響、団の行事の中止などによって声かけが進まないこともあり、新入団員数も減っております。

そこで、町では団員減少に伴う地域防災力の低下を避けるために機能別団員制度の導入を現在検討いたしております。この制度は、火災や風水害など、あらかじめ決められました特定の活動や役割のみに参加する制度で、消防団員のOBでありましたり、消防職員のOBなど、一定の経験を有した方に入団をしていただくことを想定いたしております。先日の消防委員会でも機能別団員制度の導入に向けて検討を進めることにつきまして了承いただきましたので、今後消防委員会はもちろん、各区長や消防団とも協議を重ねながら導入を検討してまいりたいと考えております。

次に、消防団員の団員報酬の現状は近隣の市町と比較してどうなっているかということについてでございますが、本町の団員階級の報酬につきましては年額1万5,000円となっております。県内27市町村の状況を見ますと、1万円から3万6,500円まで、大きな幅がございます。額で言いますと、ちょうど和気町は中間ぐらいに位置するような状況になっております。

消防団員の報酬については、消防庁において消防団員の数が減少していることや、災害が多発化、激甚化する中、消防団員の負担が増加していることを踏まえ、消防団員数を確保をすることを目的としました消防団員の処遇改善等に関する検討会を開催いたしまして検討を行ってまいりました。昨年4月にその検討結果が中間報告書として取りまとめられ、団員報酬につきましては団員階級で3万6,500円を標準とすることなどが各市町村へ通知をされました。この通知を受けて、岡山県内では8つの市町が令和4年4月1日からの団員報酬改正を予定しております。近隣では瀬戸内市が改正に向けて動いているようでございます。本町におきましても消防委員会で団員報酬の改正を検討するように御意見をいただきましたので、近隣の市町の動向を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。今回の消防庁の通知では、団員確保が報酬を引き上げる目的となっておりますので、報酬を引き上げた市町村の団員数がどのように推移していくかなど、情報収集しながら慎重に進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 4番 神崎君。

○4番（神崎良一君） 先ほど答弁いただいた中で、再質問を1点させていただきます。

今後の対策としては、先ほど言われました消防団員の減少を受けて、機能別消防団員ということで、特化の消防であるとか災害に出動するとか、そういうものに合わせて団員を特にOBだったりということで、多分高齢化した人の参加ということになるかと思うんですが、大体どのくらいの年齢の人が辞められて、大体どのくらいの人まで、当然物すごく危険なお仕事だと思うので、幾ら健康だといっても、OBであればとか、70歳で足腰が強いんだというてもなかなか難しいところがあるかもしれませんが、ただ介護の世界でも老老介護だとか、それから消防団についても先ほどおっしゃられた原因が非常に明確ですが、サラリーマンだという中で平日の対応はできない、もっと言えばできる方が少ない中では、当然我々も今後年を取っていく中で、そういう役目を負わないといけないなというのを物すごく感じる中なので、そのあたりを非常に具体化していただいて、本当に健康な方が安全のために、自分の町ですから、指導をしていくというのはあり得る話かなということなので、そのあたりのただ消防議会だけっていうよりは、和気町として高齢化している中で、ましてや今おっしゃられたお昼に消防団がないときに最低限このぐらいの人数がおって、このぐらいの年齢のこれぐらいの元気な人に集まってほ

しいんだというのは積極的に、それから速やかにやっていただきたいので、そのあたりもしお考え、計画がもう少し詳しくあれば教えていただきたい。

○議長（山本泰正君） 危機管理室長 河野君。

○危機管理室長（河野憲一君） 失礼いたします。

機能別団員制度のことについてでございますが、今現在、令和3年度で和気町の消防団員の平均年齢というのが大体42歳でございます。地域によってどうしても団員を確保される上で、これよりも年齢が高い方で部をつくっておられるところもございます。それで、災害のとき、火災が起きたときには出動していただける方をこれからそういうケースを決めていくようなことの中で、先ほどおっしゃっていただきました年齢のことでありまして、地域性のことでありましてを踏まえて消防団でも考えていかなければなりませんし、当然部が区長を中心にできているものでもありますので、各区長とも御協議をさせていただきながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（山本泰正君） 4番 神崎君。

○4番（神崎良一君） 続きまして、2点目、和気アルプスの活用についてであります。

コロナ禍にありましても、和気アルプスを目指して県外、県内から多くの方が来られます。

私も富士見橋や和気駅前前で登山の格好をした人を必ず見ますし、土日なんかもやはりたくさん来られます。

そこで、お聞きいたします。

1点目、近年の登山者数の推移はどのようになっていますでしょうか。

2点目、和気アルプスへの誘導道路や看板、標識等の整備はどうなっていますでしょうか。

3点目に、今後登山者数を増やしていくためにはどのようにやったらいいか、対策等、和気町で考えていることがあれば教えてください。

○議長（山本泰正君） 産業振興課長 新田君。

○産業振興課長（新田憲一君） 失礼いたします。

神崎議員御質問の和気アルプスの活用についてお答えをいたします。

まず、1点目の近年の登山者数の推移ということでございますが、登山者数につきましては把握する手段というのがなかなかないということで、町といたしましても正確な数字というのは把握していないのが現状でございます。ただ、和気アルプスでは、最近では多くのインターネットサイトで紹介をされておまして、登山者自身が登山記録を公開することでほかの登山者との情報交換や交流ができるようになってございます。その中で、ある登山用ホームページでの和気アルプスの登山報告数、これを見ますと、令和元年度中の投稿数が約550件、令和2年度中では1,010件、令和3年度2月末現在で約1,300件となっております。アクセスの便利さやそれから初級者から上級者まで楽しめる様々なルートがあることから、最近のアウトドアブームと重なって、この登山者数というのは増加傾向にあるのではないかとこのように考えております。

次に、和気アルプスへの誘導道路の整備や看板等はどうなっているのかということについてでございますが、平成30年度までは和気地区の登山愛好家の方が中心となりまして整備等を行っておられましたが、現在その方は引退されておられます。最近では、地元の有志の方たちが定期的にボランティアで清掃や枝の片づけなどをしてくださっている地域もありまして、町といたしましても地域おこし協力隊の職員が中心となって、そういった地域の方々と御一緒に案内看板や登山道の整備を行ってきているところでございます。登山口や登山道につきましては、今後も引き続き案内看板などの整備を図ってまいりたいというふうに思います。

最後に、登山者を増やしていく今後の対策は何を予定しているのかということについてでございますが、町といたしましても、和気アルプス、こちらは重要な観光資源であるというふうに認識をしております。今後、登山者数を増やす施策といたしまして、ツイッターなどのSNSを利用いたしました和気アルプスフォトランプ

リ、こういったものの開催でありますとか、スマートフォンを活用した登山コースのチェックポイントを回る和気アルプスのデジタルスタンプラリー、また和気アルプスのオリジナルグッズを作成いたしまして、和気鶴飼谷温泉でありますとか町の観光協会などで販売を行うなど、PRについても様々な企画を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 4番 神崎君。

○4番（神崎良一君） 再質問を1点させていただきます。

私は、和気アルプスを使って活性化ということを使うんですけど、ただ議会で言うことじゃないかもしれないけど、アルプス登山者の方というのはあまりお金を落とされないので、なかなか経済的効果を生みにくいので難しいところがあるんですけど、そうはいっても基本的には山陽本線を使っていただいて和気駅で降りられるので、それなりの効果が大きいと私は思っています。

今お聞きしますと、やっぱり登山者の数というのは本当に難しいかと思うんです。ただ、そういう間接的な方法で調べてみても増加傾向にはなる。必ずそう思えるし、私自身が駅前で見ておっても土日は必ずおられるということで、コロナ禍であってもというよりはコロナ禍だからなのかもしれません。

それで、増やす方法としては、今フォトグランプリとかデジタル化がありましたけど、前にもお聞きしたときに和気鶴飼谷温泉との連携というふうなところ、和気鶴飼谷温泉下りてどうこうとか、和気鶴飼谷温泉、なかなか財布のひもが固いかもしいし、目的が違うかもしれないんだけど、私なんかは昔六甲山を瀬戸内海のほうから抜けて、六甲山を越えて下りて温泉へ入って帰ったというようなことはやっておりました。というふうなことで、それのようなというのをおかしいんですけど、登山をして温泉で汗を流してとか、何かまたその辺も具体的に考えていただけたらと思います。

それから、いろんな入り口のところに自販機を置いても1,000人ほどではペイしないのかもしれないけど、何かそういったもので和気町で少しはお金を落とさせていただけるような施策があればというふうなことを私は思って、和気アルプスを広めると。美作にもアルプスがありますし、赤穂にもアルプスがあって、3大アルプス云々とかっていろいろ言われてて、好きな人は本当によく来られるので、ぜひその辺のもう一步突っ込んでというか、何とかして彼らの心を引きつける施策を、スタンプラリー、フォトグランプリに加えてやっていただけたらと思います。もし何かあればおっしゃってください。よろしく。

○議長（山本泰正君） 産業振興課長 新田君。

○産業振興課長（新田憲一君） ありがとうございます。

和気アルプスだけではなくて、せっかくおいでいただいた方が町内のいろんなほかの資源と連携をさせていただいて楽しんでいただけてというような仕組みをつくってきたいというふうに思います。

それから、温泉との連携ということなんですが、実は今年度、和気鶴飼谷温泉からアルプスのほうへ登る登山口というのが新たに1つ、長いこと閉鎖されてたんですけど、地域おこし協力隊のほうが開設をいたしまして、温泉からアルプスを利用されるというのが、和気駅前に続く2番目になったんですね、今。そういったこともチャンスですので、つなげていきたいというふうに思います。

それから、ほかにも和気町内は美しい山がたくさんあります。天神山でありますとか、外国山とか。今地図が出ておまして、こういう、販売しておりますので、観光協会と役場のほうで販売をしており、インターネットでも購入できるようでございますので、こういったこともPRに努めていきたいというふうに思います。

○議長（山本泰正君） 4番 神崎君。

○4番（神崎良一君） 最後になりますが、3点目、5歳以上11歳以下のコロナワクチンについては、これは同僚議員が先ほど御質問されたので、重複するところは割愛して、もう1番の現在の和気町の対応っていうのは、

これはもう先ほどお聞きしましたので、答弁は要りませんというか、質問しません。

2点目の町民の意見をどのようにくみ上げているかというのは、ちょっと説明をするとか、御安心をいただくということは多々松田健康福祉課長のほうからありましたけども、もう少し踏み込んでというか、私のほうに町民の方からあります。町が国の政策に基づいてやるというたら、もうそれでどうしてもしてしまう人もおる。じゃあ、これは当然任意なので、お父さん、お母さん方の同意と言うんだけど、町や国が勧めたからといって、まだよくいろんな検証が済んでないのに若い世代にしてもいいのか、それから今日先ほどの資料を配っていただきましたが、ゼロ歳児からの死亡例はほとんどない。10歳以下で4人ですか。そのうち1人が交通事故云々で、ほとんど亡くならない病気について、ワクチンをせなあかんかというような議論もあります。しとけばいいのかもしれないけども、副反応だけではなくて、成長期にある子供についてそういった検証があまり進まないワクチンを安全だからといってやって、年がたって出てくるということはそれは分かりません。そんなことはないし、我々もツベルクリン反応だとか、いろんなことはしっかりやってきましたから、日本の医療はそんな廃れたもんじゃないのは分かりますが、ただお父様、お母様方の意見よく聞いて、それに対してきちっとした説明をしていただきたいので、最初の質問としては、町民の意見、特にお父様、お母様方の御意見をどのように聞いて、そしてどんな意見が多いのか、何かをもし聞いておれば教えていただきたいし、ましてやこのあさってですか、16日から接種が始まる中でこう言うのもおかしいですけども、始まったとしても迷っておられる方が多々おられると思うので、しっかりそのあたりを聞いていただきたいというので、どのようにして酌み取っていかれるのか、今後していこうと思われるのか、そこを質問したいと思いますし、3点目としては、保護者の方が不安であれば、ただ説明をする、大丈夫なんだと言うだけではちょっと足りないと思うので、何か具体的にこういうふうに言っていくとか、この話をすればお父様、お母様が安心するとか、それはどっちにしてもお父様、お母様方の不安な御意見を聞かないとできないと思うので、まず聞いていただく。

2点目の質問としては、そういう質問があるならばそう答えていくとか、まだ町民の方の御意見を聞いてないんであればこれから聞いていくということでもいいかと思うんですけど、そこらあたりを質問というか、お願いみたいになりましたが、もしお考えがあればお聞きします。

○議長（山本泰正君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

それでは、神崎議員の11歳以下の新型コロナワクチン接種についての御質問にお答えをさせていただきます。

まず最初でございますが、和気町としましては、岡山県新型コロナウイルスワクチン接種体制確保協議会というのがございまして、そちらのほうで県内統一で接種券の発送、予約開始時期等を統一することになっておりますので、それに従って運用をさせていただきます。

それから、町民の意見をどのように酌み上げているのかとの御質問についてでございますが、小児ワクチンの接種を始めるに当たりまして、事前にアンケートを取ったりというような形はしておりません。ただ、数件御意見やお問合せはいただいております。内容としましては、接種券の一斉送付はやめてほしいという御意見や接種希望する保護者の方から、接種の開始時期に関するお問合せ等を数件いただいております。

接種の進め方などについて様々な御意見があるかと思いますが、町としましては、国、県の方針に従って事業を進めていくこととしております。

次に、保護者の不安を今後どのようにして取り除いていくのかとの御質問についてでございますが、小児の接種につきましては、接種の効果とリスクも踏まえて、各御家庭で保護者とお子さんと一緒に十分検討し、接種するかどうか判断していただく必要があります。接種に不安をお持ちの御家庭も多くあるかと思いますが、接種券送付時には、御家庭で考えていただくための資料としまして、厚生労働省のパンフレットを同封するなど、情報提

供に努めております。

また、副反応などの医学的、専門的な相談に対応するため、岡山県が土曜日、日曜日、祝日も含む24時間対応の電話相談窓口を設置しております。接種後の副反応など心配な症状が発生した場合の対応としましても、専門的な医療機関と連携した小児専門医療体制も構築をしております。

接種を受けること、受けないことによって差別的な扱いを受けたり、接種を強要することがないように、関係機関等と連携し、保護者への情報提供と差別などを防止するための周知に取り組み、保護者の皆様の不安解消に努めてまいりたいというように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 4番 神崎君。

○4番（神崎良一君） 1点質問させていただきます。

ワクチン接種を5歳以上11歳以下がしたときのリスク、これ分かる範囲で全部言っていたきたい。この点だけお願いします。

○議長（山本泰正君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

リスクはということですが、こちらは恐らく小児につきましても、ほぼ成人のワクチン接種と同様に、副反応そういったもののリスクがあるというように考えております。死亡等につきましては、直接因果関係が証明できないケースがほとんどでございますので、そういったものの可能性は低いのかなというように考えております。

○議長（山本泰正君） 4番 神崎君。

○4番（神崎良一君） 医学的な話なので非常に難しいから、そこをどうのというものないし、本当に未経験のことなので、ある程度はできませんが、私としては、小さいお子さんなんで、さっき言った新型コロナにかからんように打つワクチンだから、死ぬ、死なんはともかくないとしても、それからかかった人が亡くなったりがほとんどない中でという、その辺りですよ。だから、我々のような高齢者だったり、12歳以上のお子さんじゃないので、その辺がちょっと特別に、ただ同じような感覚で副反応だけとかという発想はちょっと違うのかなという感じを私は持っております。それだけの能力と発育過程にあるお子様なので、非常に難しい面があるから、そのあたりはしっかりお父さん、お母さん方とよく話をしてほしいと。さっきアンケートをされたと言うんだけど、アンケートの中にはかなり違った意見もあるかと思うんで、そういうのの一つ一つ対応していただきたい。これはこれで終わります。

少し時間があるので、あと今日の3点、消防団員、和気アルプス、それから幼児のワクチン接種、これについて町長のほうから何かあればおっしゃっていただけたらと思います。

○議長（山本泰正君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 消防団員につきましては、担当課長のほうからお話し申し上げましたように、700名という定員であったものが、実際はもう300人ぐらいしか出ていただけないということもありますし、実団員というのは今605人になっておるわけでございまして、なかなか非常備消防というのが、ウイークデーにはお仕事に行っておられますから、ウイークデーに何かあったときにはなかなか対応をしていけないというのがもうこれ現実でございます。

そこで、町内の方で町内企業にお勤めになっておられる方、特に役場の職員であるとか、農協の職員であるとか、役場で本部団員の籍を置いておられる方等につきましては、できれば地元のほうへ籍を置いていただいて、いざというときには地元のほうで対応していただくというようなことも一つの方法じゃないかなと思っております。

それから、防災等につきましては、ドローンを今活用しておりますから、人探し等につきましても遠赤外線センサーが非常に優秀で、日進月歩で機能的にもすばらしいものがありますから、体温が36度ぐらいあれば必ず見つかる、こういうこともひとつこれから考えていかないけんことじゃなと思っております。

それから、消防団についてはそういうことで、そういう活動の方法で対応してほしいなと思っております。

それから、和気アルプスの問題でございますが、ここ実は数年前に禁猟区になりまして、禁猟区は大体5年ぐらいで回っていくんですけど、これ禁猟区を解除するとなかなか登山者がおられると、猟期の中にちょうど登山者が上がる時期に重なりますから危険な面もありますので、この禁猟区というのはいろんな事情があって禁猟区にしとんですが、禁猟区については当面そのままにいていただくように。愛好家が和気におりまして、その愛好家の方がそれぞれ登山道の整備とかをやっていたいておったんですが、最近はその方ももう引退をされたんでしょ。ですけど、地元のほうでそういうグループができればいいな。そういうこともひとつ考慮に入れながら対応していきたいと思っておりますし、行政側としても和気アルプスの登山道、これ神ノ上山までできるだけ、いわゆる獣道ですから、その整備というのは行政側も対応するべきだなと思っております。

それから、案内板等につきましても、今益原側から上がる場所もあります。それから、由加神社から上がる場所もあります。それから和気富士から上がる場所もある。それに鷲の巣周辺等につきましても、今鷲の巣は割かし利用者はいないというふう聞いておりますが、このあたりにつきましても見直しをするべきだなと思っておるところでございます。土曜、日曜、岡山近辺の人も何と和気アルプスへ行ってきたぞと、ありゃあええなというお話をあっちでもこっちでも私も聞かせていただいております、初心者向けにいいということでございます。これも、和気町の観光開発にも、和気町の駅周辺にできれば和気アルプスの案内板ぐらいはつけたほうがいいかなと思っております。

それから、新型コロナのワクチンにつきましては、強制は絶対しませんが、十分家族で判断をしていただいて、その結果で接種をしていただくという方向で教育委員会も考えておりますし、それから我々もそういう報道、お願いの仕方をさせていただきたいなと思っております。

ただ、高齢者のワクチンにつきましては、県下では3回目の接種率というのがナンバーワンぐらいで、非常に高いというふうにも聞いておりますので、まだまだそうは言いながらも命を守るのはもうワクチンしかほかにはねえなと、今、新型コロナは、デルタ株の場合は35名で12月いっぱいひとつたんですが、もう昨日も5名出ますし、今日もまた1名出るというような話を聞いておりますから、200名を超えるような状況があります。

ですから、それぞれ皆さんでひとつずつワクチンの接種を、モデルナも、ファイザー社も、モデルナのほうが抗体ができるというふうな話もありますので、マスコミなんかモデルナは怖いというような報道をなさったりする部分があったりして、余計モデルナの接種が少ないんじゃないかと思いますが、今はもうモデルナもファイザーも十分供給がありますから、ひとつずつ知り合いの方に未接種の方がおられましたら、接種をするようにお勧めをいただいたら非常にありがたいと思っております。

○議長（山本泰正君） 4番 神崎君。

○4番（神崎良一君） 3点質問させていただきましたが、1番の消防団員、これが今後も皆さんで考えていかなければならない課題かなと強く思いました。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山本泰正君） これで神崎良一君の一般質問を終わります。

次に、1番 尾崎智美君に質問を許可します。

1番 尾崎君。

○1番（尾崎智美君） 一般質問をさせていただきます。

現在の佐伯小学校の6年生は、そのうちの4人が旧山田小学校で学んだ最後の子供たちになります。彼らは2年生から統合した佐伯小学校の児童となりました。ちなみに、統合した年の小学校のPTA会長は私がさせていただいたんですけども、子供たちからも保護者からも統合してよかったという声は多く聞きました。統合しなかったほうがよかったという声はほとんど聞いておりません。地域の方にとっては、地域から元気な子供の声が聞こえなくなったというような残念な気持ちもあったのではないかと思います。当事者はおおむね喜んでいただいているように思います。

そうした最後の山田小学校の児童であった4人の子供たちを含む佐伯小学校の6年生の子供たちが旧山田小学校の再利用を願って山田小プロジェクトというのを立ち上げています。それまでも旧山田小学校の清掃活動は続けていまして、テレビとかでも度々取り上げられました。NHKの「もぎたて」とかテレビせとうちの「ななスパ」とか、RSKの「イブニングニュース」とかでも放送されました。いずれも夕方の情報番組で、その動画の多くはユーチューブ内のそれぞれの公式チャンネルでもまだ見ることができますので、見逃した方は御覧いただいたらと思います。子供たちが自分たちで考え、話し合い、その考えをまとめてプレゼンテーションのソフトを使って練習して教育委員会に提案しに行きました。その内容が放送されたわけですけども、私も非常に感動しました。教育長をはじめとして、教育委員会の方々にもその熱意が伝わったんじゃないかなというふうに思っています。それに、小学校の子供たちの成長も伝わってきました。プレゼンをした後も、子供たちは給食の時間を利用して1年生から5年生の児童たちに報告をしておりました。その6年生のプレゼンの内容なんですけども、先月の2月14日に放送されたRSKの「イブニングニュース」内で少しだけかいま見られました。真庭市の上田小学校だった学校をリノベーションした事例とか、それから国庫補助制度を使ったらどうかというようなすばらしい内容でありました。宿泊施設などの利用をしたらどうかというようなことでプレゼンテーションをしたようですが、残念ながら宿泊ということでありましたら、近くの和気鶴飼谷温泉の宿泊施設には及ばないと思います。先月、PTAの会合がありました際に、6年生担任の角田先生や校長先生にもちょっと話を聞きまして、教育委員会にどのようなプレゼンをしに行ったかということもちょっと聞かせていただきました。

質問に移ります。

町として佐伯小学校6年生の山田小プロジェクトの提案をどのように受け止め、どのような感想を持ったか。これまで町として旧山田小学校の再利用として取り組んできたことや、町としてこういうふうにご利用したいというふうな考えがありましたら、答弁ください。お願いいたします。

○議長（山本泰正君） 学校教育課長 國定君。

○学校教育課長（國定智子君） それでは、尾崎議員から旧山田小学校の利活用について何点か御質問をいただきました。その中の山田小プロジェクトの提案を町としてどのように受け止めたかという点につきまして、教育委員会の立場からお答えさせていただきます。

今回の提案は、輝ける佐伯小、山田小をテーマとした総合的な学習の一環として行われたものです。この学習は、社会や日常生活の中から自分で課題を立て、情報を集め、整理分析して、まとめ、表現する、そういった教科の枠を超えた探求的な学習であり、それに主体的、共同的に取り組むとともに、お互いのよさを生かしながら積極的に社会に参画する態度を養うことを目的としたものです。

佐伯小学校6年生の一連の取組は、まさにこの総合的な学習の趣旨に合致した活動でした。と同時に、町の総合計画にも明記している地域、郷土に誇りを持つとともに、様々な手段で地域の魅力を発信するという目指す子供の姿に迫るものでもありました。私自身、1学期の段階でこのプロジェクトについての計画や提案を子供たちからじかに聞き、7月の清掃活動や12月のイベントにも共に活動したり、伝え聞いたりしておりましたので、この取組に期待を抱いていたところでした。

そのような中で聞いたこの2月の提案は、調べ学習やインタビューでつかんだ全国の廃校活用の実情を踏ま

え、旧山田小学校の地理的な特徴も十二分に生かし、財源の確保をはじめ、実現に向けて懸念される点もきちんと考慮されたすばらしい内容でした。タブレット端末も駆使したプレゼンテーションも含め、期待以上のもので、とてもうれしく、また頼もしく感じたところです。この山田小プロジェクトの提案という一場面だけでなく、他のテーマで活動したチームも含め、自分たちの課題解決や目標達成に向けアイデアを出し、チームで協力し、試行錯誤しながら進んできたその過程こそが非常に意義深いというふう感じております。地域との交流も含め、旧山田小を有効活用してほしいという子供たちの思いと努力が詰まったこの提案の内容につきましては、先ほども申し上げたとおり高く評価しており、今後の方向性を考えていく上での選択肢の一つとして捉え、町の担当課とともに検討していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） それでは、私のほうからは2点目の町として旧山田小学校の再利用問題にどのような取り組みが中心にお答えしたいと思います。

まず、小学校の現状、これまでの取組について申し上げます。

旧山田小学校は平成29年3月の閉校から5年が経過いたしました。この校舎は昭和55年に改築し、現在41年が経過しております。平成22年度に耐震化工事を行っていますが、このまま放置すれば老朽化が進み、今後の利用に支障が生じるのではないかと懸念しております。このような状況また町が保有する公有財産のスリム化などの観点から、老朽化が進む前に新たな活用方法を模索しているところでございます。特に小学校は、地域に根つき、愛され、町民の思い入れの深い施設ですので、地域の振興に寄与するような活用策を図っていくことが重要であるというふうに考えております。

利活用に向けた取組としては、令和元年に事業者から利活用に係る事業提案を広く募集いたしました。このときに3事業者から応募がありましたが、事務レベルでの協議の過程において3事業者とも辞退しております。現在は、事業者等から問合せがあった場合には個別に対応をしているところでございます。

学校の活用策については、学校跡地という地域の貴重な財産を地域活性の観点から拠点として再び生かしていけるよう、地元の皆さんの意見を踏まえながら、民間による利活用、そのほか町による利活用も含め、今後検討してまいりたいと考えております。

以上のように、町としても利活用について模索してまいりましたが、先月、2月9日に佐伯小学校の6年生から旧山田小学校の活用策についての御提案をいただいたところでございます。この提案につきましては、6年生が総合学習の一環として1年間かけてまとめたものでございます。具体的には、季節に応じたイベントの開催、スポーツ団体の合宿誘致、教室をギャラリーとして貸し出すプランなどが提案されました。地域活性の拠点としての視点はもとより、整備、維持管理に必要な費用や財源などSDGsの観点からも持続可能性を考慮した提案でございました。児童たちの旧山田小学校あるいは地域に対する思い、末永く地域の中心として生かしていきたいという思いが伝わってくるすばらしい提案でございました。

児童たちの取組は、今回の提案のみならず、旧山田小学校の清掃活動、地域住民を招いてのイベントも開催しております。このような児童たちの思いに応えていけるよう、今回の提案、地域の皆さんの御意見を参考にしながら、新たな活用方法について町といたしましても今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 1番 尾崎君。

○1番（尾崎智美君） 町としても真剣に考えてくださっているということで、うれしく思います。子供たちの成長もかいま見ることができました。子供たちの熱意に刺激されまして、私も利活用の案をちょっと考えてみました。

旧山田小学校は、耐震補強工事もできていますし、冷暖房も完備しているというふうに聞いております。町としては、企業が有料で長期に利用してくれるというのがベストなんだろうとは思いますが、このまま利用されずに建物も設備もどんどん古くなって劣化していくということでありましたら、無償であっても人々が利用してくれるほうがまだいいのではないかなというふうに考えております。

私のアイデアとしては、旧山田小学校をシニアスクールとして再利用してみてもどうかという事です。シニアスクールというのは、きちんと定義された言葉ではないと思うんですが、ここでは高齢者のための学校というような意味合いでちょっと提案させていただきたいと思います。年齢制限は緩くていいんですけども、高齢者を対象に、週に数日とか1日数時間の学びの場を提供するというアイデアです。

全国の事例を見てみますと、廃校にではなくて、少子化で空き教室ができているところを利用して高齢者も学びをするというような形態があるというふうに聞いております。高齢者や主婦など、日中に空き時間がある人を対象に、町内外にかかわらず週に数日、1日数時間の学びの場を提供するという事で、音楽、美術、工作、書道、俳句、体育など、学校の授業のような活動をしなが、学校のように過ごすシニアの学校というのはどうかと思っております。シニアがメインターゲットではありますが、年齢制限は緩くていいと思います。公民館活動にも似たようなものがありますけれども、子供の時代に戻ったような感じで学校のような学び直しを提供してみたらどうかというふうに思います。参加者の人数にもよりますが、毎日でなくても、週に数日とか、午前中だけ参加する人とか、午後から参加する人とか、自由にされたいかなと思います。例えば音楽好きが集まって歌を歌ったり、楽器を演奏したり、絵を描いたり、習字をしたり、俳句を作ったり、日曜大工をしたりとか、それから運動場もありますのでグラウンドゴルフをしたりとか、それから体育館を利用して卓球とかをしたりとか、あと勉学の漢字の勉強をしたり、算数や数学の難しい問題に挑戦してみたり、地理や歴史を勉強してみたり、折り紙をしたり、将棋をしたり、資格に挑戦したりとか、いろいろなカリキュラムを参加者主体で自由につくってみたらどうかと思います。教室も多いので、工夫次第でいろんな利用方法が考えられると思います。読書好きの人が集まって本を持ち寄って図書室のように使ってもいいでしょうし、テレビゲームをするとか、それからテレビをただ単に見るとか、そういうふうにしてもいいかと思っております。それから、カーテンで仕切るなどして、女性専用のフィットネスルームにしてもいいかなと思ったりします。民間でもこういうサービスがあるんですが、近くにないかということ、そういうのもできるんじゃないかなと思います。家で使われなくなったぶら下がり健康器とかルームランナーとかマッサージチェアとか、そういうの持ち寄っていただいても低予算でできますし、健康増進にもつながるのではないかなというふうに思います。それから、誕生日会をしたりとか、ゲームをしたり、掃除をしたり、そういったことで自分たちで集まって、運営もできるだけ参加者の人でやってもらって、そういうことが生きがいにもつながるのではないかなというふうに思います。

町長の施政方針の中にも、生涯学習とかコンサートや演芸で人と人がつながるというような内容があったと思います。それにも合致しておりますので、これも一つの意見として検討していただいたらというふうに思います。もともと学校は人が学ぶのに適したようになっておりますので、企業に利用してもらってもいいでしょうけども、生涯学習に利用するというのが最も適した利用方法ではないかなというふうに思います。友達とおしゃべりをしたいから病院に集まるといったようなこともよくありますけども、学校に集まるようにすれば、医療費の削減にもなります。私も経験があるんですけども、保護者の中には、朝子供を病院に連れて行って、お医者さんに診てもらって、できれば2時間目に間に合うように学校に行かせたいなと思っても、高齢者の方がずっと順番待ちをして、結局学校に送り届けるのがもう昼頃になったりというようなこともあったりします。そういうふうな高齢者がたまり場になるようなことではなくて、学校に集まるようになれば健康チェックにもなりますし、安否確認にもなりますし、出席簿をつけるついでに体温や血圧などを測定していけば、病気の早期発見とか、そういった健康づくりにもなるかと思っております。それから、人が集まってくれば、その教室の一室を利用してカフェとか

喫茶店とかにしたら、若年層の雇用の場にもつながるかと思います。それから、畑で採れた農作物を持ち寄ってちょっと道の駅のような感じにすれば、にぎわいにもなるかと思います。それから、安東議員の一般質問にもあったように、そういうふうに人が集まれば、高齢者向けのスマホ講習会みたいなこともできるかと思います。旧山田小学校から和気鶴飼谷温泉は近いので、和気鶴飼谷温泉の利用者も増えるかもしれませんし、町営バスの利用者も増えるかもしれません。シニアスクールでは、町に利益が入らないという面もあるかもしれませんが、そういった面での売上げが増えればとか、それから医療費が抑えられるということがあれば、町の財政にとってもプラスになるのではないかなというふうに思っております。先生は、公民館講座のように、町内外から呼んできたりとか、受講料として参加者が支払ったり、それから参加者同士で教え合ったりしてもいいんじゃないかなというふうに思っております。

それで、シニアスクールが軌道に乗ったら、現在佐伯庁舎の隣を利用している児童クラブも旧山田小学校に移動したりということも検討してみてもいいかもしれません。多少遠くにはなるんですけども、運動場もあるし、それから高齢者との触れ合いもできるというメリットもありますし、高齢者も目を配ってくれるので、児童クラブのスタッフの負担の軽減にもなるかと思います。私の父もしょっちゅう仲のいい町内の友達とおしゃべりをしに決まったたまり場に行ったりしてますけども、そのようなたまり場が旧山田小学校になればいいんじゃないかなというふうに思っております。校則はシニアに合わせたような校則をつくってあげばうまくいくんじゃないかなというふうに思います。

このような提案をさせていただきましたけども、様々な制約があったり、難しいところもあるかとは思いますが。公民館活動とかぶるようなところもあるかと思うので、これをそのまま採用してくれというつもりはありませんけども、そういったことでの利活用も検討の一つに加えていただけたらと思います。この提案に対して、感想なり意見なり、何かありましたらお願いします。

○議長（山本泰正君） 教育次長 万代君。

○教育次長（万代 明君） 失礼いたします。

旧山田小学校をシニアスクールとして利活用してはどうかという御質問でございます。

生涯学習につきましては、現在中央公民館や学び館サエスタを中心に開催しているところでございます。また、町民の高齢化が進む中で、社会教育や生涯学習についても、地域に出ていき、講座を開催できないか研究を進めている段階でございます。

旧山田小学校を生涯学習で活用できるかについては、関係部局との調整も必要となってくるかと考えます。財政課とも協議しながら考えていくとともに、御提案をいただきましたシニアスクールについては教育委員会内でも今後十分に検討してみたいと思います。御提案ありがとうございました。

○議長（山本泰正君） 1番 尾崎君。

○1番（尾崎智美君） 答弁、ありがとうございます。

田土の棚田の再利用とかとも絡めてといったような案も出ているようで、今後いろいろ検討をお願いしたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。

5歳から11歳の子供への新型コロナワクチンの接種について質問します。

高齢者や成人のワクチン接種と同様に、小児接種に関しても期待されている保護者がいらっしゃる一方、不安な方もいらっしゃるということで、それに関しては親が判断するということになるかと思いますが、正しい情報で判断していただきたいと思っております。

個人的なことになりますが、私は議員になる前からパソコンのサポート業をしておりますが、その同業者のほうからちょっと聞いた話があります。サポート業をされているLINEのグループの中で連絡があって、広島の

〇〇が急に亡くなられたんだけど葬儀に参列されますかというふうな連絡が入ってきたというふうに同業者から来ました。ちょうど一緒に仕事をしてた業者なので、対面で聞きました。その亡くなられた方は50歳代の男性で、ワクチン接種の翌日に亡くなられたということで、持病もなくて元気だったとのこと。その周囲の方は、ワクチンが原因だとしか考えられないというふうに言っているそうです。御冥福をお祈りいたします。

今年の1月25日の山陽新聞にも、新型コロナワクチンの接種後の死亡者の救済が進んでいないというふうな内容の見出しがありまして、新型コロナウイルスワクチンの接種後、副反応として関連性が疑われる死亡事例は昨年12月までに医療機関などから1,400件以上が報告されているというふうにあります。

ワクチンに関しては、副反応だけではなくて、効果も考慮して接種するかどうかを検討する必要がありますけれども、ワクチンが登場した頃は有効率が95%という劇的な効果が喧伝されまして、ワクチンが広まれば集団免疫ができて元の生活に戻れるというふうに期待されましたけれども、接種してもやっぱり感染したというようなブレークスルー感染というのも多く報告されるようになりまして、そうなりますと重症化を防ぐ効果があるからやはりワクチンは重要なんだというように、ゴールポストがどンドン動いてるような気がいたします。実際、ワクチンを接種しても重篤になっている方もいらっしゃいますし、亡くなっている方も多いというふうなことです。

そういった中で、小児接種の対象の方は心配されているかと思いますが、まず今回のワクチンのデータはデルタ株を想定したものであって、オミクロン株を想定したものではないというふうなことが厚生労働省の公式回答となっております。ワクチン反対派の人の中にはちょっと極端な人もいて、もうとにかく反対という人もいますけれども、私はそうは考えてはおりませんが、慎重であるべきではないかなというふうに思っております。

では、質問に移りたいと思います。

ワクチンの小児接種を望んでいる保護者の方もいらっしゃると思いますが、不安に思ってる方もいらっしゃると思いますので、ワクチン接種後の死亡者数とか、それから副反応の状況とか、そういったことを分かる範囲でいいので、お答えいただけたらと思います。

それから、インフルエンザとの比較とかもありましたら、お願いいたします。

○議長（山本泰正君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

それでは、尾崎議員の新型コロナワクチンの小児接種についての御質問にお答えいたします。

まず、ワクチン接種後の死亡者数についてでございますが、インフルエンザのそれと比べてどうかとの御質問についてでございます。

新型コロナワクチン接種後の死亡者数と重篤な副反応の人数につきましては、令和4年2月18日開催の厚生科学審議会資料の数字でございますが、日本での接種開始から令和4年1月23日の期間で、全ての種類におけるワクチン接種での死亡報告数は合計で1,450件、100万回接種当たり7.1件となっております。主な症状は虚血性心疾患、心不全、脳卒中でございます。専門家による評価では、1,450件のうち1,440件が情報不足などによりワクチン接種と死亡との因果関係が評価できない、また10件がワクチンと死亡との因果関係が認められないとされており、現時点においては、個々の死亡事例において新型コロナワクチンとの因果関係があるとはっきり結論づけて得ることのできた事例は認められておりません。重篤な副反応、入院や障害などの報告等につきましては、医療機関からの副反応疑い報告では5,310件となっております。ワクチンとの因果関係の評価については、公表されているものがございません。

季節性インフルエンザ接種後の死亡者数と重篤な副反応の人数につきましては、令和2年10月から令和3年3月の期間中で、医療機関からの副反応疑いでは、死亡が3件、100万回接種当たり0.05件、重篤な副反応が104件となっております。そのうち医療機関からワクチン接種との関連ありと報告されたものについて

は、死亡がゼロ件、重篤な副反応が53件となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 1番 尾崎議員。

○1番（尾崎智美君） ありがとうございます。

そうですね。今回の小児接種に関しましては、従来と違う点が幾つかありまして、1つ目は、接種する本人が決めるのではなくて主に保護者が決めるということ、それからモデルナ社のものではなくて、ファイザー社のものであるとか、そういったことです。

それから、私個人的に一番大きいと思ってるのは、努力義務がなくなったということです。行政側としては、接種を希望される方に接種できるような環境さえ整えば接種しましょうというような推奨をする必要ないというふうなことだと理解しております。保護者に対しても、接種したほうがいいですよということではないというふうに思います。御自分で判断して、どうするか判断してくださいということだと思えます。

そういった厚生労働省の方針とも足並みをそろえるように、文部科学省のほうからも学校などでの集団接種は推奨しないようにというふうな通達が出たというふうに報道で聞きました。離島とか、そういうふうな特殊なところは集団接種をしても構わないということであるみたいですが、基本的には個別に判断して個別に接種会場に行くとすることですね。それから、同調圧力がないようなことも言われております。

岡山県で足並みをそろえるというふうなことの答弁もありましたけども、真庭市は一斉送付をせずに希望者のみに送付したというふうにホームページにもありました。接種が始まりますよ、だから接種券を送ってほしい人は連絡したら送りますよというふうなスタンスです。一回やめようと思っても、後で気が変わったらもちろんできるようにはなっているようです。同様に、大阪府の泉大津市の南出賢一市長も接種券の送付を取りやめたというふうに報道されております。御本人もユーチューブで語っております。その理由は、1、オミクロン株に対しての効果とエビデンスが十分ではない、2、そもそも重症化することのない小児に対してワクチン接種の意義が高齢者とは異なるというようなことが主な理由のようです。

そういったことで、この方針が出た後にアメリカから出てきたデータなんですけども、小児の場合ワクチンの効果が落ちる速度が成人の場合に比べて急激に早いというふうなことも出てきました。イギリスでは、もう新型コロナ自体の重症化率が低いので、先月の24日からインフルエンザと同様の扱いにして、規制の全面的な解除をしておるそうです。スウェーデンとかも同じようで、海外ではマスクをしていないのがもう結構普通になってきて、元の日常を取り戻しているようです。

厚生労働省のデータによると、先月の15日時点で10歳未満の新型コロナによる死亡者は累計でゼロ人です。10代の死亡者は4人ですが、その4人の中の3人は基礎疾患があった人で、残りの1人は交通事故で亡くなられた人ということで、現在の基準では、交通事故で死亡しても、PCR検査をして陽性だったらもうコロナ死というふうにカウントしておりますので、かなりの方が別の疾患で亡くなられてもコロナ死として計上されていると思います。実際岡山県の第1号の死亡者も、別の疾患で亡くなられたんだけど、陽性だったからコロナ死になりましたというふうなことが新聞とかでも報道されておりました。

そのように、結構新型コロナに関しては人数を膨らませるんですけども、ワクチンに関しての犠牲者は全然因果関係がないというふうに、そういうふうに答えているそうで、ちょっと不公平な感じはいたします。実際、ワクチン接種後、翌日亡くなられる方が非常に多く、当日、翌日、1週間以内に亡くなられた方が非常に多いというふうにデータで出ておるようです。ですから、ちょっと心配な面もあるかと思えます。

私個人の意見としては小児接種は不要だと思うんですが、医者でも専門家でもないのでも断定的な表現はいたしません。しかし、保護者の方には慎重に考えて判断していただきたいと思えます。

ちょっと時間が少ないんですが、小児接種に関してどのような計画で進めていこうかということをお

答えいただきたいんですが、もう既に安東議員、神崎議員のところでもう大分答えていただきましたので、補足があれば簡単にお願ひしたいと思います。

○議長（山本泰正君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

保護者の中にはお子さんに早くワクチン接種を打ちたいというような希望を持たれてる方もおられるようで、町のほうにも電話等がございます。

そうしたことも踏まえまして、町としましては、接種を希望する方々が確実に接種機会を得られる必要がございますので、3月7日に対象者全ての方に接種券を送らせていただいたということでございます。

また、今後につきましては、先ほど議員が言われましたとおり、接種の努力義務が外れたということでございますので、今後は積極的な受診勧奨を行うようにとは町のほうではあまり考えておりません。ただ、接種を希望される方が円滑に接種を受けられるよう今後進めていきたいというように考えております。

○議長（山本泰正君） 1番 尾崎君。

○1番（尾崎智美君） ありがとうございます。

ワクチン接種をされる方も、タイミング的にほかの市町の状況を見て判断されるとか、それからタイミング的に今落ち着いてきている状況のときにするよりかは、するにしても効果的な時期というのがあるかと思っておりますので、そのあたりでタイミングを計っていただけたらと思っております。

以上で一般質問を終わりといたします。

○議長（山本泰正君） これで尾崎智美君の一般質問を終わります。

ここで場内の時計が、午後1時まで暫時休憩といたします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（山本泰正君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

町長 草加君。

○町長（草加信義君） 神崎議員の一般質問で和気アルプスの活用方法についてという御質問がございまして、私のほうから、あそこは禁猟区だという答弁をしたんですが、実は大変申し訳ねえことに間違いでございまして、平成25年に天神山とそれから和気美しい森のほうへつけかえになっております。これを訂正をさせていただきます。今は禁猟区、保護区じゃございません。ただ、猟友会では申合せによって和気アルプスでは使用しないという申合せになっておるといように聞いております。大変すいませんでした。

○議長（山本泰正君） 次に、8番 西中純一君に質問を許可します。

8番 西中君。

○8番（西中純一君） まず、私は1番目に補聴器購入助成制度の導入についてというテーマで質問をさせていただきます。

ここへ書いてありますように、近隣の備前市、瀬戸内市などでは高齢者に対する補聴器の購入助成制度を実施しております。大体一生に1回だけ助成があるというふう聞いております。両耳やっても、例えば30万円かかったとしても1回5万円だけ助成というふうなようで、あと条件としてやはり耳鼻科の医師による補聴器の必要性を認める補聴器適合に関する診療情報提供書がもらえる人だとか、そういうふうな条件が、これは瀬戸内市ですけど、つけておる。あるいは、住民税非課税世帯の人——世帯全員の方が非課税です——あるいは、聴覚障害による身体障害者手帳をお持ちでない人だとか、そのような何ぽか条件がついているというふうなことでございます。

そもそもこういう認知症という問題と非常に関わりがある耳の聞こえの問題というのは、認知症にならないた

めにも大変重要な能力だということでもあります。また、補聴器というのは、買えばすぐ使えるというものでもなくて、そういう購入されたお店で段階を踏んで調整してもらい、そういう必要があるということでございます。よく聞く話でありますけれど、買ったけどよく聞こえないのでどっかへ飾っておったとかという、そういう話をお聞きします。かく言う私の父親も補聴器を持っておりますが、聞きにくいのでどっかに置いとるというふうな、そういう話はもう枚挙にいとまがないという形でございます。高額なものだと100万円近くかかるのをつけていると、そういうふうなこともあるということをお聞きします。

これ全国的にも補聴器制度は広がっているということでもあります。高齢者の生活をよくしてほしいというもので、ぜひ導入について検討方よろしくをお願いします。

○議長（山本泰正君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

それでは、西中議員の補聴器購入助成制度の導入について回答させていただきます。

補聴器の購入助成でございますが、現在町で行っております補聴器に関する助成は2点ございます。

まず1つ目は、障害者総合支援法による障害者手帳をお持ちの方のうち、聴覚障害をお持ちの方が対象となります。本人負担につきましては、補聴器の種類によって基準額が定められているものの、原則1割で、非課税世帯については本人負担はなしとなっております。直近の実績としましては、昨年度5件、本年度は今日までに2件の申請がございました。

もう一つは、障害者手帳の交付対象とならない軽度、中等度の方を対象とした補助事業でございますが、満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童が対象となっております。こちらの本人負担は基準額の3分の2が限度となっております。この事業は、幼少から青年期にかけ言語習得の向上など、一定の効果が期待できる方を対象としたものとなっております。

西中議員から御質問がありました高齢者を対象とし、かつ日常生活に支障を来す程度の方への助成事業につきましては、先ほど申し上げましたとおり、現在町では実施をしておりません。こうした助成事業に関する市町村の導入状況は、議員のおっしゃったとおり、近隣では備前市、瀬戸内市が導入しているようでございますが、身体障害者手帳が交付されていない方で補聴器が必要な方の助成に関しましては、現在のところその考えはございません。相談があった場合にはきちんと相談に乗りまして、先ほど申しました1割程度の自己負担で購入できる制度がございますので、そちらを活用できるよう案内をさせていただいているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 8番 西中君。

○8番（西中純一君） 大変渋い答弁なんですけれど、要するに、もう一遍聞きますと、聴覚障害でその手帳を持つとられて、その際の分の補助制度しかないということですね、現状は。もう一遍そこを。18歳までの方はいわゆる障害何ていうんですかね、療育っていうんですか、その分の制度だと。だから、そういう聴覚障害で身体障害者手帳を持つてる人についてはあると、それだけでしかないということですかね。よくあれだったんで、特にその聴覚障害の手帳のあれをもう一遍お願いします。

○議長（山本泰正君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

聴覚障害で、2級、3級、4級、6級に該当することにつきましては、身体障害者手帳が交付されますので、そちらのほうで自己負担1割負担で購入できる制度がございますので、そちらのほうで対応させていただいているということでございます。

○議長（山本泰正君） 8番 西中君。

○8番（西中純一君） じゃあ、そういうことなんで、当面はじゃからいわゆる一般的に難聴傾向が出てきた

と、高齢で年を取って、そういう方の補助というのはできないということですよ。

○議長（山本泰正君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 生活に支障を来すような聴覚に異常があるようでしたら、障害者手帳の対象になると思いますので、そちらの制度のほうで御利用いただくということでございます。

○議長（山本泰正君） 8番 西中君。

○8番（西中純一君） 今、高齢者の多くの方がだんだん耳が聞こえにくくなって、息子や娘が大きい声をせんと話ができんというふうな分が本当に困っている、本当に日常に見かけるあれなんで、ぜひともそういう何らかの形で補助制度をしていただきたいというふうに思っているんで、またそういうそれだけ要望があるんだということを示す意味でも、これから当面できないというのであれば、陳情というんですか、請願運動をきちっとして、それからまたよく備前市でもかつてそういう年金者組合というのがあって、そこからたしか請願とかそういうのを出されたと思うんで、じゃあそういう運動をしてぜひやっていきたいと思います。

だから、そういう蓋然性というんですか、必要性が認められたならばそれはやはりそれだけ多くの方の要望があるということがあれば、それはやぶさかではないんじゃないですか。その辺もう一度お願いします。

○議長（山本泰正君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 補聴器につきましては、非常に1つが高額なものでございますので、限度額を設けて、自己負担が多くなるよりは、聞こえないということであれば有利な制度のほうで対応していただくよう御案内をさせていただくということで対応をさせていただきたいというように考えております。

○議長（山本泰正君） 8番 西中君。

○8番（西中純一君） 残念ながら、全国的にはいろいろとそういう制度ができているところが生まれているんですけど、当町ではまだちょっと尚早であるというふうなことのようなので、今後ともじゃあ皆さんのそういう高齢者の意思を請願とか陳情というふうな形も含めてまた今後お願いして実現していきたいというふうに思っております。そのときはよろしくお願いします。

次の新型コロナ対策の現状と改善方向というテーマでございます。

これはPCR検査というのが本来は必要な方が全員受けられるようにというふうなものが私としての意見なんですけど、ちょっと岡山県もそういうことを掲げとったようなんですが、かなり条件があったようなんですよね。誰でも受けられるようにはなっていなかった。デルタ株が非常に蔓延したときに、一時岡山県のホームページを見ると無料検査ができると、たしか北川病院、そうだったと思うんですけど、どっかそういうPCR検査が無料で受けられるというふうなことの県の制度として一時あったように思うんですけど。

一方、有料の検査というのは、有料でまた受けられるというふうなことも出てきているようなんですけど、まず検査の辺がどうなのか。この点についてはあまりほかの方は聞かれなかったもので、教えていただきたいと思う。

3回目のワクチン接種の進展はっていうのは、これは大体前の方の答弁で分かりましたんで、これは省略させていただきます。

それから、学校での感染状況ということで、都市部では特に学校が休校になったとか、学級閉鎖だとか、学年閉鎖とか、そういうふうなことをよく聞くところでございます。町内の感染状況でも、10代とか10代未満の感染状況をよく聞くので、学校でたしか保健所の指導だと4日間ぐらいは子供を休ませるとか、そういうふうな何か指導があるようでございます。その点についてはどのようになっているのか。実数だけでも、固有名詞は言わないんだろうと思うんですが、教えてもらえればと思います。

それから、11歳以下のワクチンの接種の現状も、基本的には個別接種でいこうということで、大体流れは分かりました。一応自己責任というか、親がそのリスクも含めて希望した場合にだけやるというふうなことだろう

と思います。それは私も理解するところでございます。残念なことに、京都で1件幼児の死亡例があったというふうなことから、やはりもちろんリスクがあるということは確かだと思います。それは十分気をつけて慎重にやる必要が本当にあると思います。

それから、老人福祉施設等ではPCR検査を定期的にやっているというふうなところを特に都市部で聞くところでございますが、本来的には教職員とか保育士というのはやっぱりPCR検査を受けて自分がうつすというよりも、逆に今であれば子供からもらうということも考えられると思うんで、それはそれで早くに受けておったほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、その辺の見解はどうでしょうか。

それから最後に、医療機関がこのコロナ禍によって患者が受診控えをされていると。それから、発熱外来という言い方をしますけれど、大病院に行くと、私も母親を大きい病院に連れていったことがありましたけど、やはり熱があるということで1時間以上外で待たされて、検査をしてから本来の受診に持っていたというふうなことがあるということで、医療機関もそれなりの設備だとかそういうものもしているということで、経費も増えているということで、何らかの形で町も支援できないかなということも思っております。私が赤磐市の分で聞いたところによると、1医療機関、病院等が20万円で医師会には200万円を市のほうから補助として出しているというふうなことがあるようです。これは、ただ赤磐市の場合はワクチン接種等でもお世話になっていると、そういうふうなことで出しているということも聞いたんですけど、いずれにしろ何らかの形でそういう医療機関にも町で支援ができないかというふうなことも思っております。ぜひその点について見解をお聞きしたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

○議長（山本泰正君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

それでは、西中議員の新型コロナ対策の現状と改善方向はとの御質問のうち、PCR検査関係の2点についてお答えをさせていただきます。

まず、PCR検査が無料で受けられるのはどのようなときかとの御質問でございますが、公費負担の行政検査として実施されるのは、1、症状があつて自ら医療機関を受診して、診察の結果、医師が検査が必要と判断したとき、2点目、濃厚接触者で、症状があり、医療機関を受診した結果、医師が検査が必要と判断したとき、3つ目として、濃厚接触者で65歳以上の方や基礎疾患を有している方など、重症化リスクが高いと保健所が判断した場合の3点でございます。

また、それ以外で、現在岡山県が3月31日までの期間で無料検査事業を実施しております。これは飲食やイベント、旅行、帰省を行うために陰性の検査結果が必要な無症状の方を対象に実施されており、事業に登録している医療機関や薬局、民間の検査機関でPCR検査や抗原検査を受けることができます。本事業において和気町内での実施はございませんが、県内では143か所で実施されております。

次に、有料の検査はどこで受けられるのかとの御質問についてでございますが、検査を実施している医療機関につきましては、岡山県のホームページに掲載されており、約250の医療機関を公表しております。ただし、中には公費負担の行政検査のみを実施している医療機関もございます。和気町内では北川病院と平病院、洪藤医院が有料の検査を実施可能であると聞いております。参考までに申しますと、抗原検査では大体5,000円から1万円、PCR検査では1万5,000円から3万円台の自己負担が必要なようでございます。

以上、PCR検査関係についてお答えをさせていただきました。

○議長（山本泰正君） 学校教育課長 國定君。

○学校教育課長（國定智子君） それでは、私からは学校での感染状況と教職員のPCR検査の2点についてお答えいたします。

まず、学校の感染状況ですが、町内のにこにこ園及び小・中学校では1月半ばより少しずつ濃厚接触者、陽性

者が確認され始め、1月下旬より増加傾向に転じました。詳細につきましては、個人情報に関わることでお伝えできませんけれども、3月13日の時点で園児、児童・生徒のうち約40名の陽性が確認されております。

臨時休業や学級閉鎖につきましては、陽性が確認されたタイミング、その子供の出席状況等によって保健所の指導も異なっており、ケース・バイ・ケースではございますが、一律にということではなく、2日から4日程度臨時休業あるいは学年閉鎖、学級閉鎖を実施した学校や園がございます。現在はそういった対応をしている学校園はなく、徐々に落ち着いてきているところです。

次に、教職員や保育士のPCR検査を定期的実施すべきではないかという御質問についてお答えいたします。

町内の学校・園に勤務している教職員は、デルタ株、オミクロン株の流行以前から毎日の検温と健康観察の管理職あるいは養護教諭による確認、体調不良児や家族に感染の疑いがある場合の出勤自粛、出張の精選等、国、県の通知や指導に基づいた感染症対策を徹底しております。また、園や学校で感染が確認された場合には、必要に応じて抗原検査やPCR検査を受検しているところです。

確かに議員おっしゃるとおり、定期的にPCR検査が実施できればより安心・安全な状況が確保できるかもしれませんが、現時点で教職員から子供へあるいは子供から教職員への感染は確認されていないということも鑑み、教育委員会といたしましては現在の対策を継続してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長（岡本芳克君） それでは、失礼いたします。

西中議員の医療機関もコロナ禍で収益減と経費増である、町で支援できないかについてお答えをさせていただきます。

まず、医療機関の皆様には、新型コロナウイルス感染症が長期化する中で、日々感染のリスクと闘いながら対応していただいておりますことをこの場をお借りいたしまして感謝申し上げます。

さて、医療機関の現状の中で、医療費の動向について着目しますと、医療費の動向につきましては、厚生労働省の発表によりますと、令和2年度につきましては前年度比1兆4,000億円、3.2%減少し、4兆2,000億円となっています。減少要因については、新型コロナウイルス感染拡大に伴う受診控えのほか、マスク、手洗いの定着による風邪やインフルエンザなど、呼吸器系の疾患が減ったことが影響したと説明しております。また、令和3年度4月から10月の医療費は2兆5,000億円で、前年度比5.2%の増加となっており、受診控えで減っていた患者が一定程度戻っていると判断できます。

このような状況の中、国、県におきましては、医療機関の支援について医療機関における感染防止に関わる費用の助成、医療従事者に対する慰労金の支給などの措置が行われました。また、新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受ける中堅、中小事業者、個人事業者に対し事業規模に応じた給付金を支給する事業復活支援金制度の中で、減収の影響を受けた医療機関も対象とされており、令和4年5月まで申請可能な状況であります。あわせて、減収の影響を受けた医療機関に対しての優遇の貸付けも実施されております。

和気町からは、医療機関に対して感染防止のためのマスク、ガウンの提供を行うとともに、ワクチン接種の円滑な推進のための協力金、加算金で約1,000万円を予算化し、交付するとともに、受付、予診業務を行う人的支援を行っております。

医療機関の経営の経済的な支援につきましては、引き続き国、県の動向を注視したいと考えており、現時点での町として補助金等の支援は考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 8番 西中君。

○8番（西中純一君） 大体大きくは分かりましたけど、細かい点を若干聞きたいと思います。

医療機関で無料で受けようとする、要するに実際に症状があって受診をしなければならない、そういうものは感染症法ですか、そのことによって医療検査をする必要があるということで、それで無料になるということですかね。だから、別にまだかかっていないのにこっちから行く場合はやっぱり有料なるということなんだろうと思いますね。北川病院、平病院、渋藤医院等では抗原検査ができると。それから、PCR検査は1万5,000円から3万円、有料であるということになるんですかね。だから、それについても今言われた病院等で受け入れるんですかね。それが一つ。

それから、学校・園等についての感染は、40名ぐらいの方が陽性になってるということで、それぞれ保健所からの指導で2日ないしは4日臨時休業とあるいは学年閉鎖、学級閉鎖、そのようなことがあるんだけど、ケース・バイ・ケースでそれぞれ対応しているということですよ。大体分かりました。

だから、私が考えていることは、これ特にそういうふうに住まれるときに、問題点としてはすぐに親御さんというんですか、保護者が看護に付き添えるように有休がすぐ取れるようになっているかどうかという問題があるんですかね。それはそれぞれの個別の勤め先によって、できる場合、できない場合がいろいろあると思うんですけど、その辺の問題がないかどうか。これも分からないかもしれませんが、もしあればそれを教えてもらいたいと思います。

それから、一応1,000万円程度町のほうからガウンとかマスク等の物的支援をしているということでしたかね。だから、金銭的なものは今まではないということなんですか。取りあえずは考えていないということなのか。もう一遍、そこがよく分かりませんでした。ぜひとも診療報酬改定であまりいい改定になってないということも聞きます。多分この春、改定が3月であったんじゃないかなと思うんですけど、なかなかそれなりの国の診療報酬をアップするような話はあまり聞いてないんで、ぜひともこれはやっぱり必要だと思うんで、町のほうからも何らかの手当をしていただければなというふうに思います。3つぐらい聞いたと思うんですけど、お願いします。

○議長（山本泰正君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

無料でPCR検査を受ける方法ですけども、先ほどのおっしゃられたとおり、症状があって公費で受ける場合と、それからもう一点ございます。ワクチン検査パッケージ対象者全員検査等定着促進事業というのがございます。こちらはイベント等に出席、参加する場合に検査陰性証明が必要な場合の方については、無料でPCR検査を受けることができます。それから、以前県知事が要請して県内で行ってございました一般検査事業、こちらにつきましては今はもう岡山県内では非常に希望者が多かったということで、停止ということがございます。

それから、有料の検査でございますが、こちらについては町内では渋藤医院、平病院、北川病院でPCR検査、抗原検査、いずれの検査も有料でできるということがございます。

○議長（山本泰正君） 学校教育課長 國定君。

○学校教育課長（國定智子君） 失礼いたします。

学校や園を臨時休業あるいは学級閉鎖等にした際に、保護者の方がすぐ看護に当たれる態勢にあるかどうかということでございますが、学校や園につきましては、保健所との協議あるいは町との協議を経て対応が決定した段階でできるだけ早いタイミングで保護者の方に一斉メールでお知らせをするようにしております。実際には、やはり困っておられる御家庭もあったかと思いますが、学校や園のほうから丁寧に説明をいたしまして御理解と御協力をいただいているところです。

また、濃厚接触者に当たるかどうかで保護者の方の勤務が可能かどうかというあたりで、学校や園のほうには

幾らかお問合せのほういただいたというふうに教育委員会としても把握をしているところです。

○議長（山本泰正君） 民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長（岡本芳克君） 医療機関への支援の関係でございますけど、物的なものといしましてマスクとかガウンをお送りしたと。それから、お金の面では、ワクチンの接種の円滑な推進のために、協力金として1医療機関当たり10万円とか、それから接種1回当たり200円の加算金をお支払いしていると。ほんで、合計が1,000万円になるということでございます。

それから、人的な支援ということで、そのワクチンの接種に当たって受付だとか予診事業を行う人を派遣しているということでございます。

○議長（山本泰正君） 8番 西中君。

○8番（西中純一君） 学校のほうの感染に伴う保護者への連絡等、そういういろいろと個別の仕事というのは大変だろうと思います。今が本当のピークで、ピークアウトをして、その代わり死亡者が今一番多いというふうなことも誰か同僚議員が言われました。それが本当にピークアウトであればいいんだと思うんですけども、早急に新型コロナとの闘いに勝利できるように、本当に国を挙げてそういう感染症対策ということをやっていく必要があると思います。若干10万円ほど、じゃあそういう補助もされているという、あるいはスタッフを出したり、そういうふうなところで、あるいは接種に2,000円（「200円」と後刻訂正）の加算ですか、そういうふうなこともやっているということだったと思います。しかし、これがもっと長引けば、もし、医療機関に対する補助というか、そういうこともぜひ考えていただきたいというふうには思っております。

以前、女子生徒のHPVワクチンでいいましたか、子宮頸がんのワクチンで、最初は国がすごい推進したんですけど、途中でいろいろと障害が出てきて、それを見直しするというようなこともかつてありました。ぜひともそういう点で子供の接種についてはいろいろとリスクもあるということで、1件京都で死亡例が出たということもあるということなので、ぜひとも慎重に保護者に対する説明とかをきちっとしながら、個別接種で、リスクのある方は本当に下げてください、自分の健康を守っていただきたいと思います。

ということで、あまりまとまりがないですけども、新型コロナ対策についてぜひとも今後ともよろしく願います。

○議長（山本泰正君） これで西中純一君の一般質問を終わります。

以上で、一般質問は全て終了しました。

明日15日は休会とし、16日の午前9時から本会議を再開しますので、出席方よろしく願いいたします。

本日は、これにて散会します。

御苦労さまでした。

午後1時40分 散会

令和4年第1回和気町議会会議録（第15日目）

1. 招集日時 令和4年3月16日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 令和4年3月16日 午前9時00分開議 午前10時29分閉会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名
1番 尾崎 智美 3番 従野 勝 4番 神崎 良一
5番 山本 稔 6番 居樹 豊 7番 万代 哲央
8番 西中 純一 9番 安東 哲矢 10番 当瀬 万享
11番 山本 泰正
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名
なし
7. 説明のため出席した者の職氏名
町長 草加 信義 副町長 稲山 茂
教育長 徳永 昭伸 民生福祉部長 岡本 芳克
総務課長 永宗 宣之 危機管理室長 河野 憲一
財政課長 海野 均 まち経営課長 寺尾 純一
生活環境課長 山崎 信行 健康福祉課長 松田 明久
介護保険課長 井上 輝昭 産業振興課長 新田 憲一
都市建設課長 西本 幸司 上下水道課長 田村 正晃
総務事業課長 久永 敏博 会計管理者 清水 洋右
教育次長 万代 明 学校教育課長 國定 智子
8. 職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 則枝 日出樹

9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第 1	議案第 1 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	原案可決
	議案第 2 号 令和 3 年度和気町一般会計補正予算（第 7 号）について	原案可決
	議案第 3 号 令和 3 年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について	原案可決
	議案第 4 号 令和 3 年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 4 号）について	原案可決
	議案第 5 号 令和 3 年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について	原案可決
	議案第 6 号 令和 3 年度和気町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について	原案可決
	議案第 7 号 令和 3 年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について	原案可決
	議案第 8 号 令和 3 年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について	原案可決
	議案第 9 号 令和 3 年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第 3 号）について	原案可決
	議案第 1 0 号 令和 3 年度和気町地域開発事業特別会計補正予算（第 2 号）について	原案可決
	議案第 1 1 号 令和 3 年度和気町上水道事業会計補正予算（第 3 号）について	原案可決
	議案第 1 2 号 令和 3 年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第 4 号）について	原案可決
	議案第 1 3 号 和気町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
	議案第 1 4 号 和気町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
	議案第 1 5 号 和気町公民館使用条例の一部を改正する条例について	原案可決
	議案第 1 6 号 和気町農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を 4 分の 1 以上とすることの同意について	原案可決
	議案第 1 7 号 令和 4 年度和気町一般会計予算について	原案可決
	議案第 1 8 号 令和 4 年度和気町国民健康保険特別会計予算について	原案可決

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
	議案第19号 令和4年度和気町国民健康保険診療所特別会計予算について	原案可決
	議案第20号 令和4年度和気町後期高齢者医療特別会計予算について	原案可決
	議案第21号 令和4年度和気町介護保険特別会計予算について	原案可決
	議案第22号 令和4年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計予算について	原案可決
	議案第23号 令和4年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について	原案可決
	議案第24号 令和4年度和気町農業集落排水事業特別会計予算について	原案可決
	議案第25号 令和4年度和気町駐車場事業特別会計予算について	原案可決
	議案第26号 令和4年度和気町公共下水道事業特別会計予算について	原案可決
	議案第27号 令和4年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について	原案可決
	議案第28号 令和4年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計予算について	原案可決
	議案第29号 令和4年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計予算について	原案可決
	議案第30号 令和4年度和気町地域開発事業特別会計予算について	原案可決
	議案第31号 令和4年度和気町上水道事業会計予算について	原案可決
	議案第32号 令和4年度和気町簡易水道事業会計予算について	原案可決
	議案第33号 岡山市及び和気町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部変更について	原案可決
	議案第34号 町道路線の認定について	原案可決
	陳情第1号 母（毛嘉萍）が中国で不法に逮捕されている件に関する要望	趣旨採択
日程第2	議案第35号 和気町教育委員会委員の任命について	同意
日程第3	議案第36号 和気町農業委員会委員の任命について	同意
日程第4	決議第1号 ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議	原案可決
日程第5	議会閉会中の調査研究の申出書について	承認

午前9時00分 開議

(開議の宣告)

○議長(山本泰正君) 皆さん、御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、10名です。

したがって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(山本泰正君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。御了承を願います。

ここで議事に先立ちまして、一昨日の一般質問での発言に関し、8番 西中君から発言訂正の申出がありますので、この際許可いたします。

8番 西中君。

○8番(西中純一君) 2日前の一般質問の終わりのほうで、ワクチンの接種に対する協力金が2,000円というふうに申しました。200円が正しいということだそうでございます。協力金が200円だということで、訂正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(山本泰正君) 次に、去る3月14日、議会運営委員会を開き協議した結果を委員長から報告を求めます。

議会運営委員長 山本君。

○議会運営委員長(山本 稔君) 皆さん、おはようございます。

それでは、去る3月14日、本会議終了後、3階第1会議室において、委員全員、関係特別委員長出席、執行部より町長、副町長、担当課長出席の下、議会運営委員会を開催いたしました。その結果を御報告いたします。

まず、各常任委員長並びに特別委員長から付託案件の審査結果の報告があり、この後、各委員長から委員長報告がございます。

次に、追加議案として人事案件が2件、本日追加提案されます。その後、決議第1号としてロシアによるウクライナ侵攻を非難する決議を行います。

また、閉会中の調査研究の申出について、議会運営委員会、各常任委員会及び各特別委員会から提出されておりますので、本日議題としております。

以上、議会運営委員会の委員長報告とさせていただきます。

○議長(山本泰正君) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(山本泰正君) 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、御苦労さまでした。

(日程第1)

○議長(山本泰正君) 日程第1、議案第1号から議案第34号までの34件及び陳情1件を一括議題とし、各常任委員長及び和気鶴飼谷温泉事業特別委員長に審査結果の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長に報告を求めます。

総務文教常任委員長 居樹君。

○総務文教常任委員長(居樹 豊君) それでは、総務文教常任委員会の委員長報告を行います。

令和4年第1回和気町議会定例会におきまして、当委員会に付託されました議案8件及び陳情1件につきまして、去る3月9日午前9時から、和気町議会議事堂におきまして、委員全員出席、執行部より町長、副町長、教育長及び各担当課長出席の下、慎重に審査した結果を御報告いたします。

初めに、議案第1号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第2号令和3年度和気町一般会計補正予算（第7号）についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第13号和気町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第14号和気町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程において、次のような質疑、答弁がありました。

委員から、近隣市町の報酬額ほどの質疑に対し、県内の10町について、和気町を除いた9町の平均が23万9,000円で、今回の改正によりほぼ平均と同額となるとの答弁がありました。

次に、議案第15号和気町公民館使用条例の一部を改正する条例についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第17号令和4年度和気町一般会計予算についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程において、次のような質疑、答弁がありました。

委員から、基本的に骨格予算であるが、新規事業も計上されているようだが、今後、補正等で出される案件はどんなものがあるのか。基金から1億円の繰入れだと思うが、骨格予算で1億円も繰入れする財政状況は心配であるとの質疑に対し、財調からの繰入れが1億円で、令和3年度に比べると低く抑えている。主要事業では、一般財源対応でハザードマップや防犯カメラ、新生児出産祝金、令和3年度からの継続となるしゅんせつ残土事業についても、地方債の残りについては一般財源を充当している。その他、空き家対策の計画など、骨格であっても当初予算に上げるべき事業の関係で、財調からの繰入れが発生しているとの答弁がありました。

同委員から、ある程度、新規事業的なものが入っているのはやむを得ないと判断するが、道路改良や河川改修など、地元要望が今後出されてくるとの質疑に対し、当初予算の査定段階である程度さび分けしている。今後、肉づけ予算をつけるにおいて、地元の要望事業や新規で検討すべき事業もあるので、今後の査定により計上すべき純然たる新規事業も幾つかあるとの答弁がありました。

次に、議案第23号令和4年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第33号岡山市及び和気町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部変更についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、陳情第1号母（毛嘉萍）が中国で不法に逮捕されている件に関する要望についてであります。審査の結果、全会一致で趣旨採択となりました。

なお、審査の過程におきまして、次のような意見がありました。

委員から、陳情の内容に地方議会で頼むことなのかと思われるが、提出者の気持ちも理解できるので、趣旨採択が妥当ではないかとの意見がありました。

以上、総務文教常任委員会の委員長報告といたします。

○議長（山本泰正君） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、御苦労さまでした。

次に、議案第1号及び議案第13号から議案第15号まで、議案第23号及び議案第33号の6件は、討論の申出がありませんので、討論を省略します。

お諮りします。

議案第1号及び議案第13号から議案第15号まで、議案第23号及び議案第33号の6件を一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認め、これから採決します。

議案第1号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、議案第13号和気町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第14号和気町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第15号和気町公民館使用条例の一部を改正する条例について、議案第23号令和4年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、議案第33号岡山市及び和気町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部変更について、以上6件に対する委員長の報告は、原案可決であります。6件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第1号及び議案第13号から議案第15号、議案第23号及び議案第33号の6件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第1号は、討論の申出がありませんので、討論を省略します。

これから陳情第1号母（毛嘉萍）が中国で不法に逮捕されている件に関する要望についてを採決します。

陳情第1号に対する委員長の報告は、趣旨採択であります。陳情第1号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって陳情第1号は、委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決定されました。

次に、厚生産業常任委員長に報告を求めます。

厚生産業常任委員長 西中君。

○厚生産業常任委員長（西中純一君） おはようございます。

それでは、厚生産業常任委員会の委員長報告を行います。

令和4年第1回和気町議会定例会におきまして、当委員会に付託されました議案26件につきまして、3月10日午前9時から和気町議会議事堂におきまして、委員3名出席、欠席1名、執行部より町長、副町長及び各担当部・課長出席の下、慎重に審査したその結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第2号令和3年度和気町一般会計補正予算（第7号）についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第3号令和3年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第4号令和3年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4号）についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第5号令和3年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第6号令和3年度和気町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第7号令和3年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第8号令和3年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第10号令和3年度和気町地域開発事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第11号令和3年度和気町上水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第12号令和3年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第16号和気町農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることの同意についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第17号令和4年度和気町一般会計予算についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程において、次のような質疑、答弁がありました。

委員から、地域医療介護総合確保基金事業について、現在、和気町に有料老人ホームはどれぐらいあるか。この事業のサービスの種類について、一般型と混合型ではどのような違いがあるのか。今回、介護付きの有料老人ホームを計画した意図は何か。また、18歳以下の医療費無料について、具体的に何人の18歳以下の方で、何人ぐらい予定されているのか。これまで病気で入院や治療など、どういう状況であったのかとの質疑に対し、町内に有料老人ホームは4施設あって、今回の施設整備は介護付きの有料老人ホームで、要支援の方や要介護の方、一般の方など、制限がなく入所できるのが混合型で、一般型は介護の段階に応じた方しか入所できない。第8期の介護保険計画を策定するに当たって、町民のニーズ調査を行った。その結果で、今後の和気町においては、2025年に向け団塊世代の後期高齢化、それから団塊ジュニア世代が高齢化になることから、住まいの場を確保してほしいとの要望があり、今回、1施設50床の計画を行ったとの答弁がありました。また、乳幼児医療の医療費については、県制度では就学前までの乳幼児及び小学生の入院が対象となっており、就学前までの乳幼児が450人と、町制度は18歳までの児童・生徒等で、18歳の誕生日を迎えた3月31日までの1,153人が対象者となっている。病気の内容については、レセプト等詳しい情報がないため、病気の種類については不明であるとの答弁がありました。

別の委員からは、イノシシや鹿の出没状況は、この二、三年、どういう状況で、被害は怎么样了のか。また、防護柵の設置の状況はどの質疑に対し、有害鳥獣の捕獲数の推移についてはここ近年ほぼ横ばいの状況で、特に今年度は猿の被害が吉井川右岸で多く発生しているような状況であり、防護柵の補助事業も申請があるとの答弁がありました。

同委員から、ドローンを活用して動物の体温を察知する方法で、猟友会と協力してイノシシを連れ出して捕獲するというを他町でやっているようだが、和気町もぜひドローンを活用して実施してみたらとの質疑に対し、実証実験でもドローンで有害鳥獣の搜索調査をして、遠赤外線センサーも性能がよくなっていて、夜でも体温があればイノシシか鹿の見分けができる。獣が動けば動くほうへドローンが追っていく仕組みである。財源が確保できれば、遠赤外線センサーのドローンを整備したいとの答弁がありました。

同委員から、しゅんせつ残土等処分場整備事業について、残土処分場はしゅんせつ残土のみ扱うのかとの質疑

に対し、日笠も働もメインはしゅんせつ残土である。ただし、良質な工事残土、例えば道の掘削等で発生した場合についても受け入れる場合がある。あくまでも良質な残土を前提としていて、民間の物は扱わないとの答弁がありました。

同委員から、民間は受け入れないのであれば、利用料を取る場合でも公共事業のみの受入れとなるのかとの質疑に対し、働については岡山県土木部の事業で、主に東備管内、金剛川、和意谷川を中心としたしゅんせつ残土を受け入れるもので、ストックヤードとしても活用する計画である。和気町が実施する日笠の処分場は、メインはあくまでも国土交通省の事業及び県の農林事業部の事業を中心に考えていて、今後のしゅんせつ工事も想定している。また、新田原井堰の下の土砂も約3年から5年で堆積していることから、そちらの受入れも想定している。なお、県や国の分については、それぞれ料金を取っていくことも想定しているとの答弁がありました。

同委員から、働地区について、この事業への反対者が40%以上いるようだが、町として反対者の声をどのように理解しているのかとの質疑に対し、働の残土処分場事業は、岡山県が測量、調査を行い、地元で了解されたら工事を行い、完成後は町が引き取る方法である。地元説明会では、町内全体で共存共栄であることから理解を求めている。昨年熱海のような土砂崩れが発生した場合はどうなるのか心配されているが、工法については、県の土木部のほうから専門的な説明がなされている。最終的には、地元の意見を尊重し地元が決定することであるが、適正な方法で実施することをお願いしているとの答弁がありました。

次に、議案第18号令和4年度和気町国民健康保険特別会計予算についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程において、次のような質疑、答弁がありました。

委員から、委託料の特定健診について、今年度は改善をしているようだが、今まで1回の通知を2回行い、健康手帳も発行されている。その健康手帳については、具体的にどのような内容のものなのか。当然、健診受診率を上げることは非常に大事だと思うが、医師からの指導を守れていない方をどう指導していくのか。重病になると医療費も増えるので、このあたりの取組はどのようにするのかとの質疑に対し、特定健診の受診率の向上を目指して、保健指導の向上も必ず行っていくといけない。特定保健指導については、未受診者の方に受けていただくよう通知をし、電話による受診勧奨も行っていく。併せて今できてない課題で、健診の当日にその病院で保健指導が行えるように協議していきたい。集団健診においても、健診と特定保健指導まで一体でできる体制に取り組んでいきたいと考えているとの答弁がありました。

また、健康手帳は手帳編と資料編で構成されていて、手帳は特定健診の結果や日々の血圧や食事の記録も記入できる。資料編は和気町独自の資料に基づいて作成したものである。特定健診の結果が毎年ファイルできて、もし病気等にかかった場合、この手帳により病院で診療を受け、その記録により医師がふだんの健康状態を把握できるなど、医療機関とも連携できるものと期待している。なお、健康手帳は、今年度、2,000部作成していて、町の特定健診を受診した方に結果と併せ配布している。今後は愛育委員を通じて住民の方に広めていきたいとの答弁がありました。

次に、議案第19号令和4年度和気町国民健康保険診療所特別会計予算についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第20号令和4年度和気町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第21号令和4年度和気町介護保険特別会計予算についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第22号令和4年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計予算についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第24号令和4年度和気町農業集落排水事業特別会計予算についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第25号令和4年度和気町駐車場事業特別会計予算についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第26号令和4年度和気町公共下水道事業特別会計予算についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第27号令和4年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第29号令和4年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計予算についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第30号令和4年度和気町地域開発事業特別会計予算についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第31号令和4年度和気町上水道事業会計予算についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第32号令和4年度和気町簡易水道事業会計予算についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第34号町道路線の認定についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

以上、厚生産業常任委員会の委員長報告といたします。

○議長（山本泰正君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、御苦労さまでした。

次に、議案第3号から議案第8号まで、議案第10号から議案第12号まで及び議案第16号の10件は、討論の申出がございませんので、討論を省略します。

お諮りします。

議案第3号から議案第8号まで、議案第10号から議案第12号まで及び議案第16号の10件を一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認め、これから採決します。

議案第3号令和3年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第4号令和3年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4号）について、議案第5号令和3年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、議案第6号令和3年度和気町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第7号令和3年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第8号令和3年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第10号令和3年度和気町地域開発事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第11号令和3年度和気町上水道事業会計補正予算（第3号）について、議案第12号令和3年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第4号）について、議案第16号和気町農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることの同意について、以上10件に対する委員長の報告は、原案可決であります。10件は、委員長の報告のとおり決定すること

に御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第3号から議案第8号まで、議案第10号から議案第12号まで及び議案第16号の10件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号は、討論の申出がありませんので、討論を省略します。

これから議案第17号令和4年度和気町一般会計予算についてを採決します。

議案第17号に対する各委員長の報告は、原案可決であります。議案第17号は、各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第17号は、各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号から議案第22号まで、議案第24号から議案第27号まで、議案第29号から議案第32号まで及び議案第34号の14件は、討論の申出がございませんので、討論を省略します。

お諮りします。

議案第18号から議案第22号まで、議案第24号から議案第27号まで、議案第29号から議案第32号まで及び議案第34号の14件を一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認め、これから採決します。

議案第18号令和4年度和気町国民健康保険特別会計予算について、議案第19号令和4年度和気町国民健康保険診療所特別会計予算について、議案第20号令和4年度和気町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第21号令和4年度和気町介護保険特別会計予算について、議案第22号令和4年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計予算について、議案第24号令和4年度和気町農業集落排水事業特別会計予算について、議案第25号令和4年度和気町駐車場事業特別会計予算について、議案第26号令和4年度和気町公共下水道事業特別会計予算について、議案第27号令和4年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について、議案第29号令和4年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計予算について、議案第30号令和4年度和気町地域開発事業特別会計予算について、議案第31号令和4年度和気町上水道事業会計予算について、議案第32号令和4年度和気町簡易水道事業会計予算について、議案第34号町道路線の認定について、以上14件に対する委員長の報告は、原案可決であります。14件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第18号から議案第22号まで、議案第24号から議案第27号まで、議案第29号から議案第32号まで及び議案第34号の14件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、和気鶴飼谷温泉事業特別委員長に報告を求めます。

和気鶴飼谷温泉事業特別委員長 神崎君。

○和気鶴飼谷温泉事業特別委員長（神崎良一君） それでは、和気鶴飼谷温泉事業特別委員会の委員長報告を行います。

令和4年第1回和気町議会定例会におきまして、当委員会に付託されました議案3件につきまして、去る3月8日午前9時から和気町議会議事堂におきまして、委員全員出席、執行部より町長、副町長、担当課長等出席の下、慎重に審査しましたその結果を御報告いたします。

議案第2号令和3年度和気町一般会計補正予算（第7号）及び議案第9号令和3年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第3号）の2議案についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程において、次のような質疑、答弁がありました。

冒頭、担当課長の補足説明に引き続き、委員から、歳入の食事料、宴会及びレストランが減額になっているが、テークアウトや弁当などのサービスについて、PRなど営業を行っているのかとの質疑に対し、7種類あるテークアウトについて宣伝しているが、今後は地域での集まり等にも案内していきたい。ほかにも、これまでどおり仕出しやオードブルの配達もを行っているので、しっかり宣伝していくとの答弁がありました。

別の委員から、会計年度任用職員の給与について、部門別の時給等内訳はどうなっているのかとの質疑に対し、現在の職員は、どこの部門でもオールマイティーに仕事をするように所属は特に決めていないが、施設管理と調理は専従で行っている。給与については、月額のと時給のパートタイムの者がいると答弁がありました。

続きまして、議案第28号令和4年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計予算についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程において、次のような質疑、答弁がありました。

冒頭、担当課長の補足説明に引き続き、委員から、配膳料、その他雑入、クリーニング手数料の主な内容と、公債費の返済について償還残高は幾らなのかとの質疑に対し、配膳料については、宿泊や宴会の配膳をするサービス料で、その他雑入の主なものではふるさと納税が大半を占めている。クリーニングについては、宿泊のベッドメイクに係るクリーニングや温泉のタオルやバスタオルが主なもので、清掃については、基本的にパート職員が行っているが、繁忙時期にはシルバー人材センターに委託している。その他、休館日に合わせて館内のガラス清掃やじゅうたんクリーニングを行っている。公債費については、年度末の現在残高が約2,430万円であるとの答弁がありました。

別の委員から、需用費1億7,581万円のうち、賄材料費が6,089万円で約3分の1を占めているが、肉や魚の購入は随契なのか入札なのかとの質疑に対し、お米については、年2回、見積入札で行い、安価で購入している。肉や魚については、何社かの業者を比較して、その都度、一番良い品質で値段も適当な業者を厳選して、一番効率のよいところで購入するよう努めているとの答弁がありました。

また、別の委員から、使用料及び賃借料の詳細はどの質疑に対し、テレビ受信料は37台分、有線放送受信料は館内3か所分、有線カラオケリース料は移動式が2台と大研修室の1台分で、ネットサーバー使用料にはホームページの運用料やネット決済、ネット予約のシステム使用料、食品サンプルリース料はレストランの食品サンプルのリース料であるとの答弁がありました。

以上、和気鶴飼谷温泉事業特別委員会の委員長報告を終わります。

○議長（山本泰正君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、御苦労さまでした。

次に、議案第2号は、討論の申出がありませんので、討論を省略します。

これから議案第2号令和3年度和気町一般会計補正予算（第7号）について採決します。

議案第2号に対する各委員長の報告は、原案可決であります。議案第2号は、各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第2号は、各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号及び議案第28号の2件は、討論の申出がありませんので、討論を省略します。

これから議案第9号及び議案第28号の2件を一括して採決したいと思いますですが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認め、これから採決します。

議案第9号令和3年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第28号令和4年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計予算について、以上2件に対する委員長の報告は、原案可決であります。2件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第9号及び議案第28号の2件は、委員長の報告のとおり可決されました。

（日程第2）

○議長（山本泰正君） 日程第2、議案第35号和気町教育委員会委員の任命についてを議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 草加君。

○町長（草加信義君） 本日、追加提案いたしております、議案第35号の和気町教育委員会委員の任命についてでございますが、教育委員会委員に欠員が生じたため、新たに坪井悠子氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意を求めるものであります。

それでは、2ページの議案書を朗読いたします。

〔議案朗読〕

なお、任期につきましては、任命の日から令和7年5月25日まででございます。また、参考資料といたしまして、議案書裏面に経歴を記載いたしておりますので、参考にしていただきたく、御審議の上、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本泰正君） これから議案第35号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第35号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますですが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第35号は、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、お諮りします。

議案第35号を討論を省略し、採決したいと思いますですが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認め、これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第35号和気町教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本泰正君） 起立全員です。

したがって議案第35号は、原案のとおり同意することに決定しました。

ただいま任命に同意しました坪井悠子君がおいでになっております。坪井君の入場を求めます。

[坪井悠子君 入場]

○議長（山本泰正君） 先ほど教育委員会委員任命に同意しました坪井君から挨拶の申出がありますので、発言を許可します。

坪井君。

○（坪井悠子君） 失礼いたします。

このたび和気町教育委員会委員の任命に際しまして、先ほど私を教育委員として御同意いただき、誠に光栄に存じます。教育委員の一員として、特に義務教育課程の子を持つ保護者の立場や女性の立場から、微力ながら和気町の教育行政発展に少しでもお役に立てるように頑張っている所存でございます。今後とも議員皆様方の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが御挨拶とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 坪井君におかれましては、今後とも和気町の教育の発展のために一層の御尽力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

坪井君は退席していただいて結構でございます。ありがとうございました。

[坪井悠子君 退場]

(日程第3)

○議長（山本泰正君） 日程第3、議案第36号和気町農業委員会委員の任命についてを議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 草加君。

○町長（草加信義君） 追加提案いたしております議案第36号の和気町農業委員会委員の任命についてでございますが、令和4年3月31日をもって任期を満了する和気町農業委員会委員について、新たに任命する必要があるため、農業委員会等に関する法律の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上、説明を申し上げましたが、詳細につきましては担当課長に説明いたさせますので、御審議、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本泰正君） 次に、議案第36号の細部説明を求めます。

産業振興課長 新田君。

○産業振興課長（新田憲一君） 議案第36号説明した。

○議長（山本泰正君） これから議案第36号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番 従野君。

○3番（従野 勝君） 和気町の農業委員会の委員の名簿があるんですが、認定農業者が誰であるのか、それとか何をされとんか存じ上げない方もいらっしゃるんで、名前と生年月日は分かるんですけど、農業委員ってからは農業をされとる人だとは思いますが、その辺の明細というのが分かれば、いただければ審議しやすいんですけど。これだったら、何も分からずにめくら判を押すようなもんなんです。

○議長（山本泰正君） 産業振興課 新田君。

○産業振興課長（新田憲一君） まず、1点目の御質問の認定農業者の方ですが、2名いらっしゃいます。名簿の上から3番目、砂子拓哉氏、それから名簿の中ほどなんですが、服部雄二郎氏、このお二方が現在の認定農業者の方。それから、準認定農業者、元認定農業者の方ですが、名簿の一番上の宗友和弘氏、それから上から5番

目になります、藤本 章氏、それからその2つ下になります、杉本 巧氏、この3名の方が準認定農業者ということでございます。

それから、それぞれの方の御職業なんですが、お一人ずつお伝えしたほうがよろしいでしょうか。

(3番 従野 勝君「いや、一覧表みたいなの、今の教育委員はざっと紹介があったけども、これが分からんのじゃから、誰が何を、お米を作りよんか何を作りよんか、さっぱり分からんので、それで農業委員会の委員を選べ言うほうがおかしい」の声あり)

○議長(山本泰正君) ここで暫時休憩とします。

午前 9時54分 休憩

午前10時15分 再開

○議長(山本泰正君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

産業振興課長 新田君。

○産業振興課長(新田憲一君) 失礼いたします。

議員の皆様方のお手元のほうに、今回、和気町農業委員会委員として任命を予定しております14名の方の少し詳しい名簿のほうをお配りをさせていただいております。お名前、それから職業、年齢、経歴等、応募の際の経歴というのを、これを参考に作らせていただきました。農業経営の状況をまとめたものをお配りしておりますので、御高覧いただきたいというふうに思います。

なお、このたびの農業委員会委員の募集につきましては、本年の1月6日から2月2日の間で募集を行いまして、募集人員14名に対しまして、推薦で14名、応募で1名の応募がございましたことから、和気町農業委員候補者評価委員会、こちらを開催いたしまして、任命を予定する14名の方を選出しております。

○議長(山本泰正君) ほかに質疑はありませんか。

6番 居樹君。

○6番(居樹 豊君) せっかく細かい資料をいただきましたので、参考までに、この元認定農業者、私もちよっと恥ずかしいですけども、元というと、何か任期が、認定農業者というの外れるわけですか。例えば5年たったら更新せんかったらもう元のあれになるというとか、それが1つ。

それから、この中で新規の、新しく新任の委員、それから3期以上、長いこと貢献された人、これも参考までに、すぐそれは手元でよろしいですから、お教えいただきたいと思います。

○議長(山本泰正君) 産業振興課長 新田君。

○産業振興課長(新田憲一君) 元認定農業者ということなんですが、認定農業者といいますのは、自らの創意工夫で農業経営の改善計画を作成いたしまして、県の意見照会等を経て町が認定した方ということになります。これ5年なんです、認定期間。ですから、過去にそういった認定を受けていらっしゃった方というのが元認定農業者ということになります。

それから、今回新しく委員になっていただく方ですが、5名いらっしゃいます。名簿の上から2人目、藤本敏弘氏、それから名簿の中ほどになりますが、杉本 巧氏、それからその下の服部雄二郎氏、もう一つ下の吉田邦正氏、1つ飛んで山根信一氏、この5名の方に新しく任命をお願いしたいというふうに考えております。

それから、長年やっておられる方ですが、15年以上ということで、一番上の宗友和弘氏、それから上から5番目、藤本 章氏、それからその下の金光義則氏、この方々は15年以上の長きにわたり、農業委員のほうお世話になっているということでございます。

○議長(山本泰正君) ほかに質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第36号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第36号は、委員会付託を省略することに決定しました。

お諮りします。

議案第36号を討論を省略し、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認め、これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第36号和気町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本泰正君） 起立全員です。

したがって議案第36号は、原案のとおり同意することに決定しました。

（日程第4）

○議長（山本泰正君） 日程第4、決議第1号ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議についてを議題とします。

提出者であります山本 稔君に提案理由の説明を求めます。

5番 山本君。

○5番（山本 稔君） 失礼します。

それでは、決議第1号について提案理由の説明を行います。

お手元の決議第1号を御覧ください。では、読まさせていただきます。

決議第1号ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議

ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議を別紙のとおり提出する。令和4年3月16日提出、和気町議会議長山本泰正様。提出者は、山本 稔。賛成者は、議会運営委員会委員であります。

裏面を御覧ください。

ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議

ウクライナを巡る情勢については、昨年末以来、国境付近におけるロシア軍増強が続く中、我が国を含む国際社会が、緊張の緩和と事態の打開に向けて、賢明な外交努力を重ねてきたが、2月24日、ロシアはウクライナへの侵略を開始した。このようなロシアの行動は、明らかにウクライナの主権及び領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反であり、国連憲章の重大な違反である。力による一方的な現状変更は断じて認められない。この事態は欧州にとどまらず、日本が位置するアジアを含む国際社会の秩序の根幹を揺るがしかねない極めて深刻な事態であり、和気町議会はロシア軍による侵略を強く非難する。そして、ロシアに対し、即時に攻撃を停止し、部隊をロシア国内に撤収するよう強く求める。政府においては、ウクライナに在住する邦人の安全確保に全力を尽くすとともに、国際社会とも連携し、制裁を含め、事態に迅速かつ厳格な対応を行い、あらゆる外交資源を駆使してウクライナの平和を取り戻すことを強く要請する。以上について決議するものであります。

ロシアへの抗議につきましては、全国市町村会長はじめ全国6団体などが声明を公表しております。また、都道府縣市町村議会においても、決議の採択が全国的に増加しています。和気町議会においても決議を求めるものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） これから決議第1号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番 西中君。

○8番（西中純一君） 賛成なんですけど、私は意見書と同じような形で、ロシア大使館じゃウクライナ大使館、それから外務大臣だとか総理大臣だとか、そういうのが入るのかなと思ったんだけど、提出先というか、それはしないということなんですかね。ちょっとそれだけお願いします。

○議長（山本泰正君） 5番 山本君。

○5番（山本 稔君） 全国の都道府縣市町村議会においても、決議ということだけで、上部のほうに意見書という提出はないものですので、和気町議会も決議ということで採択していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

（8番西中純一君「分かりました」の声あり）

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

山本君、御苦労さまでした。

お諮りします。

決議第1号を、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって決議第1号は、委員会付託を省略することに決定しました。

お諮りします。

決議第1号を討論を省略し、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認め、これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

決議第1号ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本泰正君） 起立全員です。

したがって決議第1号は、原案のとおり可決されました。

（日程第5）

○議長（山本泰正君） 日程第5、議会閉会中の調査研究の申出書についてを議題とします。

皆さんのお手元に配付のとおり、議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会より、議会閉会中の調査研究の申出書が提出されております。

お諮りします。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会が、議会閉会中においても調査研究できるよう承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会が、議会閉会中においても調査研究できることに決定しました。

以上で、今期定例会に付議されました事件は全て終了しました。

閉会に当たり、町長から挨拶がございます。

町長 草加君。

○町長（草加信義君） 令和4年第1回和気町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今議会において提案いたしました諮問1件、計画変更1件、補正予算11件、条例改正3件、同意1件、当初予算16件、協約変更1件、道路認定1件、合計35件、そして本日追加提案いたしました選任同意2件につきまして、慎重に御審議をいただき、大変御苦労さまでございました。

議員の皆様方におかれましては、新年度を迎えるに当たり健康に十分御留意され、ますます町政発展のため御活躍されますよう御祈念を申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（山本泰正君） 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

皆様方におかれましては、今定例会に付されました案件につきまして、終始熱心かつ慎重に審議を重ねられ、大変お疲れのことと存じます。

今期定例会は、令和4年度を迎えるに当たって最も重要な当初予算をはじめ多くの案件が審議されました。審議の過程においては、常に長時間にわたる活発な議論が繰り広げられ、議員の皆様並びに執行部の皆様にはさぞかしお疲れのことと御拝察いたします。

執行部におかれましては、まだまだ収束の見えないコロナ禍において、町民の安全・安心のため、感染予防対策に鋭意努力され、深く感謝申し上げます。議会といたしましても、引き続き協力してまいる所存でございますのでよろしく願いいたします。

また、議員各位におかれましては、健康には十分注意され、常に住民の目線に立った議会活動に邁進していただき、町政発展のために皆様方の一層の御協力と御努力をお願い申し上げます。誠に簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。

これもちまして令和4年第1回和気町議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

午前10時29分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年3月16日

和気町議会議長 山 本 泰 正

和気町議会議員 従 野 勝

和気町議会議員 神 崎 良 一